第1章 災害予防

第1節 震災対策の推進

- 第1 各種事業・計画に基づく対策の実施
- O 震災を防止し、又は震災が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、河川、砂防、海岸、 道路、鉄道、港湾、空港その他の公共施設の維持管理を強化するとともに、治水事業、海岸事 業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、雪崩対策事業その他の国土保全事 業(北海道においては治山事業を含む)、農地防災事業(北海道におけるものに限る)、都市の 防災対策事業及び道路・港湾・建築物の地震対策事業を地方公共団体等と連携しつつ計画的か つ総合的に推進し、災害に強い国づくり・まちづくりを行うものとする。
- O 都道府県知事が地震防災対策特別措置法 (平成7年法律第111号) 第2条に基づき作成した 地震防災緊急事業五箇年計画に盛り込まれた各部門の所管事業については、その進捗状況を 把握し、勧告等必要な措置を講ずるものとする。
- 第2 所管施設等の地震に対する安全性の確保等
- O 既存の所管施設の地震に対する安全性を確保するため、点検要領等により計画的に点検を実施するとともに、その結果に基づき、緊急性の高い箇所から計画的・重点的に耐震性の確保に努めるものとする。また、官庁施設については、法令等に適合しないもので、かつ、防災上危険であると認められるものについては、各省庁の長に対して必要な措置を勧告するものとする。
- O 建築物、土木構造物等の所管施設の耐震設計は、それらの種類、目的等により異なるが、その 基本的な考え方は、次によるものとする。
- ・ 構造物・施設等の耐震設計に当たっては、供用期間中に1から2度程度発生する確率を持つ 一般的な地震動、及び発生確率は低いが直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する更に高レ ベルの地震動をともに考慮の対象とするものとする。
- ・ この場合、構造物・施設等は、一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じず、かつ高 レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標として設計する ものとする。
- ・ さらに、構造物・施設等のうち、一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動等 にとって著しい妨げとなるおそれがあるものや、地方あるいは国といった広域における経済 活動等に対し著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、また多数の人々を収容する建築物等に

- ついては、重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の構造物・施設等に比べ耐震性能 に余裕を持たせることを目標とするものとする。
- O 所管施設に関する設計指針等により、適切な耐震設計を行うとともに、上記の主旨を踏まえ、 必要に応じて見直しを行うものとする。
- 施設の設置に当たっては、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等の実施に努めるほか、大規模開発に当たって関係機関と十分な連絡・調整を図るものとする。また、個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてマニュアル等による普及を図るものとする。
- O 官民の所有する地盤情報の収集・公表を進めるとともに、それらの情報を活用し、より実態に 即した液状化リスク情報の提供に努めるものとする。

第3 主要交通・通信機能強化

- O 基幹的な通信施設の整備に当たっては、各施設の耐震対策、ネットワークの充実などにより耐 震性の確保に努めるものとする。
- O 複合災害等により車両の給油に制約がある場合には、関係省庁等と連携し、給油可能な給油所 の情報等を緊急輸送に従事する運送事業者へ提供するよう努める。

第4 都市の防災構造化の推進

- (1) 市民に支えられた防災都市づくり
- 公民協働による災害に強い都市づくりを目指して、地方公共団体にとって使いやすく、かつ住民にとっても分かりやすい法律、予算等の枠組みの整理と制度の充実を図るとともに、市民の防災意識の醸成やその主体性を引き出すため、地方公共団体における行政情報の提供、主体的な地域住民のまちづくり活動への参加に対する支援等を促進するものとする。
 - (2) 防災都市づくりの計画的推進
- O 防災都市づくりを計画的に推進するため、都市防災に関する方針の都市計画への位置づけに ついて必要に応じて助言を行うとともに、避難場所、避難路、延焼遮断帯など都市の骨格的な 防災施設の整備に関する事項、防災上危険な密集市街地の整備に関する事項等を主な内容と する「防災都市づくり計画」の策定を促進するものとする。
- O 「防災都市づくり計画」の策定プロセスにおいては、災害危険度の公表を始めとする行政情報 の提供を促進するとともに、その実施に当たっては市民のまちづくり活動への参画、並びに関 連事業の重層的実施等を積極的に支援するものとする。
- 「防災都市づくり計画」の策定、並びにそのための災害危険度判定等に当たっては、都市防災 総合推進事業、都市計画基礎調査等の積極的活用を促進するとともに、これらの計画等につい

ては「市町村の都市計画マスタープラン」等にその内容を反映させることができる旨の周知等 に努めるものとする。

- (3) 避難場所、避難路、延焼遮断帯等都市の骨格となる防災施設の整備
- の 避難路、延焼遮断帯、緊急輸送道路として機能する道路整備を推進するものとする。
- O 地形、地質、水系等の自然立地特性を踏まえ、幹線道路や河川、港湾等の連携を図りつつ、広域避難場所、一次避難場所、避難路、延焼遮断帯、災害復旧活動の支援拠点や復旧資機材・生活物資等の中継基地等となる都市公園等の系統的かつ計画的な配置を推進するものとする。
 - (4) 防災上枢要な地域における建築物の不燃化
- O 防火、準防火地域の計画的指定について必要に応じて助言を行うとともに、特に避難場所、避難路、延焼遮断帯等都市の骨格となる防災施設周辺等都市防災上枢要な地域においては、都市防災総合推進事業等により建築物の不燃化を促進するものとする。
 - (5) 安全な市街地の整備等
- O 防災街区整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、道路、公園等の都市基盤施設の整備とともに、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共・公益施設の集中立地を促進し、相互の連携により、地域の防災活動拠点となる安全な市街地の整備を推進するものとする。
 - (6) 市街地の防災性向上のための緑とオープンスペースの確保等
- 「緑の基本計画」に基づいた系統的かつ計画的な都市公園の整備、特別緑地保全地区の指定や 積極的な緑地協定の締結、グリーンインフラ活用型都市構築支援事業等による低・未利用地を 活用した多様な緑地の整備等を推進することにより、延焼遮断、市街化の進展防止等、市街地 の総合的な防災性向上に資する緑地の体系的な保全・整備を図るものとする。
- O 土砂災害の危険性が高い山麓部の斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜 地崩壊対策事業等との連携を図りつつ、より総合的かつ一体的な緑とオープンスペースの確 保を推進するものとする。
 - (7) 防災上危険な密集市街地の整備
- 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)を踏まえ、 防災機能の確保を図る都市計画制度の導入、建替えの促進、老朽木造建築物の除却、土地の権 利の移転を円滑に行うことができる制度の活用、地域住民による市街地整備の取組みを支援 する仕組みの活用や都市再生機構のノウハウの活用等について必要に応じて助言を行うもの とする。
- 防災街区整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅市街地総合整備事業等の既存

の面的整備事業等の活用や、建築物の共同化・不燃化、道路・公園・緑地等の地区公共施設の整備等多様な事業を総合的・一体的に推進するとともに必要な建築物の耐震診断、耐震改修を 促進するものとする。

- (8) 消防活動に資する施設等の整備
- 消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進するものとする。
- O 河川水等を緊急時の消火・生活用水として確保するため、階段護岸、取水用ピット等の整備を 推進するものとする。
- O 水道管の耐震化、防災公園等の整備に併せた耐震性貯水槽の整備、水と緑のネットワークの整備、下水処理水の活用等により、災害時の消火用水の確保等を促進するものとする。
 - (9) 石油コンビナート等特別防災区域等における災害対策
- 石油コンビナート等災害防止法 (昭和50年法律第84号) 第2条第2号に規定する石油コンビナート等特別防災区域等における災害から周辺市街地の安全性を確保するため、防災緩衝地帯として緑地等の設置及び隣接市街地の耐震不燃化を促進するものとする。
 - (10) 災害に対して強い大都市圏の実現
- O 災害に対して強い大都市圏の整備を図るため、防災拠点及びその周辺の敷地整備等を行う地域一体型防災街づくり(広域防災街づくり)推進事業を推進するとともに、大都市等における都市の防災性の強化に関する調査・検討を行う。
- 第5 道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等
- 激甚化、頻発化する災害から速やかに復旧・復興するためには、道路ネットワークの機能強化が必要であることから、高規格道路のミッシングリンク解消及び4車線化、高規格道路と直轄国道のダブルネットワーク化等による道路ネットワークの機能強化対策を進め、大発災後おおむね1日以内に緊急車両の通行を確保し、おおむね1週間以内に一般車両の通行を確保できるよう、大震災の発生に対して代替路となる経路の確保を目指すものとする。
- O 大地震等の発生時でも、地域が孤立することなく、日常生活機能を確保できるようにするため、地域の拠点(行政機関、交通・物流拠点、医療福祉施設等)間を結ぶ主要な道路や代替路がない道路等についての安全性、信頼性を高めるものとするとともに、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、簡易な IC の増設等による地域との連携強化などにより道路ネットワーク機能の向上を図る。また、都市内道路についても多重性、代替性の確保が可能となるよう体系的に整備を図るものとする。
- O 道路施設、沿道斜面等(以下「道路施設等」という。)の耐震性の点検を実施し、道路施設等の現況の把握に努めるものとする。

- O 気象観測装置、道路情報板などの災害情報システムの整備を進める等、防災管理の情報化、防 災カルテの作成など防災管理の高度化を図るものとする。
- O 点検結果に基づき、耐震補強対策を講ずるものとする。特に緊急輸送道路について、緊急輸送 道路ネットワーク計画に基づき、道路法に位置付けられる法定協議会等により、関係機関と連 携を図りつつ、震災時においても必要な輸送機能を確保できるようロッキング橋脚の解消や 支承部の補強など重点的かつ計画的な耐震補強対策を推進するものとする。
- O 道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定め、関係機関への連絡、通行規制の実施その他必要な措置を講ずるものとする。
- O 鉄道事業者及び道路管理者に対し、災害時の管理方法として、関係機関との連絡体制の整備、 長時間の通行遮断の解消に向けた手順や情報提供の仕組み等を定めた対処要領の作成、定期 的な訓練実施等を義務付ける踏切道を指定し、災害時の的確な管理の促進を図るものとする。

第6 河川整備等の推進

- O 人口が集中した区域で、堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い区間の河川については、地震にも強い高規格堤防の整備を推進するものとする。
- O 地震に起因する堤防の沈下により生じる壊滅的な被害を防止するため、ゼロメートル地帯等 における河川・海岸堤防等の耐震性の向上を推進するものとする。
- O 海岸保全施設については、機能を持続的に確保していくために適切な維持又は修繕を行うと ともに、設計の対象を超える津波等を考慮して、粘り強い構造の堤防等の整備を行うものとす る。
- 海岸だけでなく沿岸部における関連する施設との防護水準の整合の確保等、関係機関との連携の下に、一体的・計画的な防災・減災対策を推進するものとする。その際、必要に応じて協議会を設置し、防災・減災対策に係る事業間調整等について協議を行うものとする。
- O 地震により破堤した場合の浸水被害の拡大防止のため、緊急的に排水を行う移動式ポンプ等 の地震被害軽減に資する施設等の整備を推進するものとする。
- O 緊急輸送路として、主要河川における緊急用河川敷道路及び舟運のための航路、船着場等の整備を推進する。
- O 公的船着場等を利用する舟運事業者に対して、緊急時の船舶の運航協力を要請しておくものとする。

第7 土砂災害に対する安全性の確保

○ 地震による土砂災害の発生を防止するために、土砂災害のおそれのある箇所における砂防設

備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備に加え、警戒避難体制に必要な雨量計、 各種センサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進す るものとする。

- 土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域について警戒避難体制の整備を図るとともに、土 砂災害特別警戒区域において一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造の規制に関する 所要の措置を定め、又建築物の移転の勧告等適切な措置を講ずるよう努めるものとする。
- O 地震に伴う大規模な河道閉塞等の発生時における土砂災害防止法第29条に基づく緊急調査及び同法第31条に基づく関係地方公共団体への緊急情報の通知について、迅速かつ効果的に実施できるよう、関係地方公共団体、関係機関等との連携を強化するなど危機管理体制の整備に努めるものとする。
- O 地震に伴う大規模崩壊や大規模河道閉塞等の発生時において、被害の拡大防止のため実施されるべき、現地対策本部の迅速な設置、無人化施工等により実施される緊急工事、必要な資機 材の調達、避難誘導に必要な情報の開示等を内容とする危機管理計画を、あらかじめ策定する ものとする。

また、これを迅速、効果的に実施できるよう、日頃から関係公共団体、関係機関等との連携を強化するとともに、実践的な訓練を行うなど危機管理体制の整備に努めるものとする。

- O 避難場所、避難路、都市間を結ぶ重要交通網、防災拠点、住宅・建築物等の保全等を考慮した 総合的な土砂災害対策を推進するものとする。
- 土砂災害警戒区域等の住民への周知体制、土砂災害予警報システムの整備等による情報の収集及び伝達体制の整備を行うとともに、都道府県等に対しては、土砂災害警戒情報の提供、土砂災害に対する住民の避難に関する予警報の発令及び伝達、避難、その他必要な警戒避難体制の確立に関する必要な支援・助言を行うものとする。
- O 災害等の恐れのある箇所について、調査・法指定を行い、法に基づく災害予防上必要な措置を 講ずるとともに、適正な土地利用が図られるよう、あらかじめ土砂災害警戒区域等についての 情報提供を行うものとする。
- O 大規模地震等の発生により既存住宅・建築物が著しい被害を受け、重要交通網や避難路、緊急輸送道路を寸断するなど社会的に重大な影響が生じるおそれがあり、住宅・建築物の耐震改修を促進する必要がある地域において、砂防設備等の整備を進め土砂災害に対する安全性を向上させるものとする。
- O 地震による崩落等の危険がある崖地等の把握に努め、急傾斜地崩壊危険区域の指定等を進めるとともに急傾斜地の崩壊対策事業等を推進するものとする。

第8 住宅・建築物等の安全性の確保及び指導

- O 住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努めるとともに、落下物対策、ブロック塀等の安全対策、エレベーターの閉じ込め対策、天井落下防止対策、窓ガラス落下防止対策等を図るものとする。また、超高層建築物等における長周期地震動対策として、新築時に長周期地震動を考慮した設計を求めるとともに、既存の超高層建築物等の長周期地震動対策としての診断・改修の推進等を図るものとする。
- O 大地震の発生時に防災拠点等となる建築物の機能継続を図るために必要な事項について、広 く周知を行うものとする。
- O 既存建築物の耐震性の向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律 (平成7年法律第123号)に基づき、耐震診断・耐震改修の促進に努めるとともに、地方公共団体が策定する耐震改修促進計画等に基づき、耐震診断・耐震改修の普及・啓発、相談窓口の開設、講習会の開催等を推進するものとする。
- O 緊急輸送道路等の避難路沿道建築物について、住宅・建築物安全ストック形成事業等を活用し、 耐震診断・耐震改修を促進するものとする。
- 災害の防止に寄与する住宅等への建替えに対する融資、地すべり又は急傾斜地の崩壊による 被害を受けるおそれのある家屋の移転等を容易にするための融資、がけ崩れ等による災害が 発生するおそれが著しい区域において災害の発生を未然に防止するための融資及び宅地造成 に伴う災害を防止するための融資を実施する際の具体的な実施方法等について、必要に応じ 住宅金融支援機構に要請するものとする。

第9 盛土等に伴う防災措置

- O 盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可制度、都市計画法に基づく開発許可制度等の適正な運用を図り、擁壁や排水施設の設置等、災害を防止するため必要な措置が講じられるよう、必要な支援・助言を行うものとする。
- O 盛土等の安全対策を推進するにあたっては、各関係制度を所管する関係府省庁、地方公共団体で緊密に連携を図るものとする。
- O 既存宅地の耐震性を向上させるため、耐震診断・補強等の技術開発を推進するとともに、これ に基づく必要な措置について指導を促進するものとする。また、崖崩れ等による災害で相当数 の居住者等に危害を生じるものの発生のおそれが大きい一団の造成宅地の区域を造成宅地防 災区域として指定し、災害防止のための措置を講ずることを促進するものとする。
- O 大地震時等における宅地の被害を軽減するため、宅地耐震化推進事業を活用し、変動予測に関

する調査及び滑動崩落防止工事の実施を促進するものとする。

第10 鉄道施設の安全性の確保等

- O 鉄道事業者に対し、引き続き、既存の鉄道構造物についての必要な耐震補強に努めるよう指導するとともに、緊急人員輸送の拠点等の機能を有する主要な鉄道駅については、耐震補強の緊急的実施を図る。
- O 新幹線鉄道については、地震発生時の被害軽減の観点から、鉄道事業者に対し、脱線・逸脱防 止対策の設備を計画的に整備するよう指導する。
- 早期地震検知システムについては、更なる機能向上を図るよう開発等を進めていく。
- O 緊急自動車の通行に支障を及ぼさないよう、優先して開放する踏切の指定に向けた関係者間 の協議や地震後の踏切の状況等に関する情報共有のための緊急連絡体制などを整備する。
- O 大地震発生時に鉄道駅での利用者の安全を確保するため、避難経路や一時滞留場所の確保、必要な飲料水等の備蓄などの対応を検討するよう鉄道事業者に対し指導する。
- O 大規模地震発生時における大都市圏の鉄道の迅速かつ円滑な運転再開を図るため、可能な範囲での列車による避難誘導、緊急通行車両の増備及び衛星携帯電話や鉄道専用電話等の導入等について、鉄道事業者に対し、早期に対応するよう指導する。
- O 地震の強さをきめ細かく把握し、徒歩による施設の安全点検が必要な範囲を絞り込むために 地震計の増設等を推進する。
- O 駅間等で停車した列車からの乗客の安全な避難のため、車両への避難はしごの搭載、津波による浸水の可能性がある区間をハザードマップ等に基づき指定、マニュアル等に基づく教育・訓練の実施など、鉄道事業者に対し、対応策を指導する。
- O 大規模地震発生時における鉄道の運転再開に向けた利用者への情報提供について、鉄道事業者に対し、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するよう指導する。

第11 自動車関連施設の安全性の確保等

- O 大地震発生時に運輸支局及び検査登録事務所施設において必要な耐震補強に努めるとともに 利用者の安全を確保するため、避難経路や一時滞留場所の確保、必要な飲料水等の備蓄などの 対応を進める。
- O 自動車登録検査関係システムの設置場所の耐震性能の確保を図るとともにバックアップシステムを整備し、震災発生時においては、速やかにバックアップシステムに切替て運用を図る等必要な機能が維持されるよう必要なハード・ソフト対策を推進する。

第12 港湾施設の整備

O 大規模な震災時に、避難者や緊急物資、地域経済の復興に資する貨物の輸送を確保するため、

耐震強化岸壁等の整備を推進するものとする。また、耐震強化岸壁を効率的に利用し、円滑な緊急物資輸送を行うため、地域防災計画における緊急物資輸送計画との整合のとれた臨港道路の橋梁・高架部における耐震補強を推進する。

- 港湾が被災した場合にも一定の海上輸送機能を確保して、地域の経済活動への影響を最小限に止められる様に、必要に応じて国際海上コンテナ輸送、多目的外貿輸送及び複合一貫輸送に対応した耐震強化岸壁等の整備を推進するものとする。また、コンテナターミナル全体としての機能を確保するため、コンテナクレーンの耐震化・免震化や背後地とを結ぶ臨港道路の橋梁・高架部における耐震補強を推進する。
- O 災害時に特に船舶の交通を確保する必要のある航路に沿った、民間事業者が所有する護岸等 の耐震改修に対して、災害時における緊急物資等の輸送の確保及びサプライチェーンの強化 を推進すると言う観点から、民間事業者が所有する港湾施設の耐震改修を支援するものとす る。

第13 航空施設の整備

- 既存の土木施設、建築施設については、旧設計基準によって建設された施設や老朽化等により 初期の耐震性能が損なわれている施設がある。これらの施設については、少なくとも現行の設 計基準が求める耐震性能を持つように補強するとともに、地震発生時において空港に求めら れる機能や役割を踏まえ、基本施設の液状化対策等耐震性の向上を推進する。
- 一般的な地震動はもとより、高レベルの地震動に際しても、安全かつ円滑な航空交通の確保に 努める。

第14 避難場所・避難路等の確保・整備

- O 河川、海岸堤防の管理用通路、河川舟運の活用や、緊急用河川敷道路の整備、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、海岸事業、水道事業、下水道事業、港湾事業等により整備されるオープンスペースの活用を推進するものとする。
- 都市基幹公園等の広域避難場所となる都市公園、近隣公園・地区公園等の一次避難場所となる 都市公園等については、幹線道路、河川、鉄道、港湾等の公共施設に十分に配慮しつつ、その 機能に応じた適切な避難圏域を設定するとともに、住民以外の被災者の支援についても考慮 した上で、体系的かつ計画的な配置・整備を推進するとともに、関係機関との十分な連携を図 り、地域防災計画への位置づけを推進するものとする。
- O 震災発生時において、避難場所に住民が歩いて安全に到達することができるよう十分な幅員 を有する道路、緊急避難階段、緑道等の整備を推進する ほか、必要に応じて高速道路の道路 管理用施設の緊急連絡路等としての活用を推進するものとする。

- O 防護ラインより海側で活動する港湾労働者や利用者等の安全を確保するため、「港湾の津波避 難対策に関するガイドライン」を参考とした、港湾の特殊性を踏まえた「港湾における津波避 難対策」の検討、策定への支援を行う。
- O 関係公共機関、関係事業者の管理する施設、土地について避難場所としての活用の可能性を検 討するよう指導する。

第15 防災拠点の確保・整備

- O 道路、公園等の都市基盤施設の整備とともに、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共・公益施設の集中整備を推進し、相互の連携により、地域の防災活動拠点となる安全な市街地の整備を防災街区整備事業、土地区画整理事業等により推進するものとする。
- O 災害発生時に避難場所あるいは災害応急対策活動の拠点として物資輸送の基地やヘリポート等として活用できる河川防災ステーション、緊急用船着場、海岸・港湾の防災拠点、道の駅、交通広場等の整備を推進するものとする。さらに、道の駅等交通施設において、自家発電設備、備蓄倉庫等の設置など、必要に応じて災害応急対策活動を支援するための機能を確保するものとする。
- 被災地の近傍に、防災拠点や所管施設等を活用してTEC-FORCE活動に必要な人員・資材・機材等の受け入れを一元管理のもとで行う活動拠点を整備する。なお、活動拠点は配置・機能・活動内容等の点から十分検討のうえTEC-FORCE活動計画に位置づけるとともに、災害発生時に迅速、確実かつ効果的な TEC-FORCE活動を実施できるよう、訓練計画にも反映させるものとする。
- O 首都圏、近畿圏の広域防災のヘッドクォーターとなる合同現地対策本部の機能や、合同現地対策本部の一端として被災時における物流コントロール機能を有する基幹的広域防災拠点の運用体制の強化を図るものとする。
- さらに、中部圏においても、港湾を活用した広域防災拠点の整備について検討を進める。
- O 道路、河川、都市公園、海岸隣接部及び港湾に都道府県域を超える支援を行うための広域防災 拠点や被災市町村を支援するための防災拠点を整備する。
- O 首都圏 (有明地区、東扇島地区)、近畿圏 (堺泉北港堺2区)、中部圏 (三の丸地区、静岡県庁、 名古屋港、県営名古屋空港、富士山静岡空港) においては、基幹的広域防災拠点等としての機 能強化を図るため、定期的に地域ブロック広域訓練を関係機関と連携して実施するものとす る。
- O 内陸部において河川舟運等を活用した防災拠点を形成するために、主要大河川と幹線道路、鉄 道等の結節点付近に河川防災ステーション等を核として、地方公共団体、関係機関等の事業を

総合的に実施し、広域的な避難場所の確保、救援活動の拠点、復旧資材の運搬拠点等のための 内陸防災拠点の形成を図るものとする。

- 災害発生時の復旧・復興本部、救援・救助部隊、電気・水道・ガス等のライフラインの復旧部 隊等の支援拠点や、復旧のための資機材・生活物資の中継基地等、広域防災拠点・地域防災拠 点としての機能を有する都市公園の整備を推進するものとする。
- O 広域避難場所、一次避難場所、避難路、延焼遮断緑地帯、広域防災拠点、地域防災拠点となる都市公園等については、防災公園等としての機能強化を図るため、トイレ、井戸、池等災害発生時に有効に機能する施設の整備を推進するとともに、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート等の災害応急対策施設、体育館等の避難収容施設の整備、耐震化を推進するものとする。なお、これらの施設の設置に際しては、配置、内容、管理方法等について関係機関と十分な連携を図るものとする。
- O 防災公園としての機能を有する都市公園については、その機能をより一層効果的に発揮するよう必要に応じて、防災上地域の核的施設となる小中学校、病院、福祉施設等の公共施設や避難路、物資の補給路等となる幹線道路等と連携した機能発揮が可能な地域への設置を推進するものとする。
- 必要に応じ、下水処理場等のオープンスペースを防災拠点として活用できるよう整備を推進し、必要となる雑用水として高度処理水、雨水貯留水の活用を図るものとする。また、下水道施設の耐震化・耐津波化、防災拠点や避難場所におけるマンホールトイレシステムの整備を推進するものとする。
- O 防災性能の向上、バックアップ機能の確保、食料・水等の備蓄、情報の受発信基地等中枢防災 活動拠点としての機能の向上を図った官庁施設を、地方公共団体施設との連携を図りつつ整 備し、地域の中枢防災拠点の形成を推進するものとする。
- 本省、地方支分部局等の庁舎が被災し、使用できなくなった場合に備えて、庁舎の代替施設の確保等について、関係省庁と協議し、検討する。特に、国土交通省全体を統括する中枢としての機能を有する本省の庁舎については、立川広域防災基地等との連携にも配慮しつつ地方支分部局によるバックアップ体制の整備を含め、代替機能の確保方策を検討する。
- O 大都市地域等の既成市街地において、住宅市街地総合整備事業により、良質な市街地住宅の供給と併せて、防災活動の拠点として機能する住宅街区の形成を図るものとする。
- O 木造家屋が密集した地区や中高層建築物の老朽化した地区等、災害時における危険性の高い地区において、防災街区整備事業、市街地再開発事業等により災害に強い建築物の整備や災害時に救援、救助、避難等の地区防災活動の拠点となる施設の整備を推進するものとする。

O ヘリコプターによる情報収集活動を円滑に行うため、ヘリポート等の活動拠点の確保、ネット ワーク化に努めるものとする。

第16 ライフライン対策の推進

- 災害発生時におけるライフラインの確保の重要性から、ライフラインの共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の計画的かつ重点的な整備を推進するとともに、水道施設及び下水道施設についても相互に機能を補完、代替し、全体としてライフライン機能を確保できるよう水道施設及び下水道施設のネットワーク化、重要幹線の二条管化等を上下水道一体となって推進するものとする。また、速やかにかつ高いレベルで水道及び下水道機能を維持・回復するための水道事業管理者及び下水道管理者における BCP の策定を推進する。
- ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努めるよう指導するものとする。また、可能な範囲で復旧事業の執行に係る手続きの簡素化を図るものとする。
- O 河川水等を緊急時の消火用水、生活用水として活用するため、雨水貯留施設、階段護岸、取水 用ピット、せせらぎ水路等の整備を図るものとする。

第17 要配慮者対策の推進

- O 老人ホーム、病院等の施設を土砂災害等から保全する砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地 崩壊防止施設の整備を重点的に推進するとともに、要配慮者に配慮した判りやすく迅速な災 害関係の情報伝達など警戒避難体制の整備・強化を図るものとする。
- O 避難場所、避難路となる道路、都市公園等においては、段差を解消するなど、バリアフリー化 を推進するものとする。

第18 農地防災等の推進

O 北海道においては、荒廃山地の復旧及び予防治山事業、防災林の造成事業、保安林の整備事業、 造林事業、保安林、保安施設地区、土地改良事業の施行または計画の決定がされている地域及 びこれらに準ずべき地域に係る地すべり防止事業等の計画的な推進を図るとともに、防災ダ ム、堤防、農業用用排水施設、農道、林道、漁港施設等の整備等を所管省庁と協力して推進す るものとする。

第19 廃棄物処理施設等の整備等の推進

O 北海道においては、水道及び廃棄物処理に係る事業等の計画的な推進を図るとともに、水道施設、廃棄物処理施設等の整備等を所管省庁と協力して推進するものとする。

第20 防災に関する広報・情報提供等

○ 道路施設の被災防止に資するため、道路施設に係る災害情報システムを整備し、道路情報の提

供に努めるものとする。

- O 地震により河川管理施設が被災した結果生じる水害を防止するため、住民への危険箇所の周知や警報等の伝達が適切になされるよう、必要に応じ地方公共団体に対し指導・助言を行うものとする。
- O 広域避難場所、一次避難場所、避難路等となる都市公園等の機能、利用方法等について、 関係機関との連携により、非常時の円滑な利用のための住民等への情報提供の実施について必要に応じて助言を行うものとする。
- O 道路交通の混乱を防止し、迅速な避難誘導を図るため、道路状況に関する情報を関係機関と協力し、道路利用者、地域住民に対して提供するものとする。

第2節 危機管理体制の整備

- 第1 情報の収集・連絡体制の整備
- O 発災時等に災害応急対策の実施に関し必要な情報の連絡を迅速かつ確実に行うことができるよう、省内(本省、地方支分部局等の内部、本省と地方支分部局等の間、地方支分部局等相互間。以下同じ。)及び関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者との間で情報伝達ルートの確立を図る。
- 地方支分部局及び地方自治体が行う応急復旧並びに支援を円滑に行うために、地方自治体の 災害対策本部等にリエゾンを派遣し情報交換を行えるようにあらかじめ体制を整備する。な お、地方支分部局は、地方自治体からの要請がなくてもリエゾンを派遣できるように「災害時 における情報交換に関する協定」を地方自治体と締結しておくものとする。
- O 災害発生時の情報の収集、連絡、分析体制を、夜間、休日の場合も含めて対応できるよう、役割分担を明確にしてあらかじめ整備しておくとともに、その周知を徹底するものとする。
- O 大規模災害発生時における迅速かつ確実な災害情報の収集及び連絡の重要性にかんがみ、勤務先に参集することが必要な職員をあらかじめ指名しておくなど、体制を整備しておくものとする。
- O 道路情報モニター制度、道路緊急ダイヤル等の活用を図るなど、沿道店舗、住民や道路利用者 等の協力により情報収集体制を強化するものとする。
- O 災害発生時における迅速、確実、効果的な災害対応を確保するため、地方支分部局は、初動体制に関するマニュアルを整備するなど適切な対応を行うものとする。
- O 地震等により非常災害が発生するおそれのある場合又は非常災害が発生した場合に非常参集 することが必要な職員(以下「非常参集者」という。)の宿舎は、交通機関が途絶することを 考慮し、勤務先の近傍に確保するよう努めるものとする。

- O 非常参集者の宿舎には、移動通信機器の配備を進めるとともに、情報伝達、参集体制を充実、 強化するよう努めるものとする。
- 防災ドクター制度の充実を図り、専門家による分析体制の強化を図るものとする。
- O 迅速かつ適切な初動対応に資するため、大規模な地震発生時に震源地近傍の職員が、地震や周辺の被害状況をできる限り速やかに本省の防災担当職員に連絡できる体制を整備するものとする。
- 災害による停電等に対応するため、専用通信設備には非常用発電設備や蓄電池設備等により電源を供給することとする。道路状況等の地域特性等を踏まえ、重要拠点設備は原則として7日間以上、他の設備については3日間以上にわたる電源を供給するものとし、必要な燃料等の備蓄や設備の整備を行うものとする。さらに、長時間の停電に対応できるよう、燃料の調達手段、補給、運搬体制の整備を行うものとする。また、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図るものとする。
- O 職員、来訪者等の生命、身体の安全を確保するため、庁舎が被災した場合に備えて、避難路の 確保、避難誘導マニュアルの整備等を図る。

第2 通信手段等の整備

- O 災害情報の収集・連絡、提供に資する観測・監視機器、通信施設、情報提供装置等の整備を推進するため、次の施策を実施するとともに、運用に関する規定等の整備や定期的な点検の実施等により、災害時において円滑かつ有効に活用できる体制を確立しておくものとする。
- ・ 夜間、休日、出勤途上においても、的確に対応できる体制を整備するため、省内関係者への移 動通信機器の貸与等の措置を講じる。
- ・ 災害に関する各種の情報を迅速に収集・把握し的確な対応を行うため、マイクロ回線設備と 光ファイバ網設備を相互にバックアップする統合化・強化を図り専用通信設備の信頼性を向 上させ、移動通信システム、衛星通信システム及びヘリコプター搭載型衛星通信システム、統 合災害情報システム (DiMAPS) の整備等、総合防災情報ネットワークの整備を図るものとす る。
- ・ 災害による通信回線の途絶や災害現地との通信回線の設営等に対応するため、移動通信システム、衛星通信システムの通信機材の整備を計画的に推進するものとする。
- ・ 地方整備局等は、災害現地における機動的な情報収集活動を行うため、災害対策用へリコプター、パトロールカー、港湾業務艇及び災害対策用機械等の情報収集・連絡用の機材等について必要な整備を推進するものとする。特に、災害対策用へリコプターについては、ヘリコプタ

- 一活用に関するマニュアルを整備の上、災害発生時に迅速な活用を図るものとする。また、災害対策用へリコプター、災害対策用機械等により収集した災害現地の画像を迅速かつ的確に 特定本部等に伝送するシステムの整備を図るものとする。
- ・ 災害現地の情報収集を行うため、地震計、雨量計、監視用カメラ等を利用した映像伝送システム、非常通報装置等の機器を計画的に整備するものとする。
- ・ 関係機関と連携を図り、一般被害情報、公共施設被災情報等、総合的な防災情報を収集、共有 するシステムの整備を図るものとする。
- ・ 道路利用者への適切な情報提供を行うため、道路情報板、路側通信等の道路情報提供装置の整備を図るものとする。
- ・ 土砂災害に関する警戒避難の速やかな実施に資するよう、観測機器の設置等、土砂災害予警報システムの整備及び災害時だけではなく平常時から土砂災害関連情報を住民と行政機関が共有するシステムの整備を推進するものとする。
- ・ 河川、海岸、砂防、道路、港湾、上下水道の公共施設管理の高度化、効率化のため、公共施設管理用の光ファイバ網等情報通信基盤の整備を推進するものとする。なお、この光ファイバ等を災害発生時の緊急連絡用として地方公共団体との通信確保に利用できるように必要な措置を行うものとする。
- ・ また、地理情報システム(以下「GIS」という。)についても開発・整備を推進し、公共施設の被害情報の把握及び提供が迅速かつ的確に行えるようにするものとする。監視用カメラ等の情報収集設備や河川情報掲示板、道路情報表示板、港湾情報表示板等の情報提供設備のうち重要な設備については非常用電源設備の設置など停電対策の強化を図るものとする。
- ・ NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するため、 その確保に努めるとともに、その設置場所を周知しておくなど災害発生時において有効に活 用できる体制を確立しておくものとする。
- ・ 防災情報を迅速かつ的確に収集・分析・提示できる情報システム等のバックアップを検討する。
- O 関係省庁及び地方公共団体が整備する画像情報収集システム、被害状況の早期予測システム 等へのアクセス手法が確保されるよう努める。

第3 関係機関との連携

O 本省、地方支分部局等の各レベルにおいて、日頃から警察、自衛隊、消防、気象庁、海上保安 庁、地方公共団体等関係機関と連絡調整を行い、関係機関相互の連絡体制、各種の災害に応じ た応急対策等への役割分担について、充分な協議を行っておくものとする。

○ 複数の港湾が近接する地域などにおいては、大規模地震等の災害発生時における港湾施設の相互利用に関する協定を締結するなど、国と港湾管理者の連携による港湾間の連携体制の強化を図る。また、港湾広域防災協議会等を通じ、港湾の物流機能を早期に回復できるよう港湾管理者、関係事業者等と協同して連携体制の構築に取り組む。

第4 応急復旧体制等の整備

- O 迅速かつ適切な応急復旧や二次災害の防止のため、被害状況の把握、復旧工法、市町村等が行 う住民避難等に関する技術的な指導・助言を行うために必要な技能を有する職員・専門家の登 録、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者への派遣体制の整備を図るものとする。
- O 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備えとして、所管施設の緊急点検、被害状況等の把握、応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るために必要な排水ポンプ車、照明車等の災害対策用機械の整備計画を作成し、これに基づいて計画的な整備を行うとともに、その運用に関する規定を整備するものとする。なお、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。
- O 複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、 被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)を想定し、東日本大震災の教訓等を踏まえ、 防災計画等を見直し、備えを充実する。
- O 応急復旧用資機材の備蓄を推進するとともに、資機材のデータベース化等による資機材の備蓄をもつ事務所等の有機的な連携や備蓄基地の整備を推進するなど全国的な備蓄基地のネットワーク化を図るものとする。
- O 緊急時の応急復旧用資機材の確保や応急復旧工事等について、関係機関との相互支援や関係 団体等の協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておくなど、事前に人員の配置、資機材 の提供、調達体制、相互の応援体制の整備に努めるものとする。
- 発災後の障害物除去による航路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、関係機関との連携の下、 あらかじめ航路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進するものとする。また、航路啓 開等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。
- 無人化施工機械の活用に関する体制の整備を図るものとする。
- 大規模災害発生時における地方支分部局間の支援や被災地方公共団体に対する技術的な支援 を迅速かつ的確に実施するため、地方支分部局はあらかじめ、応援先・受援先の指定、応援・ 受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動 拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について、「応援計画」や「受

援計画」もしくは、同様の内容を含む計画を整備するなど相互の応援体制を確立しておくものとする。

- 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)が迅速に活動できるよう、事前に人員の派遣及び 資機材の提供を行う体制を整備するとともに、研修などによる災害対応にあたる人材の育成 や実践的な訓練の実施などにより、TEC-FORCE活動の体制・機能の充実・強化を図る ものとする。また、想定災害、支援対象及び隊員の運用計画等を定めたTEC-FORCE活 動計画を作成する。
- O 円滑な応急対策を行うため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災、散逸を防ぎ、閲覧を容易にするため資料の電子情報化、複製の別途保存を行うよう努めるものとする。
- O 応急仮設住宅の建設に要する資機材について、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達、 供給体制を整備しておくものとする。
- O 地方整備局等は、所管施設毎に災害時の緊急点検に関する要領等を定めるとともに、休日、夜間を問わず災害発生直後速やかにヘリコプター等を用いた被災状況調査を開始できるよう、 体制の構築、ヘリコプター運航マニュアルの整備に努めるものとする。
- O 各省庁と連携し、災害応急対策活動に必要な官庁施設等の被害情報の収集を行い、迅速な応急 措置を講ずるための連絡・調整体制の確立を図るものとする。
- O 災害応急復旧活動等の支援拠点となる都市公園、河川敷、港湾緑地等のオープンスペースの活用について、あらかじめ関係機関との調整を図り、支援体制の整備を図るものとする。
- O 自らまたは地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、不特定多数の者が利用する所管の旅客施設等について以下のような応急体制の整備に努める。
- ・ 発災時等における利用者の避難誘導に係わる計画を作成する。計画の内容については、避難者、帰宅者の集中・殺到や混乱の発生にも十分に配慮したものとなるようにする。また、避難誘導計画の内容を旅客施設等で業務に従事する職員に周知徹底するとともに、避難路等については、旅客施設等内に掲示することにより、利用者に対して明示する。このほか、職員を対象に発災時等を想定した避難誘導に係わる訓練を実施する。
- ・ 旅客施設等内で負傷者が発生した場合に備えて、地方公共団体、警察・消防、近隣の医療機関 と協力して、緊急連絡体制、搬送体制等を整備する。
- O 発災時に、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者の管理する施設の被害状況の把握及び応 急復旧を迅速かつ適切に行うため、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者に対し、相談窓 口を設置し、復旧に必要な技能を有する職員の確保、復旧用の資機材の整備、復旧に必要な技

能を有する職員や資機材等の相互融通を含めた事業者間の広域的な応援体制の確立等について指導・助言する。

○ 都市再生緊急整備地域及び主要駅周辺の滞在者等の安全と都市機能の継続性を確保するため、 退避経路、退避施設、備蓄倉庫等の整備、退避施設への誘導、災害情報等の提供、備蓄物資の 提供、避難訓練の実施等を定めた都市再生安全確保計画又はエリア防災計画を作成し、官民連 携による都市の安全確保対策を進める。

第5 緊急輸送の実施体制の整備

- (1) 緊急輸送ネットワークの整備への協力
- O 防災基本計画に基づき国及び地方公共団体が発災時等を想定した緊急輸送ネットワークに係 わる計画等を作成する際には、関係省庁とともに、災害に対する安全性を考慮しつつ作成され るよう協力する。特に、海上輸送、航空輸送を含めた輸送ルートの多重化、避難及び物資の調 達・供給等と緊急輸送との連携等が盛り込まれるよう留意する。
- O なお、緊急輸送ネットワークについては、指定公共機関等その他の関係機関等に対して、周知 徹底を図る。
- O 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者に対し、緊急輸送ネットワークを構成する所管の輸送施設(港湾、空港等)及び輸送拠点(トラックターミナル等)について、耐災害性の確保を図るよう指導・助言する。
- O 防災基本計画に基づき国及び地方公共団体が発災時等を想定した緊急輸送ネットワークに係 わる計画等を作成する際には、関係省庁とともに、災害に対する安全性を考慮しつつ作成され るよう協力する。
- O 発災時に人員、物資の緊急輸送が円滑に実施されるよう、緊急輸送ネットワークに係わる計画 の策定に際し、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者に対し、被災地への輸送及び被災地 内の輸送に係わる実施体制の整備、異なるモードを含めた事業者間の協力体制の構築等につ いて指導・助言する。
- O また、地方公共団体と関係公共機関、関係事業者との間で、発災時等における緊急輸送の依頼 手順、輸送供給能力、費用負担等を内容とする協定の締結が促進されるよう必要な指導・助言 を行う。
 - (2) 関連情報の整備保存等
- 平素から緊急輸送ネットワークを構成する輸送施設、輸送拠点の概況、地方公共団体と関係公 共機関、関係事業者との協定締結状況、事業者別・地域別の車両、船舶及び航空機の保有状況 等に関する情報の整備保存に努める。

第6 代替輸送の実施体制の整備

- O 関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と協力して、交通施設等が被災し本来の機能を維持できなくなった場合にも、被災地内の輸送、被災地を発着地とする輸送、被災地を通過する輸送に大きな支障が生じないよう、代替輸送の実施体制の整備を図る。
- このため、代替輸送について第一次的な責任を有する関係公共機関、関係事業者に対しては、 陸上における迂回ルートや代替輸送手段の確保、海空の輸送ルートの増強及びこれらに係わ る事業者間の協力体制の整備等について予め検討するよう指導する。また、国際輸送、幹線輸 送の拠点である港湾及び空港については、他のモードや他の地域からの旅客、貨物のシフトに 対応できるよう、運営面を含めた受入体制の整備を検討する。

第7 二次災害の防止体制の整備

O 自らまたは地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、危険箇所の把握・監視、危険の発生が切迫した場合の関係者への通報、倒壊のおそれのある施設の除去等に係わる 計画の策定、資機材の備蓄等により二次災害を防止するための体制の整備に努める。

第8 後方支援体制の整備

- O 本省、地方支分部局等の各レベルにおいて、災害時の職員及びその家族の安否の確認体制を整備しておくものとする。
- O 地震等により被災した場合でも業務が継続できるよう、本省、地方支分部局等の庁舎の耐災害性を強化するとともに、非常用発電設備については、地震等により運転に支障が生じないよう適切な措置を講ずるとともに、長期停電にも耐えられるよう必要な燃料を確保しておく。また、緊急時においても非常用発電設備や車両の燃料、被災地方支分部局等への支援用燃料が円滑に調達できるよう、関係事業者等との協定の締結など、必要な措置を講ずるものとする。
- 食料、飲料水、医薬品等生活必需品の適切な備蓄及び調達体制の整備等に努める。
- O 食料、水、燃料等の備蓄は、原則として最低3日分を確保するよう努めるものとし、被災者や 帰宅困難者に対する支援が必要な場合に備え、十分な量を備蓄するよう努めるものとする。
- O 災害対応が長期に及んだ場合の職員の交代要員の確保に関する体制を整備しておくものとする。
- O 関係公共機関、関係事業者に対し、船舶、ホテル等を活用した被災者等への宿泊施設や炊事・ 入浴サービス等の提供体制の整備について検討を図るよう要請する。
- O 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と調整の上、ボランティアの受入の可能性がある分野について予め検討し、対応方針を定めておくものとする。
- O 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と調整の上、海外からの支援の受入の可能性がある

分野について予め検討し、対応方針を定めておくものとする。

- O 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と調整の上、ボランティアに係わる要員、物資の被 災地への輸送、被災地内での輸送等が円滑に行われるよう必要な措置について検討する。
- O 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と調整の上、海外からの支援を受け入れる場合において、援助要員、援助物資の国内までの輸送、被災地への輸送、被災地内での輸送等が円滑に行われるよう必要な措置について検討する。

第3節 災害、防災に関する研究、観測等の推進

- O 地震災害に対する事前の対策技術、発生後の復旧技術、地震予知技術等、災害による被害の発生防止または軽減を図る観点から、関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者のほか、独立行政法人、大学、民間研究機関、海外研究機関とも協力して、次に示すような防災に関する研究開発の推進を図るとともに研究により得られた成果を速やかに防災の施策に反映させるものとする。
- ・ 住宅、建築物及び公共土木施設の震前対策調査技術、並びに震後復旧技術に関する研究
- ・ 強震観測網の維持管理並びに地震動の観測、解析
- ・ 地震外力を加味した地すべり、がけ崩れ等の斜面崩壊による災害を防止するための危険箇所 の把握技術、調査診断技術等に関する研究及び土砂災害の発生機構、予測技術、観測機器に関 する研究
- ・ 軟弱地盤の地震危険度評価手法に関する研究開発
- ・ 非常災害に対応した防災体制の確立を目標とした各種情報の迅速な収集・伝達を行う総合的 防災システムの研究開発
- ・ 高度道路交通システム(以下「ITS」という。)を活用した緊急通行車両の運行支援等に関する技術開発
- ・ 災害対策用機械について即時的、広域的かつ一元的な管理等、効果的な運用技術の開発
- ・ 市街地火災の延焼拡大要因の分析評価手法及び延焼防止技術の開発
- ・ 火災時等の避難、救出・救護活動に関わる防災要因の評価手法の開発
- ・ 地区施設等(耐火性建築物、道路、河川、緑地、空地等)を活用した防災対策技術の開発及び その効果的整備に関する研究
- ・ 市民による防災まちづくりを支援する技術等の開発
- ・ 免震設計や制震設計、動的特性を考慮した新たな設計法等に関する研究
- ・ 国際規格に対応した耐震設計体系の構築に関する研究
- ・ 地震防災対策上重要となる表層地盤構造の把握の信頼性向上に関する研究

O 研究のより一層の充実を図るため、所管の研究機関における研究用の資機材及び装備の高度 化、専門の研究者の育成等を図る。また、研究機関相互間における研究者及びデータの交流、 共同研究の推進等に努める。

第4節 防災教育等の実施

第1 防災に関する研修等の実施

- O 防災に関する専門的な知識の習得及び災害発生時における的確・迅速な対応能力の向上を図るため、国土交通大学校及び地方整備局等において模擬演習等のより実践的な研修を適宜取り入れた防災研修体制を確立し、防災業務に関係する職員の研修を強化するものとする。
- O 道路の防災点検の精度向上を図るため、防災点検技術者を対象として、講習会を実施するものとする。
- O 職員に対して、災害発生時に適切な措置をとり得るよう関係法令、実務等に関する講習会、研究会等の実施又はその指導を行うものとする。
- O 関係公共機関、関係事業者の職員を対象とした、防災に関する研修会、講習会の開催を行うものとする。
- O 所管事業者に対し、事業内容に応じ、災害予防から応急対策、救援活動まで意識した防災マニュアル等の整備を指導する。なお、マニュアルの整備が円滑に行われるよう、事業者間の連携や必要な情報の提供、情報共有化等に配慮する。

第2 防災知識の普及

- O NPO、ボランティア等と連携し、職場、自治会等で地域防災講座の実施など、地域における防 災教育を支援する。この際、出前講座を活用するとともに、災害記録の整理等を通じた教材等 の開発及び情報提供などの支援を合わせて行う。
- 防災知識の普及に当たっては、関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と協力するとともに、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等のマス・メディア、インターネット、国土交通省関係機関誌等の活用、防災に関する図書、ビデオ、パンフレット等の作成・発行、ポスター、横断幕、懸垂幕等の掲示等に努めるものとする。
- O 大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民 が災害教訓を伝承する取組を支援する。
- O 交通機関、交通施設内で被災した場合の対処要領等を作成し、広く一般国民に配布する等に努めるものとする。
- O 水防月間、総合治水推進週間、がけ崩れ防災週間、土砂災害防止月間、雪崩防止週間、河川愛護月間、道路ふれあい月間、道路防災週間、防災週間、建築物防災週間、防災とボランティア

週間等の各種行事を通じて、住民に対し災害の危険性を周知させ、防災知識の普及、啓発に努めるものとする。

- 浸水・土砂災害等の危険箇所な範囲避難場所・避難路等の防災に関する総合的な資料を図面表示等を含む形でわかりやすくとりまとめたハザードマップ、防災マップ等の作成、住民への配布等を推進するため、市町村に対し必要な情報を提供するなど積極的な支援を行う。また、市町村の防災計画等にも位置付けるなど、ハザードマップの意義が十分伝わるよう働きかけるものとする。その際、ハザードマップの想定を超える災害が起こりうることを伝えるなど、ハザードマップが危険区域以外の住民にとっての安心情報にならないように努めるものとする。
- 緊急地震速報の周知及び利活用推進等、緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。
- O 防災に関する講演会、シンポジウム等の開催やキャンペーン運動を適宜実施するとともに、関係団体等との共催等についても参画するものとする。
- O 地域の実情に応じて、災害体験館等防災知識の普及等に資する施設の設置に努めるものとする。
- O 防災知識の普及を図る際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮するよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

第3 人材の育成

O 被災した公共土木施設、土砂災害、民有施設等の被害情報の迅速な収集・点検、円滑な災害応急対策や災害復旧事業の査定事務等に資するため、砂防ボランティア、地すべり防止工事士、斜面判定士、被災建築物応急危険度判定士、建築物耐震診断技術者、防災エキスパート、被災宅地危険度判定士、水防団員等の人材の育成及び活用を図るとともに、公的な機関等による研修の参加を支援するものとする。

第5節 防災訓練

- 地震防災訓練は、毎年原則として9月1日に実施するものとする。
- O TEC-FORCEについては、TEC-FORCE活動計画等に基づき訓練を行うものと する。
- O 訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明確にし、以下の事項及びその他訓練実施主 体毎の特性に応じた事項に留意し実践的な訓練を実施するものとする。

• 非常参集等

緊急地震速報を取り入れた地震発生時の対応行動の訓練、一斉伝達装置及び当該装置の使用ができないことを想定した場合の電話等による呼集、交通機関の運行(航)状況に対応

した居住地近傍出先機関への参集、参集途上での移動通信機器の利用等、実践的な訓練を 実施するものとする。

なお、非常参集等に関する訓練は、本計画で扱う災害のうちいずれかを想定し、年に1回 以上行うものとする。

・情報の収集・連絡

災害発生時の状況を想定し、地震情報(震度、震源、マグニチュード、余震の状況等)や所管施設及び交通施設の被害状況に関する情報等を迅速かつ的確に伝達する訓練を実施する ものとする。

通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努め、災害発生時の通信の確保を図るため、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け関係機関との連携による通信訓練に参加するともに通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取入れた実践的通信訓練を定期的に実施するものとする。

災害対策本部等の設置運営

迅速な初動体制の確立のため、非常本部あるいは地方支分部局において設置される災害対策本部等の設置、本部会議の開催・運営等に関する訓練を実施するものとする。

・応急対策

所管施設に関する応急復旧工事や二次災害防止対策等が災害状況に即応して円滑に実施されるよう訓練を実施するものとする。

· 複合災害対策

様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。

- O 訓練後には評価を行い、得られた改善点については、災害対応業務に活かすとともに、次回以降の訓練の充実を図るものとする。
- 防災訓練は、逐次その訓練内容を高度かつ実践的なものとするように努める。
- O 関係省庁、地方公共団体等が実施する訓練に積極的に参加する。

第6節 再発防止対策の実施

O 災害原因の調査を行う場合には、必要に応じて学識経験者等からなる調査委員会を設置する 等により、速やかに総合的な調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を適切に実施するも のとする。

第2章 災害応急対策

第1節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

O 地震が発生した場合、地震情報等及び被害情報を迅速、広域的に収集・連絡するものとする。 この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し被害規模 の早期把握を行うものとする。

第1 災害情報の収集・連絡

- (1) 地震情報等の把握、連絡
- O 地震が発生した場合、まず気象庁より地震情報等の連絡を受けるほか、テレビ、ラジオ等の一般情報、地震計からの情報等により、地震の規模、範囲等について確認するものとする。地方支分部局は、災害対策本部の設置を必要とする規模の地震が発生した場合、直ちに特定本部等に連絡するものとする。
- O 迅速かつ適切な初動対応に資するため、大規模な地震発生時に震源地近傍の職員は、地震や周辺の被害状況をできる限り速やかに本省の防災担当職員に連絡するものとする。
 - (2) 被害情報の収集・連絡
- O 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と協力して、地震発生後、施設等の被害及び公共機関の運行(航)状況等の情報を迅速に収集、相互に連絡するものとする。地方支分部局は、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲に関する第1次情報など緊急に必要な情報を、災害発生後直ちに本省に連絡を行うよう要請し、以下順次、内容、精度を高めるものとする。
- O 本省内各局は、地方支分部局、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者より所管事務に係る 被害状況、応急対策の活動状況、災害対策本部の設置状況、一般被害の状況等を収集し、特定 本部等に報告するものとする。
- O 特定本部等は、所管施設の被害に関する第1次情報等で、緊急に報告を要するものについては、 直ちに国土交通大臣をはじめとする幹部に伝達するとともに、総理大臣官邸にも連絡するも のとする。
- O 特定本部等は、本省内各局より報告を受けた被害情報等を必要に応じ内閣府、総理大臣官邸、 関係省庁に連絡するものとする。また、災対法に基づく特定災害対策本部、非常災害対策本部 又は緊急災害対策本部(以下この編において「政府本部」という。)の設置後は政府本部に連 絡するものとする。
- O 特定本部等は、関係省庁の被害情報・対応状況、政府としての対応状況等に関する情報を適宜 本省内各局、地方支分部局に連絡するものとする。
- 応急対策活動情報に関し、関係機関及び地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と相互に緊

密な情報交換を行うものとする。

- O 被害情報等の収集・連絡に当たっては、窓口の一元化に留意し、現地等における災害対応等に 支障をきたさないよう特に配慮するものとする。
 - (3) ダム、堰、水門等の管理
- O 地震が発生した場合には、ダム、堰、水門等について、次の措置を講ずるものとする。
- ・ 関係機関と緊密に連携し、相互の情報を交換するものとする。
- ・ ダム、堰、水門等の操作にあたって、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ、必要な事項を関係市町村長及び関係警察署長に通知するとともに、一般に周知させるものとする。

第2 通信手段の確保

- O 災害発生直後直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。このため、必要 に応じ、次の措置を講ずるものとする。
 - ・ 直ちに専用通信設備等情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた設備の復旧を 行うものとする。また、専用通信設備等情報通信設備の点検は、電気通信設備の点検に関する 基準等によるものとする。
- ・ 移動通信システム、衛星通信システム、携帯電話、衛星携帯電話等を活用し、緊急情報連絡用 の回線設定に努めるものとする。

第2節 災害対策用ヘリコプター等による情報収集

- O 地方整備局等は、災害対策用へリコプター、無人航空機、衛星通信システム、監視カメラ等を 活用して、被災地の一般的な被害状況及び救助・救援活動に必要な避難路、緊急輸送道路等を はじめとした所管施設の被害状況を迅速に把握するものとする。
- O 地震等により甚大な被害が発生した場合、又は発生が想定される場合、災害対策用へリコプターの維持管理を行う地方整備局等は、直ちに災害対策用へリコプターを出動させるものとする。
- O 地震等により甚大な被害が発生した場合、又は発生が予想される場合であって、他地方整備局等が維持管理を行う災害対策用へリコプターを緊急に必要とするときは、地方整備局等は、その旨特定本部等に要請するものとし、特定本部等は、必要に応じ出動調整を行うものとする。
- 災害対策用へリコプターの運航は、ヘリコプターの運航に関する規定によるものとする。
- ヘリコプターにより取得する情報として、映像情報のほか、統合災害情報システム(DiMA PS)と連携したヘリサット画像の活用など、災害対応において多面的な活用を図る。
- O 地震等により甚大な被害が発生した場合、又は発生が想定される場合、特定本部等は、海上保

安庁のヘリコプターが収集した情報の提供について、必要に応じ海上保安庁に要請する。

- O 地方整備局等が他地方整備局等の衛星通信システムの出動を要請する場合には、その旨を特定本部等に報告するものとする。特定本部等は、必要に応じ出動調整を行うものとする。
- O 震災直後の航路、泊地等の被害状況(海中障害物による航行障害)については、必要に応じ港 湾業務艇により調査を行うものとする。

第3節 活動体制の確立

- 本省及び地方支分部局では、情報収集・連絡体制の確立、災害対策本部の設置、各局部課にお ける発災時に対応した業務体制への移行等により、速やかに防災活動体制を確立する。
- O 非常参集者及び非常参集の方法については、別に定める「災害時等における国土交通本省の防 災体制について」等によるものとする。
- O 地方支分部局は、地方支分部局防災業務計画及び初動体制に関するマニュアルで定めるところにより、非常参集を行うものとする。
- O 本省、地方支分部局等の各レベルにおいて、警察、自衛隊、消防、気象庁、海上保安庁、地方 公共団体等関係機関と充分に連携を図り応急対応を行うものとする。
- O 地方整備局等は、状況に応じ、被災地方整備局等に対して人的、物的な応援を各地方整備局等がそれぞれ作成する地方整備局等間の応援に関するマニュアルに基づき行うものとする。本省は、状況に応じ、被災地方整備局等に対して人的、物的な応援を行うとともに、これらの応援が円滑、適切に行われるよう、活動状況の把握や必要な指示・調整を行うものとする。
- O 被災地方公共団体に対する地方支分部局の災害応援については、地域防災計画等に基づき速 やかに実施するものとする。

第4節 政府本部への対応等

第1 災害対策関係省庁連絡会議

- O 大規模な地震発生時に、地震及び被害の第1次情報についての確認、共有化、応急対策の調整 等を行うため、必要に応じて開催される災害対策関係省庁連絡会議に職員を出席させるもの とする。
- O 被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため、必要に応じ、現地調査団に職員を派遣するものとする。

第2 政府本部

- O 政府本部が設置された場合、本部員、あるいは事務局要員として職員を派遣し、災害応急対策 の総合調整に関する活動を実施するものとする。
- O 政府の現地対策本部が設置された場合、本部員として職員を派遣し、現地における災害応急対

策の総合調整に関する活動を実施するものとする。

O 被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため、必要に応じ、政府調 香団に職員を派遣するものとする。

第5節 災害発生直後の施設の緊急点検

- 国土交通省所管施設の管理者は、災害発生後、次の緊急点検実施の体制を速やかに整え、緊急 点検を実施するものとする。その際、被災した施設等の被害情報の迅速な収集等を行うため、 防災エキスパート制度等により、公共土木施設の管理、点検等に携わってきた人材を活用する ものとする。
 - (1) 河川管理施設等
- O 地震発生直後に、河川管理施設、海岸保全施設、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊 防止施設等の緊急点検を実施するものとする。
 - (2) 道路施設
- O 地震発生直後に、あらかじめ作成された基準等に基づき、道路パトロール等により緊急点検を 実施するものとする。
 - (3) 港湾施設
- 第2編第2章第4節(3)港湾施設に統合
 - (4) 自動車関連施設
- O 地震発生直後に、運用事業者と連携しつつ自動車登録検査関係システムの緊急点検を実施し 施設被害情報の収集に努める。
 - (4) 航空施設
- O 地震発生直後に空港管理者と連携しつつ、空港施設、航空管制施設等の緊急点検を実施し、施 設被害情報の収集に努めるものとする。
 - (5) 都市施設
- O 都市公園の点検を実施するとともに、避難場所、避難路、防災拠点等となる都市公園においては、消防、救援、避難、応急復旧活動等が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- O 水道については、地震発生後に施設管理者である地方公共団体等と連携して施設被害情報の 収集に努める。施設管理者おいては、地震発生後、あらかじめ作成した計画に従い直ちに取水 施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設等の緊急点検を実施するものとする。
- O 下水道については、地震発生後に施設管理者である地方公共団体等と連携して施設被害情報 の収集に努める。施設管理者おいては、地震発生後、あらかじめ作成した計画に従い直ちに下

水処理場、ポンプ場、管渠等の緊急点検を実施するものとする。

- (6) 官庁施設
- O 官庁施設、非常用発電設備、通信装置等の点検その他必要な措置を講ずるものとする。
- O 官庁施設の構造体、建築設備等の点検を行うとともに、地方支分部局間及び本省庁間を通じて 各省庁より施設被害情報の収集に努め、必要な措置を講ずるものとする。

第6節 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保

- O 応急復旧を円滑に行うため、主要な災害復旧用等の資機材を迅速に調達し得るよう措置する ものとする。
- O 必要に応じ、関連業界団体に対し、建設機械の調達、労働力の確保、資材調達について要請等 を行うものとする。
- O 国土交通省の保有する機械については、応急工事を施工するものに対して、必要に応じ、無償貸付を行うものとする。
- O 被災地方公共団体が、災害応急対策を実施するに当たり、必要な資機材が不足し、的確かつ迅速に実施することが困難であると認めた場合において要請または要求がなくても、必要な資機材の供給を開始するものとする。
- O 地方整備局等は、防災備蓄基地のネットワークの整備に関する計画に基づき、復旧資機材の活用を行うものとする。

第7節 災害発生時における応急工事等の実施

- O 所管施設が被災した場合や土砂災害が発生した場合において、被害の拡大の防止や道路交通 の確保等を図るため必要に応じ、仮道、仮橋、仮処理施設等の応急工事の迅速かつ計画的な施 工又はその指導を行う等、施設の被害状況に応じた適切な応急工事を早期に計画的に施工す るものとする。
- O 大規模自然災害が発生した場合において、地方公共団体からの要請を受けたとき又は地方公 共団体から要請が無い場合であっても、特に緊急を要すると認められるときは、地方公共団体 との協定に基づき、被害の拡大を防ぐための緊急対応を実施する等支援に努めるものとする。
- O 激甚な災害が発生した場所には、係官を現地に派遣し、総合的な応急対策及び応急復旧工法に ついて指導するものとする。また、必要に応じて外部の専門家を派遣し、指導・助言を得るも のとする。
- O 必要に応じて応急工事の実施状況について、関係機関と相互に緊密な情報交換を行うものと する。
- 必要に応じて無人化施工機械の活用を図るものとする。

- O 車両からの危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導 活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。
- O 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、被災した交通施設等の迅速な応 急復旧を行わせる。

第8節 災害発生時における交通の確保等

第1 道路交通の確保

- 道路施設について、自転車やバイク等の多様な移動手段及び UAV (無人航空機) の活用による 現地調査の実施や、道路管理用カメラ等の活用及び官民が保有するプローブ情報の活用等に より早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道 路交通の確保等に努めるとともに、必要に応じて他の道路管理者に対して、応急復旧等に係る 支援を要請するものとする。
- O 災害発生時における被災地への円滑な緊急物資等の輸送を確保するため、緊急輸送道路の確保を最優先に応急復旧や代替路の設定等を実施するとともに、被災地以外の物資輸送等を円滑に実施するため、広域輸送ルートを設定し、その確保に努めるものとする。
- O 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の 必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場 合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。
- O 都道府県公安委員会から緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち 往生車両等の移動等について要請を受けたときは、当該要請を勘案し、優先的に啓開すべき道 路の区間を判断するものとする。
- O 緊急用河川敷道路について、河川管理者は早急にその被害状況を把握し、必要な復旧対策を実施することにより、輸送ルートの確保に努めるものとする。
- O 道路の通行規制等が行われている場合、道路利用者に対して道路情報板、路側通信等の道路情報提供装置により迅速に情報提供するものとする。

第2 海上交通の確保

- O 開発保全航路、緊急確保航路等について、早急に状況調査を行い、沈船、漂流物等により船舶 の航行が危険と認められる場合には、航路啓開等を行い、航行の安全確保に努める。
- O 災害発生時における住民避難や人員、緊急物資等の輸送を確保するため、港湾管理者と連携を 図りつつ、港湾施設の被害状況を早急に把握し、必要に応じて仮設等の応急復旧を行う。
- O 建設業者等との間の応援協定等に基づき、航路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。

第3 航空交通の確保

- O 災害発生時における緊急輸送等を確保するため、空港及び航空保安施設等について、被害状況 を早急に調査し、必要に応じて仮設等の応急復旧を行う。
- O 情報収集、緊急輸送等の災害応急対策に従事する航空機を優先させる。また、航空機の安全運 航を図る等災害時に即応した航空管制及び情報提供を行うものとする。

第4 自動車関連施設の運用確保

- O 被災地のみならず全国の自動車登録検査業務の遂行を確保するため、自動車登録検査関係システムが被災した場合は、速やかにバックアップシステムへの切替えを行い、自動車登録検査関係システムの機能の維持を図るとともに運用体制の確保を図る。
- O 被災した運輸支局等における自動車登録検査業務を継続するため、関係団体との連携を図る とともに被災した支局等の業務を他の支局等で代行するためのシステムの運用を行う。また、 業務の遂行に必要な人員の確保に努めるものとする。

第9節 緊急輸送

第1 基本方針

O 必要に応じ、又は政府本部等若しくは、被災地方公共団体からの要請があった場合には、緊急輸送関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と密接に連携し、陸・海・空によるあらゆる輸送手段を利用し、かつ被害の状況・緊急度・重要度を考慮した緊急輸送が適切に実施されるよう、必要な措置を講じるものとする。

第2 関係事業者等に対する要請、調整

- 必要に応じ、又は政府本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、関係公共機関、 関係事業者に対し、緊急輸送への協力要請を行う。さらに、要請によっていたのでは緊急輸送 の円滑な実施に特に大きな支障があると認められる場合には、法令の定めるところにより、国 土交通大臣の輸送命令を発し、緊急輸送に従事させる。
- O 関係公共機関、関係事業者による緊急輸送の実施状況を的確に把握するとともに、被災地方公 共団体若しくは政府本部からの依頼に基づきまたは必要に応じて自ら、事業者間、輸送モード 間の輸送分担、緊急輸送物資の受け渡し等についての調整を行う。
- O 被災地方公共団体が被災者のニーズの把握や物資の要請を行う事が困難な場合においては、 要請がなくても、被災地方公共団体に対し、供給する物資を確保し、輸送を開始するものとす る。なお、必要に応じ、関係事業者等に対する要請、調整を行うものとする。

第3 緊急輸送に対する支援

O 緊急輸送が円滑に実施されるよう、必要に応じ、輸送活動を実施する際に必要とされる許可手

続の簡素化・迅速化等法令の弾力的な運用を図る。

- O 緊急輸送が安全に実施されるよう、所管の輸送モードについて安全性を確保するために必要 な措置を講じる。特に、救援活動に従事する小型航空機の運航の安全確保には、十分留意する。
- O 東京湾臨港部基幹的広域防災拠点 (東扇島地区) 及び京阪神都市圏における基幹的広域防災拠点 (堺泉北港堺2区) における緊急輸送活動の支援を行う。
 - ヘリコプターからの物資の投下など被災地への緊急物資輸送等の災害対応において必要となる許認可の手続きを弾力化する等、柔軟な対応を行うよう努める。

第 10 節 代替輸送

- O 被災地住民等の利便性の確保、全国的な輸送システムの維持等を図る観点から、関係省庁、地 方公共団体と密接に連携し、陸・海・空の各輸送モードを活用した被災地内輸送、被災地を発 着地とする輸送、被災地を通過する輸送に係わる代替輸送が円滑に実施されるよう、関係公共 機関、関係事業者に対し、必要な指導、調整を行う。
- また、国際輸送、幹線輸送の拠点である港湾及び空港について、他の地域や他のモードからの 旅客、貨物のシフトに対応できるよう、運営面を含めた受入体制の整備を図る。このほか、代 替輸送に対する支援措置を講じるよう努める。

第11節 二次災害の防止対策

- 二次災害による被害の拡大を防ぐための十分な応急対策を実施するために、災害発生時における十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況等を十分に把握するものとする。また、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、二次災害発生の危険性のある箇所の把握・監視、危険が切迫した場合の関係者への通報、被災のおそれのある施設等の除去等の措置を講じる。
- O 地震によって河川管理施設、海岸保全施設、港湾施設が被災した場合、浸水被害の発生、拡大 を防止するための水防活動及び緊急災害復旧工事を実施するものとする。
- O 高潮、波浪、潮位の変化及び出水による浸水を防止するため、河川管理施設、海岸保全施設、 港湾施設等の点検を行うとともに、必要に応じて、応急工事、適切な警戒体制の整備などの応 急対策を行うものとする。
- O 河川、海岸、港湾施設等が決壊し、被災施設、被災施設に隣接する一連の施設又はその背後地 に大きな被害を与えているため又はそのおそれが大きいため緊急に施工を要する場合は、決 壊防止工事を実施するものとする。
- O 地盤の緩み等により二次的な土砂災害の危険性が高まっている箇所について、必要に応じ砂 防ボランティアや斜面判定士の協力を得る等して、二次的な土砂災害の危険性に関して調査

点検を実施するとともに、その結果に基づき計画的に土砂災害防止対策を行うものとする。

- 土砂災害などの二次災害による被害の拡大や社会不安の増大を防止するため、危険性の有無 について迅速かつ的確に判断を行うための係官を現地に派遣し技術的な指導を行うものとす る。また、必要に応じて外部の専門家を派遣し指導・助言を得るものとする。
- O 地震に伴う大規模な河道閉塞が確認された場合、これに起因する土石流等の発生による二次 災害を防止するため、地方支分部局等と連携し、土砂災害防止法第 29 条に基づく緊急調査を 実施するとともに、同法第 31 条に基づき関係市町村及び都道府県に緊急情報を通知するもの とする。
- O 余震による建築物等の倒壊に関して、住民の安全の確保や被災地の早急な復旧に資するため に建築技術者等の派遣等により、市町村による被災建築物応急危険度判定が迅速かつ的確に 実施されるよう、支援するものとする。
- O 被災した擁壁、のり面等の崩壊等による二次災害発生の危険性のある宅地について、被災宅地 危険度判定士を活用し調査・危険度判定が迅速かつ的確に実施されるよう措置を講ずるもの とする。
- O 水道については、降雨による浸水等の二次災害を防止するため、主要な浄水施設及び配水施設等の被災状況を調査し、土砂による閉塞等が生じた箇所については、直ちに土砂の排除を行うこと等に対して必要な支援を講ずる。
- O 下水道については、降雨による浸水等の二次災害を防止するため、主要な雨水管渠等の被災状況を調査し、土砂による閉塞等が生じた箇所については、直ちに土砂の排除を行うこと等に対して必要な支援を講ずる。
- O ダム、堰、水門等の緊急点検を災害発生後、直ちに実施するとともに、これらの被災状況等を 把握し、二次災害の防止のために必要な措置を速やかに執り又はその指導を行うものとする。
- O 地震に伴う地盤沈下により河川管理施設、海岸保全施設、港湾施設の機能が低下し、高潮、波 浪、潮位の変化及び出水によって浸水のおそれが高まっている場合又は浸水被害が発生して いる場合には、必要に応じて、排水ポンプ車等による排水、応急工事、適切な警戒体制の整備 などの応急対策を行うものとする。

第12節 ライフライン施設の応急復旧

- O 迅速かつ円滑な応急対策を実施するため、災害発生後直ちに専門技術を持つ人材等を活用して、所管する施設の緊急点検を実施するとともにこれらの被害状況等を把握し、必要に応じ、 応急復旧を速やかに行うものとする。
- O 災害の程度、施設の重要度等を勘案し、ライフライン事業者に対し、必要な応急対策活動を依

頼するものとする。

- 地震によって水道施設の被害が確認された場合、施設管理者である地方公共団体等において、 仮配管や仮設備の設置等による応急復旧を行い、水道水の確保等に努める。被害調査や応急復 旧に当たっては、日本水道協会や地方公共団体間の申し合わせ等と調整を図りながら、必要に 応じて他の地方公共団体等による応援を行うものとし、その調整や助言を行うものとする。
- O 地震によって下水道施設の被害が確認された場合、施設管理者である地方公共団体等において、仮配管や仮設備の設置等による応急復旧を行い、公衆衛生の確保や公共水域の水環境保全等に努める。被害調査や応急復旧に当たっては、「下水道事業における災害時支援に関するルール」や「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」等関係者間の申し合わせ等と調整を図りながら、必要に応じて他の地方公共団体等による応援を行うものとし、その調整や助言を行うものとする。
- O 可能な限り応急復旧に係る手続きを簡素化し、ライフライン施設の速やかな機能回復を支援 するものとする。

第13節 地方公共団体等への支援

- 緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) が、被災状況調査を実施する場合には災害対策用 ヘリコプター、無人航空機等を活用するものとし、救命・救助・救急活動を実施する警察・消 防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場での活動や避難所等における給水支援等を実施する 場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊や関係団体等との間で、情報共有 及び活動調整、相互協力を行うものとする。
- O 地方公共団体等が所掌する事務に関して大規模な災害が発生した場合、または発生の恐れが ある場合は、以下の事項について支援を行うものとする。
- 第1 情報収集、人員の派遣、応急復旧、資機材の提供等
- O 地方整備局等は、必要に応じて災害対策用へリコプター、無人航空機、港湾業務艇、衛星通信システム等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、被災地方公共団体等と衛星通信や 光ファイバ等による通信手段等を確保し、災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行うものとする。
- O 地方運輸局等は交通施設等の被害状況、公共交通機関の運行(航)状況等の応急対策を講じる ために必要な情報の収集を速やかに行うとともに、適宜、地方公共団体等に伝達し、情報の共 有化を図るものとする。
- O 災害対応を円滑に行うため必要がある場合には、原則として地方公共団体等の要請に応じ、応 急復旧用資機材や災害対策用機械の提供を行うものとする。

- O 応急復旧工法や二次災害防止対策等の検討のため必要がある場合には、地方公共団体等の要請に応じ、助言等を行うための係官あるいは防災エキスパート等の専門家の派遣もしくは斡旋を行うものとする。
- O 被災地方公共団体等を支援するため、大規模自然災害発生時において応急復旧等を実施する 者が未調整の場合で、特に緊急を要すると認められるときには、緊急通行車両等の通行に必要 な通行路の確保等を実施するものとする。

第2 避難活動

- O 地方公共団体等による適切な避難誘導が行われるように、災害、避難場所、避難路の状況、土 砂災害警戒区域等の所在等の情報の住民への速やかな伝達に関して、必要な指導・助言等を行 うものとする。
- O 地方公共団体、地域住民等より、あらかじめ避難場所として指定された施設以外の所管施設に ついて避難場所として使用したい旨の要請があった場合には、施設の状況等を確認の上、適切 に対処するものとする。

第3 応急仮設住宅の建築支援等

- O 応急仮設住宅の建設に必要な資機材の調達について、被災都道府県より政府本部を通じて、又 は直接要請があった場合には、速やかにとるべき措置を決定し、政府本部及び被災都道府県に 通報するとともに、関係業界団体等に対し、必要な資機材の供給要請等を行うものとする。
- O 都市再生機構保有地、都市公園内の広場等について、必要に応じ、被災後の一定期間、応急仮設住宅用地としての提供について助言を行うとともに、首都直下地震等に備えた応急仮設住宅用地の事前のリスト化について、地方公共団体に対して助言を行うものとする。
- O 建設用地の確保及び建設支援のため、国土交通省、地方自治体等から要員の派遣の調整等を行う。
- O 応急仮設住宅の建設に当たっては、特に降雨等による二次的な土砂災害を受けることがない よう、都道府県等に対し適切な助言を行うものとする。

第4 飲料水の確保、支援等

- O 給水車の調達について、被災地方公共団体から要請があった場合は、必要に応じ地方整備局等、 関係公共機関の所有する機材を供給するとともに、関係業界団体等に対し、供給要請を行うも のとする。
- 必要に応じ、都市公園等内の井戸、耐震性貯水槽の利用について助言を行うものとする。
- O 被災地方公共団体からの要請等に基づき、海洋環境整備船及び浚渫兼油回収船等を活用した 物資輸送や給水支援等を行うものとする。

第5 消防活動への支援

O 必要に応じ、使用可能な消火栓、都市公園内の水泳プール、池及び井戸水、下水道の高度処理 水や雨水貯留施設の貯留水、河川水及び海水の利用について助言を行うものとする。

第 14 節 被災者・被災事業者に対する措置

第1 被災者等への対応

- O 地方整備局等は、必要に応じ被災者及びその家族の対応に専任する要員を配置するとともに、 関係機関が災害救助法等に基づいて行う被災者及びその家族の待機場所の確保、連絡手段の 確保、待機に必要な物資の提供等の援助活動に対し、協力・支援を行うものとする。
- O 支援物資のニーズ情報が得られる被災地については、物資の内容、引渡し場所等を迅速に把握 し、政府内で共有の上、支援を開始できる体制を整えるものとする。
- O 被災地方公共団体が被災者のニーズの把握や物資の要請を行うことが困難な場合においては、 被災者数や引き渡し場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、要請がなくても、被災地方公 共団体に対し、供給する物資を確保し、輸送を開始するものとする。その際に、引き渡し場所 より先の各避難所までの配送体制の確保状況等に留意するものとするほか現地の配送状況等 を考慮し、早期に要請に基づいた支援に切り替えるよう配慮するものとする。
- 本省及び地方支分部局等の管理する土地、施設で避難場所としての活用が可能なものにおいて、地方公共団体と協力し、被災者の受入に努める。
- O 関係公共機関、関係事業者に対しその管理する土地、施設で避難場所としての活用が可能なものにおいて、必要に応じ地方公共団体と協力し、被災者の受入れを要請する。
- O 被災者を一時的に避難させるため、既存公営住宅等の空家を活用する。また、必要に応じて広域的に確保されている公営住宅等の情報を一元的に提供し、申込みの円滑化を図るため、被災者に対し、公営住宅等に関する情報提供を行う。
- O 被災地方公共団体からの依頼に基づき、自らまたは所管の特殊法人が管理する土地、施設を被 災者等の仮設住宅用地、宿泊施設等として提供するよう努める。
- O 関係公共機関、関係事業者に対し、船舶、ホテル等を活用した避難所の提供、炊事・入浴サービスの提供等を要請する。
- O また、被災地方公共団体と関係公共機関、関係事業者の間で支援措置の実施に係わる交渉が円 滑に行われるよう、必要な指導・助言を行う。
- O 首都圏を始めとする大都市圏において、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが 困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動を開始しない」という基本原則 の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞在場所の確保などの帰宅

困難者等への支援を行う。

O 救出・救助活動が落ち着いた後に帰宅を開始する徒歩帰宅者等に対し、安全な帰宅の判断に資するよう、被害の状況、応急対策状況、二次災害の危険性、公共交通機関の運行(航)状況、交通規制・迂回路等の道路状況等についてマス・メディア、インターネット等を通じて適切に提供するものとする。

第2 被災地の住民、事業者に対する特例措置の提供

- O 被災地の状況に鑑み、必要に応じ、車検の有効期間の延長、近隣の運輸支局での車検の実施、 避難所等での出張登録受付の実施、移動相談所の設置、船舶検査証書の有効期間の延長等被災 地の住民に対し、交通行政サービスに係わる特例措置を提供するよう努める。また、被災地以 外の地域での営業活動を認めるなど被災地の事業者に対し、免許制度等に係わる法令の弾力 的運用を行うよう努める。
- O 災害の発生に伴い生じる影響については、直接被災していない住民、事業者等に対しても及ぶ 可能性があることを考慮し、安全面に配慮した上で特例措置や法令の弾力的運用、広報等の必 要な措置を迅速に講じるものとする。

第3 適切かつ公正な輸送サービスの提供

- O 被災地において、適切かつ公正な輸送サービスが提供されるよう、関係公共機関、関係事業者による輸送活動、被災者に対する支援措置、輸送サービスに係わる特例措置等についての相談窓口を設置するとともに、窓口に寄せられた問合せ、苦情、要望等には、迅速かつ的確に対応するよう努める。
- O 不公正な輸送活動や便乗値上げ等に対する監視を強化するとともに、不公正な活動を行った 事業者に対しては、速やかに行政処分を行う。

第 15 節 災害発生時における広報

- 一般住民や被災者の家族等のニーズを十分把握し、被害の状況、応急対策状況、二次災害の危険性、公共交通機関の運行(航)状況、交通規制・迂回路等の道路状況等、住民や被災者等に役立つ情報をマス・メディア、インターネット等を通じて迅速・適切に提供するものとする。また、被災者等から、これらの情報について問合せがあった場合に的確な対応ができるよう努めるものとする。
- O 特定本部等は、情報の公開、広報活動の内容等について、関係機関と相互に連絡を取り合うものとする。
- O 地方支分部局は、あらかじめ整備された災害発生時における広報に関するマニュアルに基づき、広報活動を的確に行うものとする。

- O 海外や日本に在住する外国人に対し、災害の被害や対応状況が正しく理解されるよう、英語等 の外国語による広報に努めるものとする。
- O 広報にあたっては、外国人観光客の減少防止や外航海運の運航継続に係る措置など、風評被害 の防止にも努めるものとする。

第 16 節 自発的支援への対応

- O 防災に関するボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう整備し、ボランティア の申入があった場合には、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者とも調整の上、予め定め た対応方針に基づき、ボランティアの受入が速やかに行われるよう努める。
- O 災害応急対策等に従事するボランティアの育成、指導にあたるとともに、そのリーダーとなる 人材の活用等に努めるものとする。
- 海外からの支援の申入があり、政府本部等が受入の可否、要否について判断を行う場合には、 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者とともに、必要な協力を行う。同本部等が受入を決 定したときには、予め定めた対応方針及び同本部等の策定した計画に基づき、支援の受入が速 やかに行われるよう努める。
- O 自らまたは地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、ボランティアに係わる要員、物資の被災地への輸送、被災地内での輸送等が円滑に行われるよう、所要の支援措置を講じる。
- O 海外からの支援を受け入れる場合には、自らまたは地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、援助要員、援助物資の国内までの輸送、被災地への輸送、被災地内での輸送が円滑に行われるよう、所要の支援措置を講じる。

第3章 災害復旧・復興

第1節 災害復旧・復興の基本方針

- O 地方公共団体が、地域の災害復旧・復興の基本方向を検討、又は復興計画を作成する場合、公 共施設管理者は適切な指導・助言を行うものとする。
- O 被災地方公共団体より、災害復旧・復興対策推進のため、職員の派遣その他の協力を求められた場合は、速やかに検討の上、適切に対処するものとする。
- O 自らまたは地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、広域的な相互応援体制の下、被災した交通施設等の本格的な機能復旧を速やかに進める。
- O 政府の復興対策本部が設置された場合には、職員を参加させるとともに、同本部と密接な連携 の上、被災地方公共団体に対する復興支援を行う。

第2節 災害復旧の実施

第1 災害復旧工事の早期着手

- O 被害の拡大防止や二次被害の防止、交通の確保等のため、迅速に応急工事を実施するものとする。
- O 地方公共団体が実施する河川、道路等の公共土木施設の災害復旧工事は、国土交通省の査定を 待たずに被災直後から工事着手が可能であり、この際に事前の承認や届出は一切不要である ことを地方公共団体等に周知するものとする。

第2 査定の早期実施

- 災害発生後は速やかに査定を実施して事業費を決定するものとする。
- O 緊急災害対策派遣隊の派遣あるいは災害査定官の緊急派遣により、現地において被害状況を 迅速かつ的確に把握するとともに、被災した公共土木施設に対する応急措置及び復旧方針樹 立の助言を行い、自治体の災害復旧の支援を行うものとする。
- O 災害復旧工事と現地における査定を円滑かつ迅速に実行するため、地方公共団体からの要望 に応じて、復旧工法等について随時打合せを行うものとする。
- O 大規模な災害の場合は、総合単価の使用範囲の引き上げや机上査定の適用範囲の引き上げ等 の災害査定の簡素化を速やかに行うものとする。
- O 災害発生後、河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、鉄道、 港湾、上下水道、公園、空港、都市施設、住宅等の早期復旧のため、できる限り速やかに被害 を把握し、民生の安定、交通の確保、施設の増破の防止等のため必要な応急工事を実施する等、 早期復旧に努めるものとする。

第3 災害復旧の推進

- O 災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な 復旧を図るものとする。また、復旧に当たっては、周辺環境の保全へも配慮するものとする。
- 年度別の復旧進捗度については、事業の規模・難易度、事業の施行能力、地方公共団体の財政 状況等を勘案して、早期に、かつ円滑に事業を実施し得るよう国庫負担金の支出等の財政措置 について配慮するものとする。
- O 災害復旧の推進のため、被災地方公共団体からの求めにより必要に応じて指導・助言のため職員を派遣するものとする。
- O 所管公共土木施設の被災により生じたがれきの処理に当たっては、災害復旧・復興計画を考慮 に入れつつ計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止、又は住民、作業者の健康管 理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

- O がれき、土砂等災害に伴い発生した物の輸送が円滑かつ効率的に行われるよう、輸送ルートの設定、輸送時間帯の調整等の実施に努める。この場合、復興物資の円滑な輸送に支障が生じないように、十分配慮する。また、港湾等所管の交通施設等におけるがれき等の受入にも可能な限り協力を行うとともに、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。
- O 陸上のがれきの処分のため、海面処分場の整備を促進するとともに、リサイクルポートを利用 した広域的な処理を促進するものとする。
- 復興物資の円滑かつ効率的な輸送が実施されるよう、関係省庁に適切な交通規制の導入を要請するほか、陸・海・空の各モードを活用した輸送ルートの設定、関係公共機関、関係事業者間、モード間の調整等の実施に努める。また、被災地を通過する事業用の車両が復興物資の円滑かつ効率的な輸送に著しい支障となっている場合等において特に必要と認めるときは、関係事業者等に対し、可能な限り迂回ルートを活用するよう要請する。
- O このほか、被災地住民の健康管理のために特に必要があると認めるときは、関係公共機関、関係事業者に対し、可能な限り騒音、振動、粉塵の発生の低減等に配慮するよう要請する。

第4 再度災害の防止

- O 公共土木施設の復旧にあたっては、原形復旧を基本にしつつも、再度災害の防止等の観点から、 可能な限り改良復旧を行うように、地方公共団体等に助言を行うものとする。
- O 河道の埋塞の著しい場合は、再度災害を防止するため、速やかに除去する等、適切な対策を講 ずるものとする。
- O 土石流、地すべり、がけ崩れの土砂災害の発生箇所等について、応急対策を実施するとともに、 災害関連緊急事業等により再度災害の防止を図るものとする。

第3節 復旧・復興資機材の安定的な確保

- O 災害復旧・復興に必要な資機材について、その需給・価格動向を調査し、資材需給、資機材の 安定的な確保に資するものとする。
- 復興建築用資材の値上がり防止について、関係団体に周知、要請するものとする。

第4節 都市と地域の復興

第1 計画的復興への支援

O 大規模な災害により公共施設や建築物等が被災し、社会経済活動に甚大な障害が生じた地域においては、その再建を可及的速やかに実施するため、災害復旧等の進捗状況を見極めつつ、 再度災害防止とより快適な都市環境の形成を目指し、計画的に都市の復興を推進するものと する。

- O 復興のため、市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)による建築制限等について必要に応じて助言を行うものとする。
- O 被災地方公共団体が復興計画の策定、推進を行うにあたっては、被災地の復興に資するととも に、発災時に有効に機能し得るような交通ネットワークの整備、交通施設等の耐災害性の強化、 避難場所・防災拠点としての活用等の観点から必要な協力を行う。

第2 復興まちづくりへの支援

- O 復興まちづくりにおいては、地方公共団体が行う専門家の派遣等、住民が参加するまちづくり 活動を支援するものとする。
- O 住民の早急な生活再建の観点から、住民の合意を得るよう努めつつ、市街地の面的整備や防災 に資する各種都市施設の総合的・一体的整備等により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市 機能の更新を推進するものとする。

第3 地域の復興への支援

O 大規模な災害により壊滅的な被害を受けた地域に対しては、被災状況等の調査・分析、被災状況や都市の特性、地元の意向等に応じた市街地復興のパターンの検討等、地域の復興に向けた取り組みを支援するものとする。

第5節 借地借家制度等の特例の適用

- 災害が一定規模以上である場合においては、被災市町村長の意見を勘案して、大規模な災害の 被災地における借地借家に関する特別措置法第2条の災害として政令で指定し、借地借家制 度の特例を適用することにより、借地上の建物が減失した場合における借地権者の保護等を 図るものとする。
- 必要に応じ非常災害があった場合の建築基準法の制限の緩和措置を活用するものとする。

第6節 被災者の居住の安定確保に対する支援

第1 公営住宅の整備等

- 災害が発生した場合には、被災者の居住の安定を図るため、地域の住宅事情を踏まえつつ、公営住宅、地域優良賃貸住宅その他の公的賃貸住宅の速やかな供給を推進するものとする。特に、一定規模以上の住宅被害を受けた場合においては、補助率の引き上げによる地方負担の軽減を通じて、災害公営住宅の整備を推進するものとする。
- O 事業主体による公営住宅、地域優良賃貸住宅その他の公的賃貸住宅における家賃の低廉化に ついて、その費用の一部を助成するものとする。特に、災害公営住宅における家賃の低廉化に ついては、補助率の引き上げによる地方負担の軽減を通じて、入居者の居住の安定確保を推進

するものとする。

O 事業主体において公営住宅等を目的外使用し、被災者を一時的に入居させた場合、その後、入 居者資格を有する被災者については、必要に応じて、特定入居を行うよう、事業主体に対して 要請を行うものとする。なお、災害が大規模な場合にあっては、当該災害により住宅が滅失し た被災者等について、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条の規定に より、公営住宅の入居者資格が緩和される。

第2 危険区域における住宅再建

- 土石流、地すべり、がけ崩れの土砂災害の発生箇所や地震に伴う地盤の緩み等による二次的な土砂災害のおそれのある箇所について、調査を実施し、必要箇所をそれぞれ砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊防止区域に指定して、土砂災害防止施設の整備を推進するとともに、これらの指定地や被害想定区域内における住宅の再建に当たっては、砂防法(明治30年法律第29号)、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)に基づく行為制限の適切な実施並びに、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく、建築物の構造の規制及び移転の勧告等の措置を講ずるなど、適正な土地利用の誘導を図るものとする。
- O 災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、被災地方公共団体と連携を図り、 住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために住居の集団的移転を促進することが適 当と認められる区域について、防災のための集団移転促進事業の促進を図る。

第3 住宅金融支援機構による融資

O 被災者の自力による住宅の再建等を支援するための住宅金融支援機構の災害復興住宅融資及 び既往債務者に対する救済措置を迅速かつ円滑に実施するために、融資の対象地域及び融資 開始の時期の決定並びにその周知等の必要な措置について、当該機構に要請するものとする。

第4 被災者等に対する相談機能の充実

- O 被災地方公共団体等と連携して、被災者を対象とする総合住宅相談所を開設し、被災者の住宅 復興等に関する相談に応じるものとする。
- O 住宅金融支援機構において、被災者を対象に、現在、住宅金融支援機構へ返済中の融資の取扱 いや災害復興住宅融資についての相談及び情報提供を実施するよう、当該機構に要請するも のとする。
- O 被災建築物等の復旧について住民等から相談を受けた場合に、被災地方公共団体等と連携して、復旧方法等についての指導を行うものとする。また、必要に応じ関係団体に協力を要請するものとする。

O 被災市町村が、住宅に関する各種調査の必要性や実施時期の違い等を被災者に説明するにあたって、その活動の支援に努めるものとする。

第7節 被災事業者等に対する支援措置

- O 被災した交通施設等の本格復旧にあたっては、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者に対し、必要に応じて、復旧に必要な技能を有する職員(所管の特殊法人の者を含む。)を派遣する等技術的な支援を行うほか、財政上、金融上、税制上の支援措置を検討する。
- O 被災した交通施設等の地区別の復旧予定時期に関する情報を速やかに被災者を含めた一般国 民に提供する。
- O 被災した地方公共団体、関係公共機関、関係事業者の復興を促進するため、事業者等の要望の 把握に努めるとともに、その結果を踏まえ、必要に応じて、財政上、金融上、税制上の支援措 置を検討する。
- O 自らまたは地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、地方公共団体の復興 計画に盛り込まれた交通関連施策の具体化を図るととともに、必要に応じてこれらの施策の 具体化のために必要な財政上、金融上、税制上の支援措置を検討する。

第4章 東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画

第1節 地震防災応急対策に係る措置

- 第1 警戒宣言等の伝達等
- 気象庁が発表する東海地震に関連する情報、警戒宣言、警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知その他これらに関する情報(以下この章において「東海地震関連情報等」という。)については、水管理・国土保全局防災課災害対策室において一元的に把握することとする。本省内各局、関係支分部局等、関係公共機関に伝達する方法等については、要領等で別に定めるものとする。
- O 関係地方支分部局等の内部における東海地震関連情報等の伝達方法等に関し必要な事項については、それぞれの機関において別途定めるものとする。
- O 関係公共機関、関係事業者を指導して、業務内容、業務形態等を踏まえた対応体制を整備させるとともに、関係公共機関、関係事業者への気象庁が発表する東海地震に関連する情報、警戒宣言に係わる情報伝達ルートの確立を図るものとする。
- 第2 国土交通省地震災害警戒本部の設置等
- O 東海地震注意情報が気象庁から出された場合には、国土交通本省は非常体制をとり、必要な職員の参集や連絡体制の確保を行う。また、政府において、東海地震注意情報を踏まえて準備行

動を開始する決定がなされた場合には、必要な準備行動をとるものとする。関係地方支分部局等においても、必要な体制をとるものとする。

- O 非常体制における組織及び運営に関する事項については、要領等で定めるところによるものとする。
- O 大震法第9条に基づき、地震防災対策強化地域(以下「強化地域」という。)において警戒宣言が発せられた場合において、国土交通省の地震防災応急対策を推進するため、警戒本部を設置するものとする。
- O この計画に定めるもののほか、警戒本部の組織及び運営に関する事項については、別に定める ところによるものとする。
- 警戒宣言発令後、直ちに、関係地方支分部局等においても、警戒本部に準じた組織を設置するとともに、各局部課においては、警戒宣言発令時に対応した業務体制に速やかに移行する。また、政府の地震災害警戒本部には、本部員、あるいは事務局要員として職員を派遣し、災害応急対策の総合調整に関する活動を実施するものとする。
- 第3 地震防災応急対策を行う要員の確保及び他機関との協力体制
- O 地震防災応急対策を行う要員の確保は、要領等で別に定めものとする。
- O 地震防災応急対策の実施に当たっては、警察、国土交通大臣以外の道路管理者、河川管理者、 港湾管理者、海岸管理者、関係公共機関、関係事業者と情報共有化を図るとともに、密接な連 携をとり、相互協力を行うものとする。

また、各省庁の官庁施設管理者と密接な連絡を保ち、災害応急対策活動に必要な官庁施設等に関する地震防災応急対策等の実施状況の把握に努めるものとする。

- 第4 災害発生後に備えた資機材、人員等の配備手配等
- O 地震や津波により河川、海岸、砂防、道路、港湾、空港その他所管施設が被災を受けた場合に 施設の点検巡視、応急復旧等を行うため、資機材の確保、人員等の配備体制に関する計画を策 定するものとする。
- O 資機材については、保有量及び確保可能量の把握に努めるとともに、応急復旧工事を施工する際の連絡体制をあらかじめ定めておくものとする。
- O 警戒本部は維持管理を行う地方整備局等に対し、災害対策用へリコプターの出動準備を直ち に指示するものとする。
- O 非常参集者の宿舎には、移動通信機器の配備を進めるとともに、情報伝達、参集体制を充実、 強化するよう努めるものとする。
- O 道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等を確保するため、あらかじめ民間団体等との間

で応援協定を締結しておく等必要な措置をとるものとする。

第5 警戒官言時の広報

- O 地震防災応急対策にかかる措置の実施状況について、必要に応じ、逐次広報を行うものとし、 特に次の事項について重点的に行うものとする。
- ・ 水防対策に関する事項
- 道路交通対策に関する事項
- ・ 鉄道・海上・航空の各交通対策に関する事項
- 緊急輸送対策に関する事項
- ・ 土砂災害危険箇所等、土砂災害の危険性に関する事項
- ・ 所管施設の管理上の措置に関する事項
- 第6 地震防災応急対策の実施状況等に関する情報の収集、伝達等
- O 関係地方支分部局等、関係公共機関、関係事業者と協力して地震防災応急対策の実施状況等を 警戒本部に逐次報告するものとする。
- O 警戒本部は、地震防災応急対策に係る措置の実施状況を大震法第10条第1項に規定する地 震災害警戒本部に報告することとし、主な報告等の事項は次のとおりとする。
 - ・ 水防対策に関する事項
 - 道路交通対策に関する事項
 - ・ 鉄道・海上・航空の各交通対策に関する事項
 - 緊急輸送対策に関する事項
 - ・ 土砂災害危険箇所等、土砂災害の危険性に関する事項
 - ・ 所管施設の管理上の措置に関する事項

第7 避難対策等

O 浸水被害、津波災害、土砂災害に対するハザードマップ等を作成し、危険箇所、避難場所、避 難路の周知を図るものとする。この場合、地方公共団体に技術的助言を行うものとする。

第8 水防対策

○ 水防活動の必要が生じた場合に適切に対応するため、津波による水災の防御等を行う必要性がある地域を管轄する市町村等に対し、津波警報等の情報の的確な収集及び伝達、津波からの避難誘導、土嚢等による応急浸水対策の実施、自主防災組織等の津波避難計画作成などへの支援等について、必要な助言を行い被害の防止またはその軽減を図るものとする。

第9 住宅金融対策

O 災害復興住宅融資、宅地防災融資を迅速かつ円滑に実施するために必要な体制について、住宅

金融支援機構に要請するものとする。

第10 道路交通対策

- O 警戒宣言前の段階から、警戒宣言時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供装置等により情報提供するとともに、道路利用者に対して強化地域内の車両の走行の自粛の呼び掛けを行うものとする。
- O 警戒宣言時においては、道路情報提供装置等により道路利用者に対する東海地震予知情報の 周知徹底、強化地域内における車両の走行の自粛の呼びかけ、高速自動車国道等において公安 委員会が実施する交通規制に対する協力等に努めるものとする。
- O 道路管理者は、警戒宣言が発せられた場合においては、道路パトロール等により道路状況の把握に努めるとともに、災害発生時における対策について、あらかじめ措置を検討するものとする。

第11 緊急輸送対策

- 発災後の円滑な緊急輸送を確保するために、各地方整備局の防災業務計画、各地方公共団体の 地域防災計画に定める緊急輸送道路について、発災前後の道路状況の把握や災害応急対策の 相互支援に関して、各道路管理者間の連携・協力体制を確立するとともに、災害応急対策等を 実施するために使用する車両についても、事前に定めるなどの措置を講ずるものとする。
- O 所管施設の点検巡視、応急復旧その他段階に応じた災害応急対策を迅速かつ正確に実施する ため、必要な人員、資機材等についての輸送方針を定めるものとする。
- O 強化地域を管轄する地方運輸局及び地方航空局は、平時から警戒宣言発令時に緊急輸送を円滑に実施するための体制の確立に努め、これに使用し得る船舶隻数、自動車台数または航空機数とその輸送能力を把握して本省に報告する。

第12 鉄道交通対策

- O 鉄軌道事業者に対し、あらかじめ整備した対応マニュアル等を踏まえ、警戒宣言前の段階から、 乗客等に対し、警戒宣言時の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、不 要不急の旅行や出張等を控えるように要請することを指導する。
- 警戒宣言が発せられた場合には、鉄軌道事業者に対し、鉄軌道事業者があらかじめ整備した対応マニュアル等を踏まえ、強化地域内に進入する予定の列車に対しては進入を禁止し、強化地域内を運行中の列車に対しては、最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運行して停車、待機すること等の措置をとるよう指導する。ただし、震度6弱未満かつ津波等の被害のおそれのない地域における対応については、鉄軌道事業者が安全に運行可能か判断した上で

その対応を明示するよう指導する。

第13 海上交通対策

- O 津波による危険が予想される海域で航行、停泊している船舶等の避難が実施されるよう情報 場供を行う。
- O 東京湾では、船舶に対し警報等を迅速確実に伝達するとともに、危険な海域や避難海域等の情報を提供する。
- 一般旅客定期航路事業者、旅客不定期航路事業者に対して、港湾施設に被害が生じた場合及び 津波による危険が予想される場合においては、発航の中止、目的地の変更、船舶の安全な海域 への退避等の措置を講ずるよう指導する。

第14 航空交通対策

O 警戒宣言が発せられた場合には、強化地域内の飛行場については、緊急輸送等の機能を除き、 速やかに閉鎖する。また、運航者に対し、必要な航空情報の提供等を行う。

第15 他機関等に対する応援要請等

- O 所管施設の点検巡視、応急復旧その他の段階に応じた災害応急対策を迅速かつ的確に実施するために必要な資機材、人員等の配備手配など、所管施設に係る地震防災応急対策又は災害応急対策を実施する上で他機関等の応援要請を求める必要がある場合に備えて、事前に連絡調整方法等を確立しておくものとする。
- O 地方整備局間の人的、物的な応援については、応援を受け入れる地方整備局においては、人員、 資機材等の中継基地や情報連絡手段の確保等、受入体制の整備を行い、応援を行う地方整備局 においては、応援本部等の設置や応援隊等の派遣手段の確保等の措置を行うものとする。

第16 所管施設に関する対策等

- O 所管施設については、計画的に点検を実施するとともに、その結果に基づき、緊急性の高い箇 所から計画的、重点的に耐震性の確保に努めるものとする。
- 警戒宣言が発せられた場合には、パトロール等により、所管施設の緊急点検及び巡視を行い、 状況の把握に努めるものとする。なお、利水ダムその他の河川法(昭和39年法律第167号) 等に基づく許可工作物についても同様の措置をとるよう工作物の管理者を指導するものとす る。
- O 地震予知情報において津波の発生が予想される場合、法令に基づく操作規則等に定めるところに準じて、水門、閘門及び内水排除施設の操作の体制に入り、操作に必要な準備を行うとともに、必要に応じて操作を行うものとする。
- O 官庁施設において、災害応急対策活動に備え、非常用発電装置、通信装置等の点検その他必要

な措置を講ずるものとする。

- O 地震の発生の危険にかんがみ、工事中の所管施設については、原則として工事中断の措置をとるものとし、この措置を行うことに伴い必要となる補強、落下防止その他の保全措置をとるものとする。
- これらの措置を行う場合においては、職員等の安全に配慮するものとする。

第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

O 避難場所、避難路、緊急輸送を確保するため必要な道路、港湾施設その他地震防災上緊急に整備すべき施設等は、地震防災応急対策又は災害応急対策を実施する上で必要なものをその緊急度に従い国土交通大臣の定める基準等により、整備を推進するものとする。この場合、施設間の相互調整に留意するものとする。

第1 避難場所

○ 人口密度、非耐火建築物の割合、沖積層の存在等からみて著しい地震災害が発生するおそれの ある市街地又はその周辺の地域において面積10ヘクタール以上の公園、緑地、広場その他の 公共空地(面積10ヘクタール未満の公共空地で避難可能な空地を有する公共施設その他の 施設の用に供する土地と一体となって面積10ヘクタール以上になるものを含む。)の整備を 推進するものとする。

第2 避難路

- O 地震や津波等から迅速かつ的確な避難を行うため、地方公共団体が地域防災計画に記載する 避難路のうち、緊急輸送道路と一体となって整備が必要な避難路については、各道路管理者間 で相互調整を図るものとする。
- 著しい地震災害が発生するおそれのある市街地の区域から避難場所等に通ずる幅員 1 5 メートル以上の道路又は幅員 1 0 メートル以上の緑道の整備を推進するものとする。

第3 緊急輸送道路

- 高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と地方公共団体等の庁舎、事務所等の所在地、救援物資等の備蓄地点または集積地点若しくは広域避難場所等で都県知事が指定するもの(以下「指定拠点」という。)を連絡する道路、または指定拠点を相互に連絡する道路について、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき関係機関と連携を図りつつ、重点的かつ計画的に整備の推進を図るものとする。
- 災害発生時における緊急輸送を確保するため、各道路管理者間で相互調整を進め、道路施設等

の耐震性の向上を図るものとする。

第4 港湾施設

- 緊急輸送の用に供することが適切な港湾について、そのために供される船舶が利用できる十分な水深及び長さを有し、背後に十分な広さの荷捌き施設又は保管施設を有する係留施設、これらの係留施設と高速自動車国道、一般国道、主要な都道府県道若しくは市町村道又は救援物資等の備蓄地点若しくは避難場所等で県知事が指定するもの(以下「備蓄地点等指定拠点」という。)を連絡する臨港交通施設、備蓄地点等指定拠点と高速自動車国道、一般国道、主要な都道府県道若しくは市町村道を連絡する臨港交通施設、備蓄地点等指定拠点相互を連絡する臨港交通施設並びに、これらの係留施設又は臨港交通施設に隣接する駐車場及びヘリポートについて関係機関と連携を図りつつ、重点的かつ計画的に整備の推進を図るものとする。
- O 都市が連担し、巨大な人口・機能が集積する大都市圏の湾域の港湾の防潮堤においては、地域の実情及び費用対効果を勘案しつつ、比較的発生頻度の高い一定程度の津波を超える津波を想定した防護水準の確保を検討する。
- 第5 石油コンビナート等特別防災区域に係る緩衝地帯として設置する緑地等
- O 石油コンビナート等災害防止法第2条第2号に規定する石油コンビナート等特別防災区域に 係る緩衝地帯として設置する緑地、広場その他の公共空地の整備を推進するものとする。

第6 海岸保全施設及び河川管理施設

- 津波による海水の侵入を防止する機能を有する海岸保全施設及び想定氾濫区域のうち相当数 の人口が居住し、かつ、地形その他の状況から特に津波による被害の発生を防止し、又は軽減 することにより円滑な避難を確保する必要があると認められる区域に係る河川管理施設の整 備を推進するものとする。
- O 海岸保全施設については、機能を持続的に確保していくために適切な維持又は修繕を行うと ともに、設計の対象を超える津波等を考慮して、粘り強い構造の堤防等の整備を行うものとす る。
- O 水門、陸閘等について、安全かつ確実な管理運用体制の構築を図るため、現場操作員の安全確保を最優先とした操作規則等に基づく操作等の徹底や、必要に応じて自動化・遠隔操作化の取組を計画的に推進するものとする。
- 第7 砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設
- O 避難地、避難路、緊急輸送道路又は人家に係る渓流のうち土石流の発生する危険が著しい渓流 において施工する砂防設備の整備を推進するものとする。
- O 避難地、避難路、緊急輸送道路又は人家に係る地すべり防止区域のうち地震の発生により地す

べりによる被害が生ずるおそれが著しい区域において施工する地すべり防止施設の整備を推 進するものとする。

O 避難地、避難路、緊急輸送道路又は人家に係る急傾斜地のうち、地震による崩壊のおそれが特に著しい箇所において施工する急傾斜地崩壊防止施設の整備を推進するものとする。

第3節 中央防災会議主事会議の申合せ

○ 大震法第10条第1項に規定する地震災害警戒本部、又は政府本部が設置された場合、本部員、 事務局幹事及び事務局予定者の参集等については、「東海地震に係る警戒宣言、警戒本部の設 置等について(昭和63年5月20日中央防災会議主事会議申合せ)」によるものとする。

第4節 大規模な地震に係る防災訓練

- 防災訓練は、原則として9月1日に実施するものとする。
- O 地震の影響が広域にわたることを考慮し、関係行政機関、地方公共団体、関係公共機関、関係 事業者との連携、協力体制の確保に努めるものとする。
- 主な防災訓練の内容は次に掲げる事項とし、実践的な防災訓練を実施するものとする。
- 東海地震注意情報の伝達
- ・ 警戒宣言の伝達
- ・ 職員の非常参集
- ・ 地震災害警戒本部等の設置及び運営
- ・ 災害発生後に備えた資機材、非常用通信回線、人員等の配備手配
- ・ 警戒宣言時の広報
- ・ 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等
- 避難対策等
- 水防対策
- 土砂災害対策
- 道路交通対策
- ・ 鉄道・海上・航空の各交通対策
- · 緊急輸送対策
- ・ 所管施設の管理上の措置に関する事項
- O 防災訓練は、東海地震関連情報等の伝達、警戒宣言に伴う地震防災応急対策及び災害発生後の 災害応急対策等に係るものについて行うものとする。
- 防災訓練後には評価を行い、次年度以降の課題等を明らかにして、防災訓練の充実を図るもの

とする。

第5節 地震防災上必要な教育及び広報

- 第1 職員等に対する教育等
- O 職員等に対する教育に当たっては、防災に関する知識の習得及び災害発生時に適切な措置を とり得るよう研修、講習会、研究会等の実施、国土交通省関係機関誌の活用、防災に関する図 書、ビデオ、パンフレット等の作成・発行等により行うものとする。
- 主な教育の内容は、次に掲げる事項とする。
- ・ 警戒宣言及びこれに基づきとられる措置の内容
- ・ 非常参集の方法
- ・ 予想される地震、津波、土砂災害等に関する知識
- ・ 警戒宣言等が出された場合及び地震が発生した場合に具体的にとるべき地震防災応急対策及 び災害応急対策
- ・ 地震防災対策として現在講じられている対策
- ・ 今後地震対策として取り組む必要のある施設の整備
- O 被災した公共土木施設、土砂災害、民有施設等の被害情報の迅速な収集・点検、円滑な災害応急対策や災害復旧事業の査定事務等に資するため、砂防ボランティア、地すべり防止工事士、斜面判定士、被災建築物応急危険度判定士、建築物耐震診断技術者、防災エキスパート、被災宅地危険度判定士、水防団員等の人材の育成及び活用を図るとともに、公的な機関等による研修の参加を支援するものとする。
- O 関係公共機関、関係事業者の職員を対象とした、防災に関する研修会、講習会の開催を行うものとする。

第2 居住者等に対する教育・広報

- 関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者とも協力しつつ、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等のマス・メディア、インターネット等の活用、防災に関する図書、ビデオ、パンフレット等の作成・発行、ポスター、横断幕、懸垂幕等の掲示等、防災知識の普及啓発に努めるものとする。
- O 交通機関、交通施設内で被災した場合の対処要領等を作成し、広く一般国民に配付する等に努めるものとする。
- O 水防月間、総合治水推進週間、がけ崩れ防災週間、土砂災害防止月間、雪崩防止週間、河川愛護月間、道路ふれあい月間、道路防災週間、防災週間、建築物防災週間、防災とボランティア週間等の各種行事を通じて、住民に対し災害の危険性を周知させ、防災知識の普及啓発に努め

るものとする。

- 浸水・土砂災害等の危険な範囲や避難場所・避難路等の防災に関する総合的な資料を図面表示 等を含む形でわかりやすくとりまとめたハザードマップ、防災マップ等を作成し、住民等に配 布するものとする。
- O 防災に関する講演会、シンポジウム等を適宜開催するものとする。

第6節 地方支分部局等地震防災強化計画の作成

O 強化地域の全部又は一部を所管する地方支分局等の長は、その所管区域内の強化地域について、その所掌事務に関し、地震防災応急対策に係る措置に関する事項、地震防災訓練に関する事項、地震防災上必要な教育及び広報に関する事項等を定めた地方支分部局等地震防災強化計画を作成し、これを地方支分部局等の防災業務計画に規定するものとする。

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

- O 本計画は、「国土交通省南海トラフ巨大地震対策計画」のうち、「第3章 南海トラフ巨大地震 発生時における応急活動計画」及び「第4章巨大地震の発生に備え戦略的に推進する対策」 と同一のものである。
- 第1節から第9節では、地震発生からの時間軸を念頭に置き、東日本大震災及び平成28年熊本地震、平成30年大阪府北部地震、平成30年北海道胆振東部地震の教訓や実際の対応も参考にしつつ、巨大地震発生直後から概ね7日~10日目までの間を中心に、国土交通省として緊急的に実施すべき主要な応急活動並びに当該活動を円滑に進めるためにあらかじめ平時から準備しておくべき事項に焦点を絞って記載している。
- O 第 10 節から第 12 節では、巨大地震による揺れ・津波・土砂災害・液状化・地盤沈下・火災等による甚大な人的・物的被害を軽減するため、国土交通省として取り組むべき予防的な対策を、中長期的な視点も踏まえつつ記載している。

第1節 初動体制の立ち上げ

- 第1 活動可能な体制の構築
- O 強い揺れと巨大な津波により、関東地方から九州地方の太平洋沿岸を中心とした広範囲にわたる甚大な被害が発生し、庁舎等活動拠点の被災や公共交通機関の停止による参集困難、停電や通信手段の断絶等により、特に初動期を中心に十分な応急活動体制が確保できないおそれがある。

そのため、国土交通省は、業務継続計画に基づき、厳しい被害状況を想定しながら、応急活動 にあたることが可能な職員、指揮命令系統、非常用電源や通信手段等をあらかじめ確認し、応

急活動計画を策定しておくとともに、発災後は、実際の被災状況等(津波警報等の解除に時間を要する場合も含む)に応じて実行可能な指揮命令系統の確立や職員・資機材等の適切な配置等を行い、応急活動に全力を尽くす。

- O また発災後速やかに、消防、警察、自衛隊、各地方公共団体、災害協定を締結している建設業者等、応急活動に従事する関係機関との連絡体制を構築する。特に、道路及び航路等の啓開に従事する建設業者等については、活動可能な水準や体制について確認する。
- O 応急活動に必要な食料やガソリン等の燃料について、確保や輸送・配分に関し業務継続計画に 基づいた確保や輸送・配分を行う。

- ・ 発災直後から概ね7日目までの間、国土交通省が所管する各防災拠点等における応急活動の 継続が可能となるよう、必要な水・食料、燃料等を備蓄する。
- ・ 自動車運送事業者の保有する燃料タンク(インタンク)に関する情報共有、燃料優先確保の ための資源エネルギー庁との事前調整を行う。また、エネルギー源の多様化等を図るべく、 CNG車、電気バス等の普及を図る。
- ・ 建設業者等の保有機械の燃料についても、可能な限り備蓄状況等を確認する。
- ・ TEC-FORCEやリエゾンとして派遣される職員が被災地で円滑かつ安全に活動できるように、派遣元の本省及び地方整備局等は、物資・燃料・レンタカー等移動手段・宿泊場所等の活動拠点等を派遣先で確保するため、必要に応じて関係機関や民間事業者等と協定等を締結する。
- ・ 道路及び航路等の啓開体制の構築を図るため、企業等との災害協定の締結や関係機関との協議会を設置する。
- ・確実な初動体制の立ち上げに資するよう、官庁施設の地震対策を推進し、応急活動に必要な機能を確保する。また、施設管理者による官庁施設の津波防災診断の推進、津波襲来時の一時的な避難場所を確保するとともに、防災拠点としての機能維持と行政機能の早期回復を図るため、官庁施設における津波対策を総合的かつ効果的に推進する。さらに、発災時における被害の状況を想定し、地域防災計画等を踏まえ、施設運用管理上の対策等と連携しつつ、施設整備上の対策を実施する。
- 庁舎損壊等が生じた場合においても初動体制を立ち上げられるよう、発災後も確実に機能するバックアップ施設を確保する。

・ 初動期において緊密な連携により機能を総合的に発揮できるよう、防災業務に携わる関係機 関の立地の集約化その他の防災拠点機能の強化を図る。

第2 応急活動の優先順位と状況に応じた体制の見直し

- O 南海トラフ巨大地震による被災への対応は、国土交通省の現有する活動能力を大きく上回る 可能性が高い。
 - そのため、国土交通省は、実際の被災状況等を踏まえつつ、求められる応急活動に対して優先 順位をつけて対処する。
- O 特に初動時においては、被災の状況が刻々と変化するため、状況に応じて柔軟に体制を整備・ 再編成しながら対処する。

<平時から準備しておくべき事項>

- 過去の災害対応の経験や訓練を通じて得られた教訓等を踏まえつつ、刻々と変化する状況の中においてどのような対応をすべきなのか、何を優先すべきなのか等について、考え方等を整理し、共有する。
- ・ 南海トラフ巨大地震発生時において参集することができる職員の人数を把握し、当該人数で 対応することができる非常時優先業務を精査するものとする。真に必要な非常時優先業務を 実施するのに必要な職員については、庁舎の近傍の宿舎に優先的に入居させる等所要の措置 を講ずるものとする。
- ・ 海上保安庁及び関係管区海上保安本部において南海トラフ巨大地震等を想定した訓練を実施し、必要に応じ業務継続計画等の見直しを図る。

第3 南海トラフ地震臨時情報への対応

○ 「南海トラフ地震臨時情報」が発表された際の国土交通省の対応については、情報収集・連絡体制の確認、所管施設の必要に応じた点検、大規模地震発生後の災害応急対策の確認など、地震への備えを改めて徹底するものとする。詳細については別に定める「『南海トラフ地震臨時情報』に関する国土交通省の対応について」等によるものとする。

第2節 避難支援(住民等の安全確保)

- 第1 建物倒壊や延焼火災、津波からの避難支援
- 地震発生直後、震度6強以上の揺れ等により、中部地方や近畿地方の都市部における老朽木造住宅・老朽ビルを中心に、多くの建物が全壊・半壊となる。特に、大阪や名古屋の都心部を中心に多く存在する超高層ビルや大型集客施設等において、長周期地震動による揺れに伴う被害や天井の落下等の被害が発生するとともに、造成宅地の崩壊や液状化による建物被害も発

生する。また、倒壊した家屋、工場や店舗等の火気、燃料等から多くの箇所で同時出火し、大阪市内の木造住宅密集市街地等を中心に、近畿地方で約39万棟の家屋が焼失する。

そのため、国土交通省では、住宅・建築物の耐震化や密集市街地の改善整備といった事前対策 を緊急的に促進することにより地震直後の人的被害を最小限にとどめ、可能な限り多くの住 民等の安全確保や避難を支援する。

O また、地震の強い揺れに伴う斜面の崩壊により家屋の全半壊、歩行者等の被害等が各地で発生 する。

そのため、国土交通省では、崩壊による被害が甚大となることが想定される斜面の事前対策を 重点的に促進することにより地震直後の人的被害等を最小限にとどめ、可能な限り多くの住 民等の安全確保や避難を支援する。

O 南海トラフ巨大地震においては、津波が短時間で広範囲にわたり襲来するため、住民などの迅速な避難行動が極めて重要となる。

そのため、国土交通省は、関係機関と連携しつつ、タイムリーな情報発信等により、住民等の 津波からの一刻も早い避難を支援する。

O 海上部においても、船舶等に対する避難勧告や災害情報等の提供を迅速に実施し、被害の軽減 を図る。

- ・ 不特定多数の方が利用する大規模な建築物や避難路沿道、防災拠点となる建築物等の耐震診 断の実施と報告の義務付け、老朽化マンションの建替等、耐震化の促進を図る。
- ・ 建築基準法に基づき、新築や増改築等を行う建築物に設ける一定の天井について脱落対策を 義務付ける。また、避難所となる体育館や劇場等の既存建築物について、天井の改修を促進・ 支援する。
- ・ 木造住宅密集市街地等の改善整備に向けて、延焼遮断効果のある道路・公園等の整備や建築物の不燃化に加え、避難場所や避難路の確保、老朽建築物の除却・建替、地域の防災活動の支援等に及ぶきめ細やかな取組みを推進する。
- ・ 大規模盛土造成地の滑動崩落や宅地の液状化による被害を防止するため、変動予測調査(大規模盛土造成地マップ及び液状化ハザードマップの作成や対策工事箇所の特定につながる調査)及び防止対策を推進する。
- ・ 特に甚大な被害が想定される地域を中心に、土砂災害防止施設の整備を促進するとともに、 土砂災害警戒区域等の指定や土砂災害ハザードマップの整備等、土砂災害に対する警戒避難 体制の整備を促進する。

- ・ 住民等の避難に資するよう、津波警報等及び津波観測情報を引き続き迅速かつ的確に提供 するとともに、海域の地震観測データを活用することによる緊急地震速報の迅速化・高精度 化に取り組む。
- ・ 地方公共団体による避難路・避難場所の整備、津波ハザードマップの作成や周知、防災情報 通信ネットワークの整備を引き続き支援するとともに、避難路・避難場所や津波浸水高さ等 を道路や河川堤防上等に表示する等、住民等への事前の情報周知を支援する。
- ・ 津波が堤防を乗り越えるまでの時間の想定も含め、避難に使うことができる時間の長短を十分念頭に置いた実践的な避難計画に対して重点的に対策を促進する等、地域ニーズに応じた 技術的な支援等を行う。
- ・ ICT等の新技術を用いて、災害時の情報提供の高度化を図る。
- ・ 自動車によらざるを得ない場合の避難等を支援するため、大津波警報や地震情報をカーナビ ゲーションに提供する等、ITSを活用した取組を推進する。
- ・ 都道府県による津波災害警戒区域等の指定について支援する。
- ・ 避難路となる緊急輸送道路等の防災・減災対策として橋梁耐震対策、道路の斜面崩落防止対策、沿道建築物の耐震化、避難路・避難階段等の整備、道の駅等の防災拠点化、木造密集地域対策、液状化対策等を推進する。また、道路の閉塞、電力の供給停止、住宅・建物の損壊等を防ぐため、無電柱化を推進する。
- ・ 避難のためのリードタイムを長くし確実な避難を支援するとともに、減災効果を高めるため、 粘り強い海岸堤防等の推進や粘り強い防波堤と防潮堤を組み合わせた多重防護の推進に取り 組む。特に、津波到達時間が短い地域等においては、GPS波浪計の活用による津波情報提 供体制の強化を重点的に推進する。
- ・ 海底地形データの提供により、自治体等のハザードマップ等作成を支援するとともに、津波 の挙動を図示した津波防災情報図を整備・提供することで、平時における船舶の津波避難対 策の検討を支援する。
- ・ 防護ラインより海側で活動する港湾労働者や利用者等の安全を確保するため、「港湾の津波 避難対策に関するガイドライン」を参考とした、港湾の特殊性を踏まえた「港湾における津 波避難対策」の検討、策定への支援を行う。
- ・ 船舶運航者等の海事関係者や海洋レジャー活動者の円滑な避難等を支援するため、「海の安全情報」について、より迅速かつ的確な情報発信を行うためのシステムの高度化を図る。
- ・ 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に所在する港湾(重要港湾以上)において、港湾の特殊性を考慮した避難計画の策定を推進する。また、津波避難施設の整備を支援する。

・ 巨大な津波からの避難を支援するため、津波避難施設の整備を実施。

第2 水門等の確実な操作等

O 南海トラフ巨大地震により発生する津波による浸水を遅らせ、また浸水を最小限にとどめる ことにより、住民等が避難する時間を稼ぐため、国土交通省は所管する水門等の確実な操作等 を行う。

<平時から準備しておくべき事項>

・ 水門等の確実な操作のため、施設の耐水化等を進めるとともに、広範囲にわたり、かつ短時間で数多くの水門等を操作する必要があること、また東日本大震災では水門等操作に携わった多数の方々が津波の犠牲になったこと等を踏まえ、津波が想定される地域においては、重点的に水門等の自動化・遠隔操作化及び効果的な管理運用を推進する。

第3 避難者の受け入れ

○ 特に名古屋や大阪等の大都市部において、発災直後に大量の避難者が発生すると想定される。 特に都市部では、地震による建物被害や余震への不安等により、多くの人が避難所等へ避難す るため、あらかじめ指定されていた避難所だけでなく、指定されていない庁舎や公園等の公共 施設等に避難する人が発生する。

そのため、国土交通省は、応急活動に支障のない範囲で庁舎等、所管施設へ避難希望者を受け 入れる。

- O また、道の駅、高速道路のSA・PA、避難場所として位置付けられた都市公園等の主要な管理施設等においても避難者を受け入れる。
- O さらに、避難場所としての機能を発揮する都市公園やオープンスペースの緊急的な整備を促進し、住民等の安全な避難を支援する。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 国土交通省が所管する施設又は国土交通省が所管する事業者が管理する施設(駅や空港ターミナルビル等)への被災者・帰宅困難者等の避難を受け入れるため、周辺の地方公共団体とともに避難受け入れ計画を策定するとともに、避難者の安全確保に必要な施設の改良等を行う。
- ・ 避難場所としての機能を発揮する都市公園やオープンスペースの整備を支援する。
- ・ 災害時に、ホテル・旅館等宿泊施設を避難受入施設として迅速に提供できるようにするため、宿泊関係団体等と自治体との協定の締結を促す。

第3節 所管施設・事業者における利用者の安全確保

第1 列車や航空機等の安全確保

- 南海トラフ巨大地震により、東海道・山陽新幹線で軌道の変位等の被害が200~300箇所で発生し、在来線も津波被害等により広範囲で不通となることが想定されている。 そのため、国土交通省は、鉄道事業者に対し、主要駅や高架橋等の鉄道施設の耐震対策の実施を指導するとともに、鉄道事業者は列車を安全に止めるための対策(新幹線においては更に脱線・逸脱の防止)を実施する。また、発災後は、津波の襲来も念頭において、列車停止後の乗客の安全な避難について万全を期すよう指導する。
- O また、空港については、強い揺れや巨大な津波により、多数の空港が一時閉鎖となる。 そのため、国土交通省は、発災後は、飛行中・地上走行中の航空機への対応を実施する。また、 大津波警報等が発表された場合には、各空港において空港内の旅客の避難誘導等を迅速に実 施する。
- O 旅客船事業者の現場においては、津波発生時に、旅客船事業者が旅客、陸上職員、船舶等について避難行動等を実施する。
- O バスやタクシーについては、旅客自動車運送事業者が乗客を安全な場所へ避難誘導する。 <平時から準備しておくべき事項>
 - ・構造物の耐力が急激に失われ、構造物全体の崩壊を引き起こす脆性的な破壊を防止する耐震 対策について、新幹線鉄道は概ね完了している。在来線については、特に強い揺れが想定される地域の主要駅及び主要路線の耐震補強を定めた「特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令」(以下、「耐震省令」という。)に基づき、速やかに対策を実施するよう鉄道事業者を指導する。一方、令和4年3月に発生した福島県沖を震源とする地震により比較的大きな軌道沈下が生じた高架橋と同様の高架橋の柱について、令和5年3月に耐震省令を改正し、新幹線鉄道については令和7年度、新幹線鉄道以外については令和9年度までに前倒して優先的に耐震補強を行うよう鉄道事業者を指導する。また、大規模地震発生時に列車を安全に止めるための対策として、鉄道事業者が早期地震検知システム等の導入等を進めるとともに、新幹線の脱線・逸脱対策として、脱線時の被害が大きいと想定される区間から優先的に脱線防止ガード等の整備を進めるよう、指導する。
- ・ 強い揺れが想定される地域にある航空輸送上重要な空港については、発災直後も空港の機能 が確保されるよう、優先的に空港の耐震化を進める。
- ・ 被災空港を目的地とする航空機が多数発生した場合においても、状況に応じて安全に他空港 への目的地変更ができるよう対応要領等を策定する。
- ・ 多数の船舶が航行し、輻輳する湾域等において、津波に対する大型船舶の待避場所を確保す る。

- ・ 旅客船事業者の現場において、津波発生時に旅客、陸上職員、船舶等がとるべき避難行動等 に関する社内マニュアルを整備するとともに、訓練の実施について旅客船事業者に対して指 導する。
- ・ 旅客自動車運送事業者のBCP策定を促進するとともに、事業者、地方公共団体が連携した 図上訓練等の実施を指導する。
- 第2 主要駅周辺や地下街等での避難誘導支援や帰宅困難者対策
- 特に中京・京阪神地区などの大都市においては、地震発生直後、大量の避難者や帰宅困難者が 発生することが想定されている(大都市交通センサスの推計では、中京・京阪神地区における ピーク時の駅滞留者及び鉄道乗車中の利用者のみで約80万人と推計されている。)。また首 都圏においても、一時的に鉄道が不通となり、帰宅困難者の発生が予想される。
 - そのため、これに対応するためには周辺企業における自社従業員の待機の徹底や混乱を避けるための地域の行動ルールの策定・周知など、地域ぐるみの取組が不可欠であり、地方公共団体や鉄道、バス事業者等により、鉄道利用者に加え駅に集まる避難者に対する避難誘導及び帰宅困難者対策が適切に行われる必要がある。
- O また、帰宅困難者対策は、勤務先や一時滞在施設等にとどまるよう促すことを基本的な考えと しているが、実際に帰宅する人が発生した場合は、他の交通モードと連携しつつ、船舶を活用 した帰宅困難者の輸送についても適切に行われるよう、指導・支援する。
- O 地方公共団体や民間事業者等と協力して、災害時情報提供アプリ「Safety tips」や防災情報を一元化した「防災ポータル/Disaster Prevention Portal」などにより、訪日外国人旅行者を含む旅行者に対し避難に資するよう、タイムリーな情報提供を行う。

- ・ 地方公共団体や鉄道、バス、船舶事業者等による帰宅困難者等の安全確保が円滑に行われる よう、事前計画の策定を支援するとともに、これに基づく備蓄倉庫や一時待機スペース、飲料水・食料等の備蓄、情報伝達施設の整備、避難訓練などの帰宅困難者対策を促進する。
- ・ 地下街等の所有者又は管理者による避難確保計画の策定を支援する。
- ・ 日本滞在中の外国人旅行者に対し、交通機関の状況等必要な情報の提供を日本政府観光局 (JNTO) のグローバルサイトにおける発信やJNTOコールセンターにおける多言語 の24時間の電話による問い合わせ対応を実施する。
- ・ 外国人旅行者を含む帰宅困難者等の行動判断に資する情報提供体制を強化する。
- ・ 大量に発生する帰宅困難者に対応するため、共助の観点から、民間施設を主体とした一時滞 在施設の確保を促進する。

- ・ 大規模災害に備え、大量に発生する帰宅困難者等への対応能力を都市機能として事前に確 保するため、防災拠点の整備に対して支援を行う。
- ・ 災害時情報提供アプリ「Safety tips」について、緊急地震速報及び津波警報、気象特別警報、噴火速報をプッシュ型で通知できる他、周囲の状況に照らした避難行動を示した対応フローチャートや周りの人から情報を取るためのコミュニケーションカード、災害時に必要な情報を収集できるリンク集等を提供。
- ・ 地震情報などの防災気象情報に関する「多言語辞書」を充実し、気象庁ホームページの多言 語化を実施するとともに、民間事業者のウェブサイトやアプリ等を通じた防災気象情報の 多言語化を促進する。
- 第3 エレベーター内の閉じ込めへの対応
- O 南海トラフ巨大地震では、長周期地震動によるエレベーターの停止などにより、エレベーター 内の閉じ込めが多数発生すると想定される。

そのため、国土交通省は、消防や民間事業者等によるエレベーター内の閉じ込めに対する救出活動等が適切に行われるよう支援する。

<平時から準備しておくべき事項>

- 早期に閉じ込めの救出がされるよう、エレベーター保守事業者による閉じ込め救出体制の整備等を進める。
- エレベーターへのP波感知型地震時管制運転装置の設置の普及を促進する。

第4節 被災状況等の把握

- 第1 ヘリ・人工衛星等を活用した緊急調査
- O 南海トラフ巨大地震では、広範囲にわたる強い揺れと巨大な津波により、大規模な被災が同時 多発すると想定される。

そのため、国土交通省は、こうした状況下においても緊急的に被災状況等を把握するため、関係する防災機関と連携しつつ、災害対策用へリや人工衛星、SAR観測技術、レーザ測量技術等を活用した緊急調査を実施する。

- ・ 自動二輪車や自転車による迅速な施設点検を行うため、車両の取得や訓練の実施など、必要な対策を講じる。
- ・ 様々な状況下においても必要不可欠な緊急調査を実施できるよう、関係機関と調整しつつ、 次の内容等を定めた「緊急調査計画」をあらかじめ策定しておく。
 - → 緊急調査の総合調整(結果の集約等を含む)の実施主体

- → 甚大な被害(浸水・土砂災害・河道閉塞・孤立・火災等)が想定される地域
- → 最優先で調査すべき重要な施設等
- → へりの飛行ルート、関係機関のヘリとの飛行ルートの調整、給油ポイント
- → 被災空港における航空機の離発着のための事前調整
- → 職員が同乗しないヘリでの調査を可能とするための事前準備(機材の改良、距離標の設置、飛行中のパイロットが飛行位置や状況を説明できるような訓練 等)
- → 関係機関との調査範囲や内容の役割分担、連絡体制、調査結果の共有
- ・ 関係機関との連携を強化し、被災情報や通行可能道路状況等の情報収集体制の強化を図る。
- ・ SAR観測技術やレーザ測量技術、IT技術を活用し、被災前の現状の地形データ、精密標高データ等を入手する。
- ・ 被災状況等の迅速な把握に資するよう、重要な施設周辺を対象にCCTV等の増設を進める。
- ・ 各地方整備局等に配備する災害対策用へりの計画的な更新を進め、へりの広域的な応援体制 を強化し、早期に迅速な被災状況の把握ができるように、体制の確保を図る。
- ・ 被害状況調査を常時支障なく実施できるよう、巡視船艇・航空機の整備を実施。引き続き体制の強化を進める。

第2 全国からのTEC-FORCE派遣

○ 南海トラフ巨大地震におけるTEC-FORCE活動計画に基づき、発災後、全国の地方整備 局等から、迅速かつ的確にTEC-FORCEを派遣し、応急対策活動を実施する。

- ・ 発災直後から概ね7日~10日目までの間の派遣に対応できるよう、隊員の装備や後方支援 も含め、地方整備局等において、次の内容等を定めた「TEC-FORCE活動計画」を策定 し、関係機関で共有する。
 - → 応急対策活動を迅速・的確に実施できるよう、全国の地方整備局等から派遣する隊員数、 災害対策用資機材の種類と量、移動手段やルート、進出拠点等
 - → 要員の交代も想定し、東日本大震災での経験も踏まえ、派遣可能な最大数の編成
 - → 第一次派遣隊には、特に経験が豊富で自らがその場で一定の判断が可能な者の動員
 - → 大規模土砂災害等に対し、高度な技術指導等を行うための専門知識を有する者を選定するなど、高度技術支援体制の確保
 - → 地方整備局ごとに派遣地域をある程度集約するとともに、交代や資機材補給等の拠点、搬送等の協力業者等の選定
- ・ TEC-FORCEが使用する車両(緊急自動車を除く)については、緊急通行車両として

登録するとともに、レンタカー会社やタクシー会社等と利用協定をあらかじめ締結するなど、迅速な移動手段を確保する。

- ・ 応急活動で必要となる燃料等を確保するため、関係機関と協定を締結する等、燃料供給体制を確保する。
- ・ 災害対応にあたる人材の育成や関係機関と連携した広域かつ実践的な防災訓練の実施、I CTやIOTの活用等により、TEC-FORCEの災害対応力向上を図る。
- ・ TEC-FORCE隊員を支援できる民間人材の確保やTEC-FORCEの活動をマネジメントする機能の強化など、TEC-FORCEの体制・機能の拡充・強化に努める。
- ・ 様々な状況下において隊員が十分な行動をとれるよう、過去の災害対応の教訓等を踏まえつ つ、通信機器等の隊員の携行品の充実・強化を図る。

第3 住民や事業者等からの情報収集

O 南海トラフ巨大地震は広範囲に被災が及び、国土交通省が現有する情報収集機能が十分発揮 されないことも想定されるため、国土交通省は、地域住民、建設業者等の民間事業者の協力を 得ながら、様々な手段で情報収集を行うものとする。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 初動時における建設業者・交通関係事業者等情報収集への協力者との協定等を締結しておく とともに、情報収集・伝達・集約の手段について定める。
- ・ 短時間のうちに大量に寄せられる被災情報等を迅速に集約・整理するためのシステムを開発・ 導入する。
- ・ 災害発生時に被災地を運行中のバス・タクシーによる被災映像等の情報提供又はタクシー無線の活用が行えるよう、国土交通省・地方自治体と関連事業者との連携強化を推進する。

第4 被災情報等の統合災害情報システム(DiMAPS)への集約と共有

O 南海トラフ巨大地震発生直後の極めて厳しい状況下においても円滑な応急活動が可能となるよう、国土交通省は、「統合災害情報システム (DiMAPS)」等を用いて災害初動期の情報収集・共有体制を強化するとともに、DiMAPS等を活用し、関係機関との情報共有体制を強化する。また、これを活用して可能な限り一般にも情報を提供し、避難行動等を支援する。

- ・ 膨大な災害情報を地理院地図上に集約し、迅速に把握・共有することができるD i MAPS を平成27年9月より運用し、災害対応戦略の立案に活用するとともに、ほぼ全ての情報を一般公開している。
- ・ 円滑な応急対策活動が可能となるよう、国土地理院を中心に津波浸水想定区域等の基礎的な

情報を事前にDiMAPSに集約する。

・ 関係する防災機関とD i MAPSを共有するとともに、訓練等を通して実際においても十分 活用できるようにする。

第5節 被災者の救命・救助

- 第1 沿岸域における被災者の捜索救助活動
- O 沿岸域においては、津波による多数の行方不明者や孤立者が発生することが想定されるため、 国土交通省は、迅速な捜索救助活動を実施する。
- O また、船舶の漂流・転覆・座礁、海上及び臨海部の火災、危険物等の流出、多数の漂流物等が 広範囲にわたり発生することが想定される。一方で、現有する庁舎や海上保安庁等の船舶等に も重大な被害が発生するおそれがある。

そのため、国土交通省は、関係機関と連携しつつ、道路、港湾、航路、空港、河川を総合的に活用した緊急輸送ルートを設定するとともに、それらを確保するための総合的な啓開(総合啓開)や緊急排水に関する計画をあらかじめ策定し、発災後は、これに基づく重点的な啓開・排水作業を実施する。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 発災直後において、海上保安庁の船艇・航空機を全国から迅速に動員するため、あらかじめ 動員計画を策定する。
- ・ 警察・消防等の関係機関と連携した合同訓練等を通じ、捜索救助能力の維持・向上、関係機関との連携・協力体制の充実等を図る。
- ・ 東日本大震災で得られた教訓や南海トラフ巨大地震で想定される事態を踏まえ、緊急時対応 のための巡視船艇・航空機の整備を進める。

第2 状況に応じた優先的な道路啓開の実施等

O 南海トラフ巨大地震では、被災地内の多くの道路において、激しい渋滞等による道路啓開作業の遅れに伴い、救命救助・消火活動、支援物資輸送などの緊急車両の通行が阻害され、被害が拡大するおそれがある。

そのため、国土交通省は、自動車のプローブ情報等を活用し被災状況の迅速な把握と共有を 実施するとともに、関係機関や業界等と連携しつつ、状況に応じた優先的な道路啓開を実施 する。

<平時から準備しておくべき事項>

・ 官民の保有する自動車のプローブ情報等のビッグデータの活用やカメラ、バイク・自転車隊 による調査のほか、UAVによる調査により、早期に被害状況を把握し、災害対応の強化を

図る。

- ・ 発災後に道路状況に関する情報共有や啓開作業の調整等を行うため、道路管理者等関係機関による協議会を活用する。
- ・ 発災後に道路啓開に必要な重機やレッカー車等を確実に確保するため、建設業界やレッカー 業界等との災害協定を締結する。
- ・ 緊急輸送ルートを基本とした道路啓開計画を策定し、関係機関と共有する。
- ・ 電柱倒壊による道路閉塞を防止するため、電線共同溝の整備など無電柱化を推進する。
- ・ 緊急車両の円滑な移動のため、高速道路と一般道路等を連携させた緊急輸送ルートの確保方 策について検討を推進する。
- ・ 発災時には、被災地域内の交通負荷を可能な限り軽減するため、広域迂回への誘導、緊急交差点改良、他モードとの交通連携等ソフト・ハードの渋滞対策を検討する。
- ・ ライフラインの早期復旧に向け、道路啓開による支援を行うことを想定し、関係機関との連携体制について検討する。
- ・ 首都直下地震の対応に関する取組も参考にしつつ、役割・連携方法を確認するなど実効性を 高める取組を推進する。
- ・ 緊急自動車の通行に支障を及ぼさないよう、優先して開放する踏切の指定に向けた関係者間 の協議や地震後の踏切の状況等に関する情報共有のための緊急連絡体制整備などの取組を実 施する。

第3 陸海空の総合啓開

O 発災後、道路、港湾、航路、空港は、広範囲にわたり施設の被災や浸水、大量のがれきの堆積 等により寸断されると想定されるが、そうした状況下においても、被災者の救命・救助を行う 自衛隊や消防、警察等の一刻も早い被災地への進出・展開を支援するため、被災地への進出経 路(緊急輸送ルート)を迅速に確保する必要がある。

そのため、国土交通省は、関係機関と連携しつつ、道路、港湾、航路、空港を総合的に活用した緊急輸送ルートを設定するとともに、それらを確保するための総合的な啓開(総合啓開)や 緊急排水に関する計画をあらかじめ策定し、発災後は、これに基づく重点的な啓開・排水作業 を実施する。

- ・ 緊急輸送ルートの総合啓開や緊急排水に関する計画には、次の内容等を定める。
 - →各施設の規模、維持管理水準や老朽化の程度等も踏まえた被害想定
 - →想定される広域的な救援等の種類と規模

- →啓開や緊急排水活動・緊急活動・避難・防災・医療(DMAT等)・輸送の拠点、発電所等ライフライン重要拠点(なお、拠点確保にあたっては基幹的広域防災拠点、道の駅、PA・SA、空港、公園、総合病院等の既存施設を最大限活用)
- →代替機能を有する施設(河川の緊急用河川敷道路、船着場、臨港道路等を含む)
- →緊急輸送道路や緊急確保航路等を使用した後方支援拠点から避難・防災・医療等の各拠点 までの緊急輸送ルート案(複数案)
- →緊急輸送ルート案や各拠点の重要度等を踏まえた啓開や緊急排水の優先順位・目標時間の 設定
- →啓開や緊急排水を実施するために必要な後方支援拠点と体制、資機材、補給対応
- →救命・救助活動を実施する関係機関等に対して、緊急輸送ルートの啓開や緊急排水の進捗 状況を迅速に情報提供するための体制整備
- ・ 道路及び航路等の啓開や緊急排水に必要な関係機関との連携を強めるため、建設業者、専門 業種(レッカー、カッター等)、建設機械レンタル業者等との協定締結を進める。
- ・ 特に緊急輸送道路等の防災・減災対策として、橋梁耐震対策、斜面崩落防止対策、沿道建築物の耐震化、避難路・避難階段等の整備、道の駅等の防災拠点化等を推進する。また、道路の閉塞、電力の供給停止、住宅・建物の損壊等を防ぐため、無電柱化を推進する。
- ・ 港湾における緊急輸送路等の早期回復を目的として、水深に異状を生じたおそれがある場合 に、必要に応じて水路測量等を実施するため、所要の資機材等の整備等を進める。また、航 路標識の応急復旧用資機材の整備等も進める。
- ・ 東京湾、伊勢湾、大阪湾、瀬戸内海に指定されている緊急確保航路について、発災時に早急 に応急復旧が可能となるよう、航路啓開作業の訓練等を実施する。
- ・ 改正災害対策基本法による臨港道路の支障物件撤去について、港湾管理者による応急公用負担権限の行使が円滑に進むよう、道路啓開作業の訓練等を実施する。
- ・ 改正港湾法に基づく非常災害時の国土交通大臣による港湾施設の管理制度や港湾管理者、関係機関等と連携した訓練を踏まえ、港湾 BCP の改善を図る等、円滑な被災地支援体制の構築と社会経済活動の早期回復を図る。

第4 救命・救助活動の支援

○ 自衛隊や消防等による発災直後の救命・救助活動は、大規模土砂災害の発生現場や津波被害 地域で実施されると想定され、二次災害を防止するためには、現場の状況や危険度を活動主 体に的確に伝えることが求められる。そのため、国土交通省は、被災や地形・地盤状況を示 す写真・地図・画像、浸水範囲図等、被災前後の詳しい現地情報を収集・集約し、今後の拡大

見込み等を救命・救助活動実施主体に情報提供並びに助言を行う。

- O 救命・救助活動においては、部隊の活動拠点の確保が重要な課題となる。 そのため、国土交通省は、所管する基幹的広域防災拠点や防災拠点として位置付けられた都市 公園等については、救命・救助活動の拠点として提供する。
- O 多数の負傷者等の発生が想定されるため、自動車運送事業者等からの協力を得つつ、負傷者等 の緊急搬送を支援する。
- O 救援航空機の安全確保のため、被災地周辺の空域について、関係機関からの要請に応じ、救援 機以外の航空機に対する飛行自粛の協力要請等を行う。
- O 救命救助活動にあたる各機関の全国からの動員・集中を支援するため、関係機関と連携して、フェリー等の船舶を活用した輸送を実施する。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 二次被害の発生予測に資するため、測量用航空機・人工衛星等を活用した被災状況調査結果 など地理空間情報の速やかな提供が可能となるよう、統合災害情報システム(DiMAPS) の活用を進める。
- ・ 自衛隊や消防等による救命・救助活動の拠点等となる基幹的広域防災拠点の早期運用体制の確立や都市公園の整備の支援を進める。
- ・ 負傷者等の緊急搬送について、自動車運送事業者等及び関係機関とあらかじめ協定を締結す るなど、発災直後の迅速な行動に資するよう、準備を整える。
- ・ フェリーによる自衛隊、消防、警察等の輸送を実施するため、船舶手配に係る情報管理体制 の構築を進める。
- ・ 警察庁、消防庁、防衛省及び民間フェリー事業者等と連携し、南海トラフ巨大地震及び首都 直下地震発災時に民間フェリーで広域応援部隊を迅速に輸送するための海上輸送対策を策 定。
- ・ 旅客船事業者団体に対し広域応援部隊の優先的輸送への協力を要請。
- ・ 北海道からの広域応援部隊の輸送にかかる民間フェリー事業者において、スペース確保の ための運用方針を策定。
- ・ 定期的に連携強化のための検討会を開催(年2回)するとともに合同図上訓練を実施。
- ・ 洋上における効果的な災害対応に資することを目的として、必要な情報の提供を実施。

第5 孤立集落等への対応支援

○ 南海トラフ巨大地震の強い揺れで生じる土砂災害や巨大な津波による道路の寸断により、山間部や沿岸部の広い範囲で約2,300の集落が孤立すると想定されているほか、離島が孤立

するおそれがある。

そのため、国土交通省は、緊急調査により集落孤立の状況を速やかに把握するとともに、救命・ 救助等を実施する自衛隊や消防等に対して的確な情報提供を行う。また、これらの機関や地方 公共団体と調整しつつ、迅速かつ重点的な道路啓開等に努める。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 地方公共団体等と連携して孤立のおそれがある集落等をあらかじめ抽出し、発災後の孤立集 落調査に向けた事前計画を策定する。
- ・ 孤立により困難となる通信手段の確保については、通信用機材の提供も含め、関係機関と連 携して対応方策を検討する等、事前の準備を進める。
- ・ 離島についても、災害時における孤立防止等のための防災機能の強化を図る。

第6節 被害の拡大防止・軽減

- 第1 複数災害への対応
- O 南海トラフ巨大地震の強い揺れに伴い、山間地域では多くの斜面崩壊や地すべりが発生し、これに伴い多数の河道閉塞が生じると想定される。

そのため、国土交通省は、発災直後の緊急調査の結果を踏まえ、河道閉塞発生箇所を速やかに 把握するとともに、発生状況や決壊の危険性、また下流域への影響を分析、検討し、重点的に 住民の警戒避難の支援、監視体制の強化、アクセスルートの整備や仮排水路の設置を実施する。

- 河道閉塞等の大規模な被災や二次災害のおそれ等に対しては、迅速かつ集中的な対応を行う ため、高度な技術力を持つTEC-FORCE隊員を集中的に派遣する。
- O また、都市部には住宅密集地など斜面崩壊等による被害が甚大となる地域が多数存在しており、これらの地域では、地震後の降雨等により緩んだ地盤の崩壊や河道閉塞の決壊等、被害の拡大・深刻化も懸念される。

そのため、国土交通省では、膨大な斜面崩壊等による被害想定箇所についてあらかじめリスク 評価を実施するとともに、地震発生後、この評価に基づいた重点的な点検・応急対策を実施する。

O 濃尾平野や大阪平野の海抜ゼロメートル地帯等においては、地震の強い揺れに伴い堤防や水 門等が沈下・損傷し、洪水・高潮による浸水被害が発生するおそれがある。さらに、満潮時や 異常潮位発生時には浸水域が拡大・深刻化することになる。

そのため、国土交通省は、関係機関と連携して重点的に事前対策を推進するとともに、河川堤 防等の緊急復旧や浸水区域における緊急排水を実施する。また、浸水があらかじめ予測できる

場合は、関係機関と連携し、防災行動計画による避難等の支援を実施する。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 河道閉寒形成の可能性が高い地域をあらかじめ把握し、発災後の対応計画を事前に策定する。
- ・ 山間地での円滑な応急活動に資するよう、調査資機材や分解型無人重機の配備等、緊急調査 及び応急対策に必要な装備の充実を図る。
- ・ 緊急調査を迅速に実施できるよう防災体制の整備を図るとともに、対応する職員の技術力向上・維持のための研修・訓練を継続的に実施する。
- ・ 関係自治体と連携し、南海トラフ巨大地震及び地震後の降雨等で斜面崩壊等による被害が想 定される箇所についてリスク評価を実施する。
- ・ 斜面崩壊等の被害が想定される箇所におけるリスク評価に基づき重点的な緊急点検・応急対 策の実施が可能となるよう、緊急点検計画を策定するとともに、訓練等を実施する。
- ・ 河道閉塞等の大規模土砂災害に係る緊急調査や応急対策に必要な資機材等の整備及び訓練・ 研修を実施する。
- ・ 南海トラフ巨大地震と洪水・高潮等が複合して発生する場合に浸水が想定される濃尾平野等 の海抜ゼロメートル地帯等において、関係機関等と連携し、海岸堤防や水門等の海岸・河川 管理施設等の整備、耐震化・耐水化等の対策を推進する。
- ・ 複合災害による浸水を想定し、河川堤防等の緊急復旧や浸水区域における緊急排水に関する 計画を策定する。
- ・ 浸水に対する地下街等の自衛水防を支援するとともに、混乱なく迅速な避難に資するよう、 防災行動計画(タイムライン)の活用についても検討を進める。

第2 コンビナート火災・油流出等への対応

O 南海トラフ巨大地震では巨大な津波が広範囲の沿岸域を襲うため、特に中京地域など沿岸部 に工場やコンビナート等が集積する地域においては、これらの被災に伴う火災、危険物等の海 域への流出等が発生し、被害が拡大するおそれがある。

そのため、国土交通省は、港湾管理者等関係機関と連携・協力しつつ、救助・救援、消火等を迅速に実施する。

- ・ 民間企業や消防等関係機関との連携を図るため、官民一体となって訓練等を実施する。
- ・ 民間企業が所有する工場等の耐震化や護岸・岸壁の適切な維持管理、必要な資機材の準備等、 地震発生時の被災を軽減する事前対策を促進する。
- ・ 海上保安庁による消火・災害対応能力を強化するため、巡視船艇の必要な整備を進める。

- ・ 石油コンビナート防災訓練に参加し、自治体や消防など関係機関との連携の強化を図る。
- 第3 優先順位に基づく施設の応急復旧
- O 南海トラフ巨大地震では、国土交通省が所管する施設等で広範囲にわたり甚大な被災が発生 すると想定される。

そのため、国土交通省は、緊急輸送への支援や復旧資材の調達、施工業者の確保の状況等を踏まえつつ、例えば、場所によっては緊急車両の通行を確保するための段差解消など最低限の措置にとどめる等、優先度・緊急度に応じた施設の応急復旧を行う。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 所管する施設等で甚大な被害が多数発生することが想定されるため、応急復旧用資機材等の 整備・充実を進める。
- ・ 特に、強い揺れや巨大な津波が想定される地域に存在し、代替機能の確保が難しい施設等に ついては、南海トラフ巨大地震においても致命的な被害を受けず、簡易な補修で一定の機能 を回復できるよう、耐震対策等を重点的に進める。
- ・ 災害時の緊急復旧活動等を円滑に行うため、緊急河川敷道路や防災船着き場、河川防災ステーション等の整備等の必要な対策を実施する。
- 第4 非常災害時における国による港湾の管理等
- 東日本大震災の発生後、津波により港内外に大量の貨物が流出し、航路を塞いだことで、緊急 物資船をはじめとする船舶の航行が困難となった。そのため、一般水域のうち災害が発生した 際に障害物により船舶の交通が困難となる恐れのある水域を緊急確保航路として指定し、非 常災害時には国により迅速に航路啓開作業を実施する。
- 事常災害時においては、複数の都道府県に被害が及ぶことが想定されるため、緊急物資輸送の中継拠点や広域支援部隊のベースキャンプとして機能する拠点が必要となる。そのため、首都 圏及び京阪神都市圏に基幹的広域防災拠点を整備し、災害時は国により運用する。
- O 熊本地震の発生後、通常の貨物船に加え、自衛隊・海上保安庁等の支援船舶が集中したことに より、港湾が過度に混雑し、港湾利用者との円滑な調整等に支障が生じた。
- そのため、港湾管理者からの要請があり、地域の実情等を勘案して必要があると認められるとき は、国が港湾施設の利用調整等の管理業務を実施する。

- ・ 東京湾、伊勢湾、大阪湾、瀬戸内海に指定されている緊急確保航路について、発災時に早急 に応急復旧が可能となるよう、航路啓開作業の訓練等を実施する。
- ・ 大規模災害発生時に緊急物資輸送の中継拠点や広域支援部隊のベースキャンプとして機能

する全国で2箇所の基幹的広域防災拠点において、緊急物資輸送等の訓練を行い運用体制 の強化を図る。

・ 非常災害が発生した場合における港湾機能の維持を図るため、関係機関と連携し、防災訓練の実施、港湾BCPの改善等の災害対応力強化に取り組む。

第 5 被災建築物等応急危険度判定活動

O 南海トラフ巨大地震により住宅・建築物の被災が想定される地域では、余震時の建築物の倒壊 等による二次被害の発生も想定される。

そのため、国土交通省は、発災後実施される被災建築物応急危険度判定や被災宅地危険度判定 が円滑に行われるよう、被災した地方公共団体に対して応急危険度判定士等の派遣の支援・調整を行う。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 発災後、多数の専門家を派遣することが想定されるため、あらかじめ被災建築物応急危険度 判定士、被災宅地危険度判定士の育成等を進めるとともに、派遣計画を策定する。
- ・ 地震による人的被害、経済被害を軽減するため、天井、エスカレーター等の非構造部材を含めた住宅・建築物の耐震化を促進する。

第6 災害対策用機械の大規模派遣

O 南海トラフ巨大地震におけるTEC-FORCE活動計画に基づき、発災後、全国の地方整備 局等から、迅速かつ的確な災害対策用機械等の派遣を行う。また、被災状況に応じて、地方公 共団体へ対策本部車や照明車等の災害対策用機械の派遣等を迅速に実施する。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 国土交通省が所有する災害対策用機械の諸元・性能のデータベースの整備を進める。
- ・ 応援派遣された機械の集結方法、指示系統、メンテナンス体制、燃料供給体制等について、 派遣の長期化も踏まえた計画を策定する。
- ・ 災害対策用機械や無人化施工機械を運用する技術者や技能者を確保するとともに、訓練を行い、技術力や現場対応力を向上させる。
- ・ 新たな災害対策用機械の開発に向けた検討や、現有機械の高度化に関する検討を行い、計画 的な配備を進める。

第7節 被災した地方公共団体支援

第1 リエゾンの派遣

○ 南海トラフ巨大地震では、関東地方から九州地方にかけての広範囲にわたり、多くの地方公共 団体も甚大な被害を受け、防災機能の喪失など、発災直後から深刻な状況に陥ることが想定さ

れる。

そのため、国土交通省は、全国的な組織を最大限活用し、本省及び全国の地方支分部局から被 災した地方公共団体にリエゾンを派遣し被害状況を把握するとともに、防災機関としての機 能を喪失した地方公共団体に代わり、地方公共団体や被災者等のニーズを直接把握し、必要と される支援に全力で取り組む。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 地方整備局等からのリエゾンの派遣にあたっては、南海トラフ巨大地震におけるTEC-FORCE活動計画に基づき、深刻な被害が想定されている地方公共団体に速やかに派遣するとともに、経験が豊富でその場である程度の判断が可能な職員を派遣するよう、最大限配慮する。
- ・ 本省からのリエゾン派遣にあたっては、事前に、出身地や勤務経験地、過去の災害対応の経験などの情報も含めた派遣候補者のリストを整理し、発災時に直ちに職員を派遣することができるように備えておく。
- ・ また、公用携帯電話、モバイルパソコン等、現地派遣時に必要となる機器や環境の整備を事前に行うとともに、派遣職員の宿泊先や移動手段の確保を行う体制をあらかじめ整えておく。
- ・ 気象庁防災対応支援チーム(JETT)を地方公共団体の災害対策本部等に派遣し、地震活動や気象に関する情報提供、解説を行い、地方公共団体等の防災対応を支援する。
- ・ 東日本大震災から得られた教訓等を踏まえ、被災した地方公共団体や被災者のニーズを想定し、当該地方公共団体や関係機関等と連携しつつ、事前計画を策定しておく。

第2 情報通信機材等の派遣

O 南海トラフ巨大地震におけるTEC-FORCE活動計画に基づき、発災後速やかに、全国の 地方整備局等から衛星通信車、Ku-SAT、i-RAS、公共 BB 等の情報通信機材を派遣し、被災状況 の把握及び地方公共団体等からの要請等に対応する。

<平時から準備しておくべき事項>

・ 甚大な被害が想定される地方公共団体については、当該地方公共団体や関係機関と連携しつ つ、情報通信機材を用いた合同訓練や自治体災害時支援台帳の整備を実施する。

第8節 被災者・避難者の生活支援

- 第1 避難者に必要な物資の広域輸送
- 南海トラフ巨大地震では、210万人~430万人の避難者が発生すると想定されており、避

難者への大量の生活支援物資の輸送が重要な課題になると想定される。

そのため、国土交通省は、自動車運送事業者や鉄道事業者、海運事業者、航空事業者等の協力 を得つつ、被災地や避難所への広域的な支援物資の輸送体制を構築する。

O 国土交通省は、広域的な支援物資の輸送を支えるため、基幹的広域防災拠点の活用や所管する 道路、港湾、航路、空港等施設の総合啓開や応急復旧等を実施する。

特に航路については、地震や津波による地形変化、海底に沈降した車両等により海底の状況が大きく変化することから、関係機関と連携しつつ航路障害物等の調査を行い同障害物の引き上げを実施するとともに、航路啓開作業の進捗に合わせ水深を確認するための水路測量を実施して、結果を関係者に提供する。

- ・ トラック輸送については、物資輸送の担い手となる関係事業者等と協議会等を開催し、緊急 時の連携等について認識を共有しておくとともに、地方公共団体と関係事業者等における発 災時の物資輸送の実施に関する協定締結等を促進する。
- ・ 海上輸送についても、地方公共団体と関係事業者等における発災時の物資輸送の実施に関する協定締結や地方公共団体向けのマニュアル作成等を促進するとともに、船舶手配に係る情報管理体制の構築を進める。
- ・ 物資輸送の上で、極めて重要な施設については、発災後も速やかに活用できるよう、耐震化、 道路の斜面崩落防止対策、耐震補強等の対策を重点的に推進する。
- ・ 基幹ネットワークの強化を図るため代替性確保のための道路ネットワーク整備、大都市圏環 状道路等の整備を推進する。
- ・ 発災時に円滑に海上輸送ルートの活用が可能となるよう、代替輸送ルートの設定や代替港湾 の利用に係る関係者との体制構築、港湾間の災害協定等を推進する。
- ・ JR貨物の高性能機関車等の整備に対する支援策を通じて、災害に強い貨物鉄道ネットワークの構築を促進する。
- ・ 防災体制を強化するため道の駅、SA・PA等の防災拠点化を推進する。
- ・ 広域的な支援物資の物流拠点となる基幹的広域防災拠点等や物流拠点となることが想定される都市公園や民間事業者の施設等については、発災後の速やかな使用を想定し、必要な対策を進める。
- ・ 首都圏(有明地区、東扇島地区)、近畿圏(堺泉北港堺2区)、中部圏(三の丸地区、静岡県庁、名古屋港、県営名古屋空港、富士山静岡空港)においては、基幹的広域防災拠点等としての機能強化を図るため、定期的に地域ブロック広域訓練を関係機関と連携して実施する

ものとする。

- ・ 海上保安庁の巡視船艇・航空機の物資輸送能力を強化するために必要な整備や航路啓開、水 路測量作業に必要な装備、資機材の整備を進める。
- ・ 災害時に活用可能な民間物資拠点の新規追加、既締結協定の高度化、ラストマイルを含む支援物資輸送に係る課題の分析、対策の検討、訓練の実施等により、災害に強い物流システムの構築を推進する。
- ・ 災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」 として指定し、機能強化、重点支援を実施する。また、道路啓開・災害復旧を国が代行する ことにより、早期の機能確保を図る。

第2 避難場所の拡大

○ 南海トラフ巨大地震では、2 1 0 万人~4 3 0 万人の避難者が発生すると想定されており、避難場所の確保が重要な課題になると想定される。

そのため、国土交通省は、避難場所として位置づけられた都市公園を避難者の受入先として活用するとともに、民間事業者が所有するホテル・旅館や船舶等について、民間事業者の協力を得つつ、避難者の受入先としての活用を促進する。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 備蓄倉庫や耐震性貯水槽等の災害応急対策施設を有し、避難場所としての機能を発揮する都 市公園の整備を支援する。
- ・ 避難受入施設として活用可能な施設を有する民間事業者等と地方公共団体との間で、利用に 関する協定等の締結を支援する。

第3 生活用水と衛生環境の確保

O 強い揺れや巨大な津波により水供給システムや下水処理場・管路が甚大な被害を受けると想定され、広域にわたり生活用水の供給が停止するおそれや、発災からの時間経過とともに避難所での衛生環境が悪化するおそれがある。

そのため、被災時にも安定した生活用水の供給が可能となるよう、利水施設管理者間が連携して対応する。

O また、下水道管理者は、国土交通省及び地方公共団体、関係機関による広域支援体制を構築しておくとともに、避難者等の衛生環境の確保に資するよう、簡易な下水処理やマンホールトイレシステムを設置する。

<平時から準備しておくべき事項>

・ 緊急時のトイレ洗浄用水、消防用水等に活用できる水を確保するためにも、平時より雨水・

再生水の利用を進めるよう必要な支援に努める。また、流域における地下水マネジメントの 取組を推進し、危機時における代替水源として地下水の活用を図るためにも、持続可能な地 下水の保全と利用を推進する。

- ・ 多くの避難者が想定される地域等については、浄水場及び下水処理場や管路が強い揺れや巨大な津波により致命的な被害を受けないよう、施設の耐震化・耐津波化を促進するとともに、BCPの策定を速やかに実施する。
- ・ 生活用水が不足する事態に備え、可搬式浄水施設・設備の設置等について検討するなど対策を進める。

第4 被災者向け住宅等の供給体制の整備

O 非常に多くの応急仮設住宅等が必要となるため、建設用地や事業者・資材の円滑な確保が課題となるとともに、被災地域が広域にわたるため、複数の広域支援体制の整備等の事前準備が必要となる。

そのため、国土交通省は、通常のプレハブ型の応急仮設に加え、地元企業の活用による「木造 応急仮設住宅」の建設や、民間賃貸住宅を活用した「借上型仮設住宅」、公的賃貸住宅(公営 住宅、UR賃貸住宅等)等、多様な手法を使った被災者向け住宅等の供給について、内閣府等 の関係府省と連携して支援する。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 応急仮設住宅については、地方公共団体へのマニュアル作成とそれに基づく訓練の呼びかけ や、被災者向け住宅の円滑な確保のための関係団体等と都道府県との間の災害協定締結を支 援する。
- ・ 避難所として位置づけられたホテル・旅館等の耐震化を促進する。

第9節 施設等の復旧、被災地域の復興

第1 施設等の復旧

- O 地震の規模が巨大であり、被害も甚大であることから、多数の道路の通行止め箇所、広範囲に わたる沿岸部での大規模浸水等の長期継続が想定される。
 - こうした状況を踏まえ、人口集中地域やサプライチェーン等被災した場合の経済への影響の 大きさ等を考慮しつつ、各施設の被災状況について十分に調査した上で、特に重要な地域につ いては重点的・優先的に施設等の本格復旧、緊急排水等を実施する。
- 強い揺れや巨大な津波によって、自動車検査登録に関わるメインシステムの停止等が発生した場合、多数の水没車両の処理や全国の自動車取引の途絶等、復旧・復興や我が国の経済活動

に長期的な影響を及ぼすおそれがある。

そのため、国土交通省は、必要な行政機能・システムを維持できるよう、バックアップシステムへの切り替え、制度の柔軟な運用、移動自動車相談所の設置等の対策を実施する。

<平常時から準備しておくべき事項>

- ・ 関係機関とともに、緊急排水計画を策定しておくとともに、必要な装備、資機材等について、 全国からの応援も含め十分に備える。なお、計画策定にあたっては、作業に活用する現地の 道路の構造や被害想定等も十分勘案し、実効性のある計画にする。
- ・ 燃料・資機材の確保にあたっては、平時より備蓄管理を進める。その際、燃料等の劣化を防ぐため、日常での利活用を含めた備蓄管理の検討等の対策を進める。
- ・ 復旧活動を迅速に進めるため、地方支分部局等間の広域支援体制等を構築しておく。
- ・ サプライチェーンを迅速に確保するため、関係機関が連携して、代替輸送ルートの設定も含む、災害時の事業継続計画を策定するとともに、必要な災害協定の締結等を推進する。
- ・ 自動車の検査登録業務の機能継続を可能とするため、必要な電源供給等環境整備の他、研修・ 訓練等を実施する。更に、メインシステムとバックアップシステムの同時被災を避けるため、 施設の耐震性能等の強化や立地地域の見直し等の取組を進める。
- ・ また、災害規模に応じた自動車の検査登録に関わる特例措置等の実施基準を策定する他、災害時に迅速な対応が図れるよう、関係機関と調整を進める。
- ・ 関係機関と連携し、船舶での燃料輸送等を円滑に行うため、船舶手配に係る情報管理体制の構築を進める。

第2 迅速な復旧に向けた取組

- O 発災後、一日も早い生活再建に向け、インフラの迅速な復旧が急務であり、「災害査定の効率 化」をはじめとした災害復旧事業の迅速化・効率化の支援を実施する。
- そのため、インフラ復旧をより迅速に実施できるよう、被災自治体の支援や民間事業者等との連携を一層進めていく。

- ・ 迅速性が求められる災害復旧や復興において、工事の緊急度や実施する企業の体制等を勘案 し随意契約を含め適切な入札契約方式等を選定する基本的な考え方を示した「災害復旧にお ける入札契約方式の適用ガイドライン」を平成29年7月に国において策定し、地方公共団 体に対しても、ガイドラインを参考とするよう通知するとともに、地域発注者協議会等を通 じて内容を周知する。また、調査及び設計業務においても同様の措置を講じる。
- ・ TEC-FORCE隊員を支援できる民間人材の確保やTEC-FORCEの活動をマネジ

メントする機能の強化など、TEC-FORCEの体制・機能の拡充・強化に努める。

- ・ 大規模災害発生時に迅速かつ円滑に災害査定を行うため、平成29年1月から運用を開始した「大規模災害時の災害査定の効率化(簡素化)及び事前ルール化」について、地方公共団体への説明会の開催により周知を図る。
- ・ 被災した鉄道路線の早期運転再開に向け、道路・河川等関係者と連携した取組を行うための 体制を整備する。

第3 迅速な復興に向けた支援

O 南海トラフ巨大地震において想定される極めて甚大な被害から早期に復興を遂げることが可能となるよう、国土交通省は、地方公共団体による復興計画の策定を支援し、迅速な被災地域の復興を目指す。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 地方公共団体が発災後、迅速に復興計画を策定できるよう、東日本大震災における課題等を 収集し、共有するなど事前の取組を進める。
- ・ 復興まちづくりの主体となる地方公共団体が被災後に、早期かつ的確に市街地復興計画を策 定できるよう、復興に関する体制や手順の検討などの復興事前準備の取組を推進する。
- ・ 宿泊施設のキャンセルなど、観光業に深刻な影響が生じた場合に、幅広い関係者の協力を得ながら、「復旧状況等についての正確な情報発信」等により、風評被害の払拭に努め、いち早い被災地の復興を観光面から支援する。

第4 担い手の確保・育成

○ 災害時に「地域の守り手」としての役割を果たすために、平時から建設業や、地質調査業、測量業及び建設コンサルタントの担い手を確保しておくことが重要であり、将来の担い手確保・ 育成を図るため、長時間労働の是正及び週休2日の実現などの働き方改革、技能労働者の処遇 改善、生産性向上に向けた取組や地域建設業の受注機会の確保等を進めていく。

- ・ 令和6年6月に成立した「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法 律の一部を改正する法律」に基づき、処遇改善や働き方改革、生産性向上の取組を推進する。
- ・ 令和6年3月に中央建設業審議会が改定した「工期に関する基準」について、公共工事・民間工事問わず、周知徹底を図る。
- ・ 実勢を反映した設計労務単価や設計業務委託等技術者単価の設定などによる適切な賃金水準 の確保及び国庫債務負担行為や早期発注・繰越制度の活用による施工時期等の平準化のほか、 社会保険への加入促進や、学校での出前授業や建設業の魅力を伝えるポータルサイトによる

情報発信等の取組を推進する。

- ・ 業界と連携し、技能者の就業履歴や保有資格を業界横断的に蓄積し適正な評価と処遇につな げる建設キャリアアップシステムの構築、建設現場の生産性向上を図る「i-Construction」 の深化等の取組を推進する。
- ・ 公共工事の発注においては、分離分割発注の徹底や地域要件の設定を行うとともに、総合評価落札方式において、災害協定の締結状況や地方公共団体における工事の受注実績を評価し加点を行う等、地域企業の受注機会を確保する取組を実施する。

第10節 強い揺れへの備え

- 第1 住宅、建築物、宅地の耐震化等
- O 南海トラフ巨大地震では、中部地方から九州地方にかけての太平洋沿岸部を中心に震度7という強い揺れが発生し、全壊する住宅や建物等が最大で約134.6万棟発生すると想定されている。

そのため、こうした状況にあっても、人的な被害を最小限にとどめるため、戦略的に対策を推進する。

- ・ 住宅・建築物については、不特定多数の者が利用する大規模建築物、地方公共団体の指定 する避難路沿道建築物、防災拠点建築物に対する耐震診断の義務づけ等を内容とする、改 正「建築物の耐震改修の促進に関する法律」や、耐震化に係る支援の充実により、住宅の 耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、令和 12 年までに耐震性が 不十分な住宅を、令和7年までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それ ぞれおおむね解消することを目標とする。
- ・ 災害時に帰宅困難者・負傷者等を収容するための拠点となる建築物について、施設整備・ 機能強化を促進する。
- ・ エレベーターについては、閉じ込め防止対策として、P波感知型地震時管制運転装置の設置を普及促進する。
- ・ 天井の脱落防止、エスカレーターの落下防止のための基準強化、既存建築物の改修の促進 により、建築物の非構造部材の耐震化を促進する。
- ・ 宅地については、大規模な盛土造成地の地すべりや崩壊のおそれのある区域を特定し、住 民に広く情報提供するとともに、液状化対策を含めた総合的な宅地の耐震対策を推進す る。
- ・ 地震動による液状化のリスクが相対的に高い地域を把握し、これを応急対策にかかる計画 に反映するとともに、これらを基にしたハザードマップを作成、公表することにより液状

化に対する住民の防災意識向上を図る。

・ ブロック塀等の安全確保に向けた取組を推進する。

第2 公共施設の耐震化等

- 発災後、公共施設等がいかに迅速に防災拠点や緊急輸送道路、また耐津波防御施設として機能するかは、被害全体の規模や復旧・復興に向けた活動を左右する、極めて重要な要素である。そのため、公共施設等については、これまで取り組んできた次に掲げる耐震性能の向上等に引き続き取り組むとともに、特に南海トラフ巨大地震により深刻な被害を受ける施設や地域においては、対策完了時期を明示するなど進捗管理を徹底しつつ、戦略的に対策を推進する。
 - ・ 地震の強い揺れに伴う堤防や水門等の沈下・損傷により生ずる洪水・高潮による浸水被害、 津波の遡上等から地域を守るため、海岸・河川堤防、水門・樋門、排水施設等について、 地盤の改良等の耐震・液状化対策を推進する。
 - ・ 災害時の緊急復旧活動等のための緊急用河川敷道路、船着場、河川防災ステーション等の 整備を推進する。
 - ・ 発災後の国民の生活を1日でも早く日常に戻すため、水道施設及び下水道施設の耐震・液 状化対策を推進する。
 - ・ 発災後の救命・救助活動への支援はもとより、被災地への広域的な物資輸送や1日も早い サプライチェーンの回復等による日本経済の復興に資するよう、緊急物資輸送や人流・物 流等の重要ルートとなる道路、港湾、航路、空港、鉄道等に関する施設について、耐震・ 液状化対策を推進する。
 - ・ 発災時の利用者等の安全を確保する他、発災後の速やかな応急活動の開始や被災者等の避 難場所として機能を発揮するよう、庁舎等の耐震化を推進する。
 - ・ 標識等の劣化状況に基づく緊急的かつ計画的保全工事及び耐震・耐波浪対策の計画的な 実施をする。
- また、施設の機能を最大限に発揮させるため、所管施設等の的確な維持管理・更新を推進する。
 - ・ 想定する揺れに対して、施設の老朽化に起因する被害の発生・拡大を防止するため、施設 の特徴を踏まえた適切な点検による現状確認と、その結果に基づく的確な修繕を実施す る。
 - ・ その際、維持管理・更新に係る情報の整備や新技術の開発・導入等により、戦略的・計画 的に取組を推進する。
- 第3 地震観測の充実及び情報の発表と長周期地震動対策
- O 南海トラフ巨大地震においては、広域において強い揺れが発生することが想定されるため、地

震の観測等を強化し、緊急地震速報の迅速化・高度化を進める。

- O 南海トラフ沿いの地震活動や地殻活動を観測するための体制、並びに異常な現象を観測した際に南海トラフ地震臨時情報等を適時・的確に発表するための体制を維持するものとする。
- O また、広範囲にわたり長周期地震動による超高層建築物等の大きな揺れ等が想定されること から、長周期地震動による大きな影響が想定される地域や 建築物等については、以下の取組 を推進する。
 - ・ 発災直後の初動対応のため、長周期地震動に関する観測情報を発表する。また、長周期地 震動の予報の発表に向けた取組を進める。
 - ・ 既存の超高層建築物等のうち長周期地震動による影響が大きいものへの対策の検討を進める。

第4 火災対策

O 南海トラフ巨大地震による強い揺れや巨大な津波により大規模な火災が発生し、最大で約7 5万棟が焼失すると想定されている。

そのため、こうした甚大な被害の軽減に資するよう、深刻な被害を受ける施設や地域において は対策完了時期を明示するなど進捗管理を徹底しつつ、戦略的に対策を推進する。

- ・ 大規模な火災の発生が懸念される密集市街地において、市街地や公園緑地等の整備、延焼 遮断帯として機能する幹線道路等の整備、老朽建築物の除却と合わせた耐火建築物等への 共同建替え、避難や消火活動の向上を図る狭隘道路の拡幅等、きめ細やかな対策を推進す る。
- ・ 海上部やコンビナート等臨海部における火災への対応として、消防能力を強化した巡視船 艇の整備や民間企業等が所有する護岸や岸壁を含めたコンビナートにおける施設の適切 な維持管理を促進する。
- ・ 火災対応を常時支障なく実施できるよう、巡視船艇・航空機の整備を実施した。引き続き 体制の強化を進める。

第5 土砂災害対策

- O 地震により崩壊する危険性が高く、防災拠点、重要交通網、避難路等に影響を及ぼしたり、孤立集落発生の要因となり得る土砂災害危険箇所について、対策施設の整備を推進するとともに、地域住民の防災力を高めるための積極的・効果的な広報を含めた警戒避難体制の整備等、ハード・ソフトと一体となった効果的な土砂災害対策を推進する。
 - ・ 南海トラフ巨大地震等により発生する土砂災害への対応を強化するため、「大規模土砂災 害対策技術センター」において大学等関係機関と連携し、大規模土砂災害に対する調査研

究を推進する。

第11節 巨大な津波への備え

- 第1 避難路・避難場所の確保等
- O 南海トラフ巨大地震では、襲来する巨大な津波により、最大で約22.4万人が死亡すると想定されている。

そのため、こうした深刻な被害から国民を守るため、深刻な被害を受ける施設や地域において は、対策完了時期を明示するなど進捗管理を徹底しつつ、戦略的に対策を推進する。

- ・ 地方公共団体による避難路や避難場所となる施設の事前の選定・整備について、必要となる施設規模、重要度、確保の優先順位等を踏まえ支援する。
- ・ 地方公共団体による避難路や避難場所となる施設の事前の選定・整備について、必要となる施設規模、重要度、確保の優先順位等を踏まえ、必要な避難場所が確保されるよう指定 避難施設の指定及び協定避難施設に関する協定締結が促進されるよう支援する。
- ・ 特に、高台等が近くにない、避難困難地域における津波避難ビル、津波避難タワーの整備 を促進する。
- ・ 津波浸水地域に立地する官庁施設については、地域防災計画等を踏まえ、地域の一時的な 避難施設とするなどの地域ニーズに配慮した整備を図る。
- ・ 高齢者など遠方避難が困難な方々の避難手段として、津波救命艇の普及を進める。
- ・ 道の駅や高速道路のSA・PA等への避難者の受け入れのため、避難場所、避難階段の整備や道の駅の防災拠点化を進める。
- ・ 被災者の円滑な避難や被災地の復旧・復興活動の支援のため、避難場所、防災拠点として 位置付けられた都市公園の整備を進める。
- ・ 避難路沿道建築物及び避難所となる施設の耐震化を促進する。
- ・ 被災者・避難者の生活支援に資するよう、多くの避難者が想定される地域等については、 水道施設及び下水道施設の耐震化・耐津波化を促進する。
- ・ 津波・高潮防災ステーション等、津波・高潮に関する情報提供施設の整備を推進する。
- ・ 市町村によるハザードマップの作成や避難促進施設の所有者等による津波からの避難確保計画の作成を支援するとともに、津波ハザードマップを活用した避難訓練の実施と訓練による防災意識の啓発に努める。また、地域防災力向上のための防災教育を促進する。
- ・ 海底地形データの提供により、自治体等のハザードマップ等作成を支援するとともに、 地震により発生が予測される津波の挙動を図示した津波防災情報図を整備・提供することで、船舶の津波対策や避泊水域の検討など、港湾内の船舶の津波防災対策を支援する。

- ・ 東京湾では、船舶に対し警報等を迅速確実に伝達するとともに、危険な海域や避難海域 等の情報を提供する。
- ・ 住民等の避難に資するよう、津波警報等及び津波観測情報を引き続き迅速かつ的確に提供するとともに、海域の地震観測データを活用することによる緊急地震速報の迅速化・ 高精度化に取り組む。
- ・ 部局横断的な地域支援体制を構築し、避難路・避難場所等の整備を含めた背後地が一体 となった津波防災地域づくりや避難場所としての高規格堤防の整備を重点的に推進す る。
- ・ 津波発生時の船舶及び旅客の安全で確実な避難行動の実施に向け、船舶運航事業者にお ける津波避難マニュアルの作成及び作成したマニュアルに基づく津波避難訓練の実施を 促進する。
- ・ 津波救命艇の機能要件、品質管理体制等をまとめた「津波救命艇ガイドライン」を平成 26年9月に策定した。津波避難タワー等の整備が難しい地域や、速やかな避難が困難 な幼児・高齢者・要介護者等が津波から身を守る有効な手段として、津波救命艇の普及 を推進する。

第2 津波防災地域づくりの推進

- 津波防災地域づくりに関する法律のフォローアップ等を踏まえ、津波防災地域づくりを一層 推進するため、本省・地方整備局等の関連部局が一体となり支援する体制を構築。
- O 津波防災地域づくりに関する法律に基づき、地域の実情を踏まえた津波防災地域づくりを推 進するため、都道府県、市町村等が実施する次の取組に対して支援する。

<都道府県の取組>

- ・ 基礎調査の実施
- ・ 津波浸水想定の設定
- 津波災害警戒区域等の指定

<市町村等の取組>

- 推進計画の作成
- ・ 津波ハザードマップの作成
- ・ 避難訓練の実施
- ・ 避難促進施設の所有者等による避難確保計画の作成
- ・ 高台等への移転(防災集団移転促進事業等)
- ・ 津波防護施設の整備・推進

- 第3 津波浸水を軽減させる河川管理施設の整備等
- O 南海トラフ巨大地震に伴う津波により深刻な被害を受ける施設や地域においては、対策完了 時期を明示するなど進捗管理を徹底しつつ、戦略的に対策を推進する。
 - ・ 津波から国土を守るとともに、沿岸住民等の避難のリードタイムを稼ぐため、海岸保全施 設・河川管理施設等の整備や耐震・液状化対策を進める。
 - ・ 特に海岸部においては、津波に対して粘り強い海岸堤防の整備や防波堤と防潮堤による多 重防護、海岸の侵食対策を推進する。
 - ・ 水門等の確実な操作のため、水門等施設の耐震化及び耐水化を進めるとともに、広範囲に わたり、かつ短時間で数多くの水門等を操作するため、津波が想定される地域においては、 重点的に水門等施設の自動化・遠隔操作化及び効果的な管理運用を推進する。
- O また、施設の機能を最大限に発揮させるため、所管施設等の的確な維持管理·更新を推進する。
 - ・ 想定する揺れや津波に対して、施設の老朽化に起因する被害の発生・拡大を防止するため、 施設の特徴を踏まえた適切な点検による現状確認と、その結果に基づく的確な修繕を実施 する。
 - ・ その際、維持管理・更新に係る情報の整備や新技術の開発・導入等により、戦略的・計画 的に取組を推進する。
- 第4 津波防災性や信頼性の高い緊急輸送等の交通基盤施設の整備
- O 南海トラフ巨大地震による巨大な津波により広範囲にわたり道路、港湾、航路、空港、鉄道等 の広域輸送を担うネットワークが寸断されるなどの被害を受けると想定される。そのため、深 刻な被害を受ける施設や地域については、対策完了時期を明示するなど進捗管理を徹底しつ つ、戦略的に対策を推進する。
 - ・ 道路・港湾・航路・空港・鉄道等の広域ネットワークの確保
 - 臨港道路等の整備
- 第5 災害対応体制の充実強化
- O 災害時における救助・救援活動、緊急輸送活動、海上緊急輸送ルートの確保等の応急対策業務 をより一層強力に推進するため、巡視船艇・航空機等の整備等を着実に進める。
- 第6 被災想定地域における土地境界の明確化の推進
- O 迅速な復旧・復興や円滑な防災・減災事業の実施のため、地方公共団体等を支援して地籍調査 を積極的に推進するとともに、国が被災想定地域において重点的に官民境界の基礎的な情報 を整備する。

第12節 防災力強化に向けた日頃からの備え

第1 防災訓練

- O 災害応急対策が迅速かつ円滑に実施されるよう、関係行政機関及び地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と連携し、大規模災害を想定した訓練を実施するものとする。
- O また、訓練の実施にあたっては、計画段階から多数の機関が参画する枠組みを活用するなど、 救援活動等を実施する関係機関との連携強化の推進に努めるものとする。
 - ・ 大規模津波防災総合訓練など、南海トラフを震源とする巨大地震を想定した実践的な訓練 (図上及び実働)を実施し、関係機関等との連携を図る。
 - ・ 防災訓練は、逐次その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努める。
 - ・ 関係省庁、地方公共団体等が実施する訓練に積極的に参加する。
 - ・ 東京湾、伊勢湾、大阪湾、瀬戸内海に指定されている緊急確保航路について、発災時に早急 に応急復旧が可能となるよう、航路啓開作業の訓練等を実施する。
 - ・ 改正災害対策基本法による臨港道路の支障物件撤去について、港湾管理者による応急公用 負担権限の行使が円滑に進むよう、道路啓開作業の訓練等を実施する。
 - ・ 重要港湾以上の全ての港湾において策定されている港湾 BCP の実効性を確保するため、BCP に基づく訓練を実施する。
- O 防災に関する専門的な知識の習得及び災害発生時における的確・迅速な対応能力の向上を図るため、国土交通大学校及び地方整備局等において模擬演習等のより実践的な研修を適宜取り入れた防災研修体制を確立し、防災業務に関係する職員の研修を強化するものとする。

第2 防災教育の推進

- O NPO、ボランティア等と連携し、職場、自治会等で地域防災講座の実施など、地域における 防災教育を支援する。この際、出前講座を活用するとともに、災害記録の整理等を通じた教材 等の開発及び情報提供などの支援を合わせて行う。
 - ・ 災害時の写真や動画等の提供、出前講座の実施などを推進。
 - ・ 特に学校においては、指導計画等の作成支援や授業に活用できる素材や手引き等の提供を 実施。
- 被災した公共土木施設、土砂災害、民有施設等の被害情報の迅速な収集・点検、円滑な災害応急対策や災害復旧事業の査定事務、円滑な水防活動等に資するため、砂防ボランティア、地すべり防止工事士、斜面判定士、被災建築物応急危険度判定士、防災エキスパート、被災宅地危険度判定士、水防団等の人材の確保、育成及び活用を図るとともに、公的な機関等による研修

の参加を支援するものとする。

- 第3 防災広報の充実・強化
- O 想定される深刻な事態をビジュアルに伝えるなど国民一人一人が高い意識を持ち、自助・共助 による被害軽減を実現させるため、リスクコミュニケーションを展開する。
 - ・ 国土交通省及び各関係機関の情報提供ツールを一元化し、多言語化やスマートフォン対応 により、海外や国内に対して、平時から容易に防災情報等を入手できる体制を構築。

第6章 首都直下地震対策計画

- O 本計画は、「国土交通省首都直下地震対策計画」のうち、「第3章 首都直下地震発生時における応急活動計画」及び「第4章 巨大地震の発生に備え戦略的に推進する対策」と同一のものである。
- 第1節から第9節では、地震発生からの時間軸を念頭に置き、東日本大震災及び平成28年 熊本地震、平成30年大阪府北部地震、平成30年北海道胆振東部地震の教訓や実際の対応 も参考にしつつ、巨大地震発生直後から概ね7日~10日目までの間を中心に、国土交通省 として緊急的に実施すべき主要な応急活動並びに当該活動を円滑に進めるためにあらかじ め平時から準備しておくべき事項に焦点を絞って記載している。
- O 第 10 節から第 12 節では、巨大地震による揺れ・津波・土砂災害・地盤沈下・液状化・火災 等による甚大な人的・物的被害を軽減するため、国土交通省として取り組むべき予防的な対 策を、中長期的な視点も踏まえつつ記載している。

第1節 首都中枢機能の継続

- 第1 活動可能な体制の構築
 - O 東京、神奈川、千葉、埼玉を中心に強い揺れが発生するとともに、太平洋沿岸部では最大10m程度の津波が発生する場合も想定され、庁舎等活動拠点の被災や公共交通機関の停止による参集困難、停電や通信手段の断絶等により、特に初動期を中心に十分な応急活動体制が確保できないおそれがある。
 - そのため、国土交通省は、業務継続計画に基づき、厳しい被害状況を想定しながら、応急活動にあたることが可能な職員、指揮命令系統、非常用電源や通信手段等をあらかじめ確認し、発災後は、実際の被災状況等(津波警報等の解除に時間を要する場合も含む)に応じて実行可能な指揮命令系統の確立や職員・資機材等の適切な配置等を行い、応急活動に全力を尽くす。
 - O また発災後速やかに、消防、警察、自衛隊、各地方公共団体、災害協定を締結している建設 業者等、応急活動に従事する関係機関との連絡体制を構築する。特に、道路及び航路等の啓 開に従事する建設業者等については、活動可能な水準や体制について確認する。
 - 応急活動に必要な食料やガソリン等の燃料について、確保や輸送・配分に関し、業務継続計

画に基づいた確保や輸送・配分を行う。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 国土交通省業務継続計画に基づき、発災直後から概ね7日目までの間、国土交通省が所管する各防災拠点等における応急活動の継続が可能となるよう、必要な水・食料、燃料を備蓄する。
- ・ 自動車運送事業者の保有する燃料タンク(インタンク)に関する情報共有、燃料優先確保の ための資源エネルギー庁との事前調整を行う。また、エネルギー源の多様化等を図るべく、 CNG車、電気バス等の普及を図る。
- 建設業者等の保有機械の燃料についても、可能な限り備蓄状況等を確認する。
- ・ TEC-FORCEやリエゾンとして派遣される職員が被災地で円滑かつ安全に活動できるように、派遣元の本省及び地方整備局等は、物資・燃料・レンタカー等移動手段・宿泊場所等の活動拠点等を派遣先で確保するため、必要に応じて関係機関や民間事業者等と協定等を締結する。
- ・ 道路及び航路等の啓開体制の構築を図るため、企業等との災害協定の締結や関係機関との協議会を設置する。
- ・ 活動可能な体制の構築のため、職員の参集訓練及び代替庁舎への対策本部機能移設訓練を 実施する。
- 第2 応急活動の優先順位と状況に応じた体制の見直し
 - O 首都直下地震は人口等が高度に集積する首都圏の直下で発生し、また地震のタイプによって は関東地方の太平洋沿岸での津波被害も想定されるため、国土交通省は現有する活動能力を 効果的・効率的に活用し、迅速に対応する必要がある。
 - そのため、国土交通省は、実際の被災状況等を踏まえつつ、求められる応急活動に対して優 先順位をつけて対処する。
 - O 特に初動時においては、被災の状況が刻々と変化するため、状況に応じて柔軟に体制を整備・ 再編成しながら対処する。

<平時から準備しておくべき事項>

- 過去の災害対応の経験や訓練を通じて得られた教訓等を踏まえつつ、刻々と変化する状況の中においてどのような対応をすべきなのか、何を優先すべきなのか等について、考え方等を整理し、共有する。
- ・ 首都直下地震発生時において参集することができる職員の人数を把握し、当該人数で対応することができる非常時優先業務を精査するものとする。真に必要な非常時優先業務を実施するのに必要な職員については、庁舎の近傍の宿舎に優先的に入居させる等所要の措置を講ずるものとする。
- ・ 海上保安庁及び関係管区海上保安本部において首都直下地震等を想定した訓練を実施し、 必要に応じ業務継続計画等の見直しを図る。

第3 首都中枢機能の継続

O 強い揺れによって首都中枢機能を担う様々な施設が被災することにより、応急活動への支障 とともに、全国的・世界的な経済活動への影響など、被害が拡大・波及し、甚大化すること が懸念される。

そのため、国土交通省は、首都直下地震による様々な被害の拡大・波及を最小限にとどめる ため、万全の備えを行う。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 首都圏の道路、港湾、空港、鉄道は人・物・情報の流れを支える我が国の重要な首都中枢機能 を担うインフラであり、これらの施設の被災に伴う機能の停止や低下は地震発生後の応急活動に著しい支障となるだけでなく、全国、あるいは世界経済への波及など、その影響は計り 知れないこと等を踏まえ、施設の耐震化や代替機能の確保等、万全の対策を講じる。
- ・ 国土交通省業務継続計画の検証訓練等を継続的に実施することで、様々な事態への対応力を 向上させる。
- ・ 首都中枢機能の継続を図るため、各府省庁と連携しつつ官庁施設の地震対策を推進し応急活動に必要な電源や情報通信機能等を確保する。また、施設管理者による官庁施設の津波防災診断の推進、津波襲来時の一時的な避難場所を確保するとともに、防災拠点としての機能維持と行政機能の早期回復を図るため、官庁施設における津波対策を総合的かつ効果的に推進する。さらに発災時における被害の状況を想定し、地域防災計画等を踏まえ、施設運用管理上の対策等と連携しつつ、施設整備上の対策を実施する。
- ・ 庁舎損壊等が生じた場合においても初動体制を立ち上げられるよう、発災後も確実に機能するバックアップ施設を確保する。
- ・ 初動期において緊密な連携により機能を総合的に発揮できるよう、防災拠点機能の強化を図る。
- ・ 様々な被害の拡大・波及を最小限にとどめるため、災害対応に必要な河川情報システムについて、不具合状況を確認し、その解消に必要となる指示、調整を行える体制を整える。
- ・ 自動車の検査登録業務の機能継続を可能とするため、自動車登録検査関係システムについて、 必要な電源供給環境整備の他、研修・訓練等を実施する。更に、メインシステムとバックアッ プシステムの同時被災を避けるため、施設の耐震性能等の強化や立地地域の見直し等の取組 を進める。
- ・ また、災害規模に応じた自動車の検査登録に関わる特例措置等の実施基準を策定する他、災害時に迅速な対応が図れるよう、関係機関と調整を進める。
- ・ 基幹ネットワークの強化と代替性を確保するため、首都圏3環状道路等の整備を推進する。

第2節 避難支援(住民等の安全確保)

- 第1 建物倒壊や延焼火災、津波からの避難支援
 - O 地震発生直後、震度6強以上の揺れ等により、都心部を囲むように多数分布している老朽木 造住宅・老朽ビルを中心に、多くの建物が全壊・半壊となる。特に、東京都心部を中心に多 く存在する超高層ビルや大型集客施設等において、長周期地震動による揺れに伴う被害や天

井の落下等の被害が発生するとともに、造成宅地の崩壊や液状化による建物被害も発生する。 また、倒壊した家屋、工場や店舗等の火気、燃料等から多くの箇所で同時出火し、環状6号 ~8号線沿線等に広範に連担している木造住宅密集市街地などを中心に、大規模な延焼火災 により数万棟が焼失する。

そのため、国土交通省では、住宅・建築物の耐震化や密集市街地の改善整備といった事前対策を緊急的に促進することにより地震直後の人的被害を最小限にとどめ、可能な限り多くの住民等の安全確保や避難を支援する。

O 特に東京都や神奈川県においては、地震に伴う斜面の崩壊により家屋の全半壊、歩行者等の 被害等が各地で発生する。

そのため、国土交通省では、特に東京都や神奈川県など崩壊による被害が甚大となることが 想定される斜面の事前対策を重点的に促進することにより地震直後の人的被害等を最小限 にとどめ、可能な限り多くの住民等の安全確保や避難を支援する。

O 延宝房総沖地震タイプの地震や大正関東地震タイプの地震が発生した場合、神奈川県、千葉県、茨城県の太平洋沿岸地域を中心に津波が襲来するため、住民などの迅速な避難行動が極めて重要となる。

そのため、国土交通省は、関係機関と連携しつつ、タイムリーな情報発信等により、住民等 の津波からの一刻も早い避難を支援する。また、海上部においても、船舶等に対する避難勧 告や災害情報等の提供を迅速に実施し、被害の軽減を図る。

- ・ 不特定多数の方が利用する大規模な建築物や避難路沿道、防災拠点となる建築物等の耐震診断の実施と報告の義務付け、老朽化マンションの建替等、耐震化の促進を図る。
- ・ 建築基準法に基づき、新築や増改築等を行う建築物に設ける一定の天井について脱落対策を 義務付ける。また、避難所となる体育館や劇場等の既存建築物について、天井の改修を促進・ 支援する。
- ・ 木造住宅密集市街地等の改善整備に向けて、延焼遮断効果のある道路・公園等の整備や建築物の不燃化に加え、避難場所や避難路の確保、老朽建築物の除却・建替、地域の防災活動の支援等に及ぶきめ細やかな取組みを推進する。
- ・ また、都内を中心に連担している密集市街地の広域的解消を図るため、公的不動産等を種地として活用した連鎖型の再開発事業等を推進・展開する。
- ・ 大規模盛土造成地の滑動崩落や宅地の液状化による被害を防止するため、変動予測調査 (大規模盛土造成地マップ及び液状化ハザードマップの作成や対策工事箇所の特定につながる調査)及び防止対策を推進する。
- ・ 特に甚大な被害が想定される地域を中心に土砂災害防止施設の整備を促進するとともに、土 砂災害警戒区域等の指定や土砂災害ハザードマップの整備等、土砂災害に対する警戒避難体 制の整備を促進する。
- 住民や重要施設等の安全確保に資するよう、緊急地震速報を引き続き迅速かつ的確に提供

する。また、住民等の避難に資するよう、津波警報等及び津波観測情報を引き続き迅速かつ 的確に提供する。

- ・ 地方公共団体による避難路・避難場所の整備、津波ハザードマップの作成や周知、防災情報 通信ネットワークの整備を引き続き支援するとともに、避難路・避難場所や津波浸水高さを 道路や河川堤防上等に表示する等、住民等への事前の情報周知を支援する。
- ・ 津波が堤防を乗り越えるまでの時間の想定も含め、避難に使うことができる時間の長短を十分念頭に置いた実践的な避難計画に対して重点的に対策を促進する等、地域ニーズに応じた 技術的な支援等を行う。
- · I C T等の新技術を用いて、災害時の情報提供の高度化を図る。
- ・ 自動車によらざるを得ない場合の避難等を支援するため、大津波警報や地震情報をカーナビ ゲーションに提供する等、ITSを活用した取組を推進する。
- ・ 都道府県による津波災害警戒区域等の指定について支援する。
- ・ 避難路となる緊急輸送道路等の防災・減災対策として橋梁耐震対策、道路の斜面崩落防止対策、沿道建築物の耐震化、避難路・避難階段等の整備、道の駅等の防災拠点化、木造住宅密集地域対策、液状化対策等を推進する。また、道路の閉塞、電力の供給停止、住宅・建物の損壊等を防ぐため、無電柱化を推進する。
- ・ 避難のためのリードタイムを長くし確実な避難を支援するとともに、減災効果を高めるため、 粘り強い海岸堤防等の推進や粘り強い防波堤と防潮堤を組み合わせた多重防護の推進に取り 組む。
- ・ 東京湾における効果的な海上交通管制を構築し、船舶を迅速かつ円滑に避難させる体制が 整ったところ、非常災害発生周知措置等に係る定期的な訓練の実施に努める。
- ・ 海底地形データの提供により、自治体等のハザードマップ等作成を支援するとともに、津波 の挙動を図示した津波防災情報図を整備・提供することで、平時における船舶の津波避難対 策の検討を支援する。
- ・ 防護ラインより海側で活動する港湾労働者や利用者等の安全を確保するため、「港湾の津波 避難対策に関するガイドライン」を参考とした、港湾の特殊性を踏まえた「港湾における津 波避難対策」の検討、策定への支援を行う。
- ・ 船舶運航者等の海事関係者や海洋レジャー活動者の円滑な避難等を支援するため、「海の安全情報」について、より迅速かつ的確な情報発信を行うためのシステムの高度化を図る。
- ・ 船舶を迅速かつ円滑に避難させるため、海上交通機能の維持等のための制度の整備及び関連施設の整備等を推進。新東京湾海上交通センターの運用を開始し、非常災害発生周知措置の体制を整える。

第2 水門等の確実な操作等

O 延宝房総沖地震タイプや大正関東地震タイプの地震津波による浸水を遅らせ、また浸水を最 小限にとどめることにより、住民等が避難する時間を稼ぐため、国土交通省は所管する水門

等の確実な操作等を行う。

<平時から準備しておくべき事項>

・ 水門等の確実な操作のため、施設の耐水化等を進めるとともに、短時間で数多くの水門等を操作する必要があること、また東日本大震災では水門等操作に携わった多数の方々が津波の 犠牲になったこと等を踏まえ、津波遡上が想定される地域においては、重点的に水門等の自 動化・遠隔操作化及び効果的な管理運用を推進する。

第3 避難者の受け入れ

O 首都直下地震においては、特に東京都、神奈川、千葉県、埼玉県の大都市部を中心に、発災 直後に大量の避難者が発生すると想定される。特に都心部では、地震による建物被害やその 後の地震活動への不安等により、多くの人が避難所等へ避難するため、あらかじめ指定され ていた避難所だけでなく、指定されていない庁舎や公園等の公共施設等に避難する人が発生 する。

そのため国土交通省は、応急活動等に支障のない範囲で庁舎等、所管施設へ避難希望者を受け入れる。

- O また、道の駅、高速道路のSA・PA、避難場所として位置づけられた都市公園等の主要な 管理施設等においても避難者を受け入れる。
- O さらに、避難場所としての機能を発揮する都市公園やオープンスペースの緊急的な整備を促進し、住民等の安全な避難を支援する。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 国土交通省が所管する施設又は国土交通省が所管する事業者が管理する施設(駅や空港ターミナルビル等)への被災者・帰宅困難者等の避難を受け入れるため、周辺の地方公共団体とともに避難受け入れ計画を策定するとともに、避難者の安全確保に必要な施設の改良等を行う。
- ・ 避難場所としての機能を発揮する都市公園やオープンスペースの整備を支援する。

第3節 所管施設・事業者における利用者の安全確保

- 第1 列車や航空機等の安全確保
- O 首都直下地震により、首都直下地震が想定される地域のJRや私鉄各線を中心に、架線の損傷や軌道変状、切土・盛土の被害、橋梁の亀裂・損傷等が発生する。また、延宝房総沖地震タイプや大正関東地震タイプの地震の場合は、太平洋沿岸部での津波等により在来線が被害を受け不通となることが想定される。

そのため、国土交通省は、鉄道事業者に対し、主要駅や高架橋等の鉄道施設の耐震対策の実施を指導するとともに、鉄道事業者は列車を安全に止めるための対策(新幹線においては更に脱線・逸脱の防止)を実施する。また、発災後は、津波の襲来も念頭において、列車停止後の乗客の安全な避難について万全を期すよう指導する。

O 空港については、強い揺れにより羽田空港や成田空港が一時閉鎖となる。 国土交通省は発災後に両空港における飛行中・地上走行中の航空機への対応を行う。また、

大津波警報が発表された場合には、羽田空港において空港内の旅客の避難誘導等を迅速に実施する。

- O 旅客船事業者の現場においては、津波発生時に、旅客船事業者が旅客、陸上職員、船舶等に ついて避難行動等を実施する。
- O バスやタクシーについては、旅客自動車運送事業者が乗客を安全な場所へ避難誘導する。 <平時から準備しておくべき事項>
- ・構造物の耐力が急激に失われ、構造物全体の崩壊を引き起こす脆性的な破壊を防止する耐震 対策について、新幹線鉄道は概ね完了している。在来線については主要駅及び主要路線の耐 震補強を定めた「特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令」(以下、「耐震省令」とい う。)に基づき、速やかに対策を実施するよう鉄道事業者を指導する。一方、令和4年3月 に発生した福島県沖を震源とする地震により比較的大きな軌道沈下が生じた高架橋と同様の 高架橋の柱について、令和5年3月に耐震省令を改正し、新幹線鉄道については令和7年度、 新幹線鉄道以外については令和9年度までに前倒して優先的に耐震補強を行うよう鉄道事業 者を指導する。また、大規模地震発生時に列車を安全に止めるための対策として、鉄道事業 者が早期地震検知システム等の導入等を進めるとともに、新幹線については脱線・逸脱対策 として、脱線時の被害が大きいと想定される区間から優先的に脱線防止ガード等の整備を進 めるよう、指導する。
- ・ 羽田空港については、既に緊急物資及び人員等の輸送拠点としての機能を確保しており、引き続き航空輸送上重要な空港としての機能を確保するための耐震化を進める。
- ・ 被災空港を目的地とする航空機が多数発生した場合においても、状況に応じて安全に他空港 への目的地変更ができるよう対応要領等を策定する。
- ・ 多数の船舶が航行し、輻輳する湾域等において、津波に対する大型船の待避場所を確保する。
- ・ 旅客船事業者の現場において、津波発生時に旅客、陸上職員、船舶等がとるべき避難行動等 に関する社内マニュアルを整備するとともに、訓練の実施について旅客船事業者に対して指 導する。
- ・ 旅客自動車運送事業者のBCP策定を促進するとともに、事業者、地方公共団体が連携した 図上訓練等の実施を指導する。
- ・ 羽田空港では地震・津波に対応する避難計画をとりまとめた、「東京国際空港業務継続計画」 を策定しており、同計画に基づいた円滑な避難や行動計画の周知のため、津波襲来を想定し た訓練を実施する。

第2 主要駅周辺や地下街等での避難誘導支援や帰宅困難者対策

O 例えば、首都圏のピーク時の駅滞留者及び鉄道乗車中の利用者は約180万人であり、首都 直下地震においては、地震発生直後、大量の避難者や帰宅困難者が発生することが想定され ている

そのため、事前の対策により、周辺企業における自社従業員の待機の徹底や混乱を避けるための地域の行動ルールの策定・周知など、地域ぐるみの取組を推進するとともに、地方公共

団体や鉄道、バス事業者等により、鉄道利用者に加え駅に集まる避難者に対する避難誘導や 情報提供など帰宅困難者対策が適切に行われるよう、指導・支援する。

- O また、帰宅困難者対策は、勤務先や一時滞在等にとどまるよう促すことを基本的な考えとしているが、実際に帰宅する人が発生した場合は、他の交通モードと連携しつつ、船舶を活用した帰宅困難者の輸送についても適切に行われるよう、指導・支援する。
- O 地方公共団体や民間事業者等と協力して、災害時情報提供アプリ「Safety tips」や防災情報を一元化した「防災ポータル/Disaster Prevention Portal」などにより、訪日外国人旅行者を含む旅行者に対し避難に資するよう、タイムリーな情報提供を行う。

〈平時から準備しておくべき事項〉

- ・ 地方公共団体や鉄道、バス、船舶事業者等による帰宅困難者等の安全確保が円滑に行われる よう、事前計画の策定を支援するとともに、これに基づく備蓄倉庫や一時待機スペース、飲 料水・食料等の備蓄、情報伝達施設の整備、避難訓練などの帰宅困難者対策を促進する。
- ・ 地下街等の所有者又は管理者による避難確保計画の作成を支援する。
- ・ 外国人旅行者を含む帰宅困難者等の行動判断に資する情報提供体制を強化する。
- ・ 大量に発生する帰宅困難者に対応するため、共助の観点から、民間施設を主体とした一時滞在施設の確保を促進する。
- ・ 大規模災害に備え、大量に発生する帰宅困難者等への対応能力を都市機能として事前に確保するため、防災拠点の整備に対して支援を行う。
- ・ 災害時情報提供アプリ「Safety tips」について、緊急地震速報及び津波警報、気象特別警報、噴火速報をプッシュ型で通知できる他、周囲の状況に照らした避難行動を示した対応フローチャートや周りの人から情報を取るためのコミュニケーションカード、災害時に必要な情報を収集できるリンク集等を提供。
- ・ 日本滞在中の外国人旅行者に対し、交通機関の状況等必要な情報の提供を日本政府観光局 (JNTO)のグローバルサイトにおける発信やJNTOコールセンターにおける多言語 の24時間の電話による問い合わせ対応を実施する。
- ・ 地震情報などの防災気象情報に関する「多言語辞書」を充実し、気象庁ホームページの多言 語化を実施するとともに、民間事業者のウェブサイトやアプリ等を通じた防災気象情報の 多言語化を促進する。

第3 エレベーター内の閉じ込めへの対応

O 首都直下地震では、エレベーターの停止に伴う閉じ込めが多数発生すると想定される。 そのため、国土交通省は、消防や民間事業者等によるエレベーター内の閉じ込めに対する救 出活動等が適切に行われるよう支援する。

<平時から準備しておくべき事項>

・ 早期に閉じ込めの救出がされるよう、エレベーター保守事業者による閉じ込め救出体制の整備等を進める。

・ エレベーターへのP波感知型地震時管制運転装置の設置の普及を促進する。

第4節 被災状況等の把握

- 第1 ヘリ・人工衛星等を活用した緊急調査と首都中枢機能の早期点検
- O 首都直下地震は、人口や建物、インフラが高度に集積した地域で発生するため、住宅倒壊や 火災による道路閉塞、幹線道路の深刻な渋滞などにより、国土交通省が実施する緊急調査が 困難となることが想定される。

そのため、国土交通省は、こうした状況下においても緊急的に被災状況等を把握するため、 関係機関と連携しつつ、自動二輪車や災害対策用へリ、人工衛星、SAR観測技術、レーザ 測量技術等を活用した緊急調査を実施する。

〈平時から準備しておくべき事項〉

- ・ 自動二輪車や自転車による迅速な施設点検を行うため、車両の取得や訓練の実施など、必要 な対策を講じる。
- ・ 様々な状況下においても必要不可欠な緊急調査を実施できるよう、関係機関と調整しつつ、 次の内容等を定めた「緊急調査計画」をあらかじめ策定しておく。
 - →緊急調査の総合調整 (結果の集約等を含む) の実施主体
 - →実施する調査の内容
 - →首都中枢機能が置かれているなど、最優先で調査すべき重要な施設等
 - →へリの飛行ルート、関係機関のヘリとの飛行ルートの調整、給油ポイントや緊急ヘリポートの位置
 - →輻輳するヘリや航空機に関する事前調整
 - →職員が同乗しないヘリでの調査を可能とするための事前準備(機材改良、河川堤防への ヘリサインの設置、飛行中のパイロットが飛行位置や状況を説明きるような訓練等)
 - →関係機関との調査範囲や内容の役割分担、連絡体制、調査結果の共有
- 関係機関との連携を強化し、被災情報や通行可能道路状況等の情報収集体制の強化を図る。
- ・ SAR観測技術やレーザ測量技術、IT技術を活用し、被災前の現状の地形データ、精密標高データ等を入手する。
- ・ 被災状況等の迅速な把握に資するよう、重要な施設周辺を対象にCCTV等の増設を進める。
- ・ 各地方整備局等に配備する災害対策用へりの計画的な更新を進め、ヘリの広域的な応援体制を強化し、早期に迅速な被災状況の把握が出来るように、体制の確保を図る。
- ・ 被害状況調査を常時支障なく実施できるよう、巡視船艇・航空機の整備を実施。引き続き体 制の強化を進める。

第2 全国からのTEC-FORCE派遣

○ 首都直下地震におけるTEC-FORCE活動計画に基づき、発災後、全国の地方整備局等か

ら、迅速かつ的確にTEC-FORCEを派遣と応急対策活動を実施する。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 発災直後から概ね7日~10日目までの間の派遣に対応できるよう、隊員の装備や後方支援 も含め、地方整備局等において、次の内容等を定めた「TEC-FORCE活動計画」を策 定し、関係機関で共有する。
 - →応急対策活動を迅速・的確に実施できるよう、全国の地方整備局等から派遣する隊員数、 災害対策用資機材の種類と量、移動手段やルート、進出拠点等
 - →要員の交代も想定し、東日本大震災での経験も踏まえ、派遣可能な最大数の編成
 - →第一次派遣隊には、特に経験が豊富で自らがその場で一定の判断が可能な者の動員
 - →大規模土砂災害等に対し、高度な技術指導等を行うための専門知識を有する者を選定するなど、高度技術支援体制の確保
 - →地方整備局ごとに派遣地域をある程度集約するとともに、交代や資機材補給等の拠点、 搬送等の協力業者等の選定
- TEC-FORCEが使用する車両(緊急自動車を除く)については、緊急通行車両として 登録するとともに、レンタカー会社やタクシー会社等と利用協定をあらかじめ締結するなど、 迅速な移動手段を確保する。
- ・ 応急活動で必要となる燃料等を確保するため、関係機関と協定を締結する等、燃料供給体制 を確保する。
- ・ 災害対応にあたる人材の育成や関係機関と連携した広域かつ実践的な防災訓練の実施、 I C T や I O T の活用等により、 T E C - F O R C E の災害対応力向上を図る。
- ・ TEC-FORCE隊員を支援できる民間人材の確保やTEC-FORCEの活動をマネジメントする機能の強化など、TEC-FORCEの体制・機能の拡充・強化に努める。
- ・ 様々な状況下において隊員が十分な行動をとれるよう、過去の災害対応の教訓等を踏まえつ つ、通信機器等の隊員の携行品の充実・強化を図る。

第3 住民や事業者等からの情報収集

- O 首都直下地震では、被害の拡大や社会の混乱等を防ぐため、発災直後の迅速な情報収集が極めて重要になる。
- O そのため、国土交通省は、地域住民、建設業者等の民間事業者の協力を得ながら、様々な手段で情報収集を行うものとする。

- ・ 初動時における建設業者・交通関係事業者等と情報収集への協力者との協定等を締結しておくとともに、情報収集・伝達・集約の手段について定める。
- ・ 短時間のうちに大量に寄せられる被災情報等を迅速に集約・整理するためのシステムを開発・ 導入する。
- ・ 災害発生時に被災地を運行中のバス・タクシーによる被災映像等の情報提供又はタクシー無線の活用が行えるよう、国土交通省・地方自治体と関連事業者との連携強化を推進する。

第4 被災情報等の統合災害情報システム(DiMAPS)への集約と共有

○ 首都直下地震発生直後の極めて厳しい状況下においても円滑な応急活動が可能となるよう、 国土交通省は、「統合災害情報システム(DiMAPS)」等を用いて災害初動期の情報収集・ 共有体制を強化するとともに、DiMAPS等を活用し、関係機関との情報共有体制を強化す る。また、関係機関と連携しつつ、収集した被災情報等をあらかじめ作成した電子防災情報図 に集約・分析・共有するDiMAPSとともに、これを活用して可能な限り一般にも情報を提 供し、避難行動等を支援する。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 膨大な災害情報を地理院地図上に集約し、迅速に把握・共有することができるDiMAPS を平成27年9月より運用し、災害対応戦略の立案に活用するとともに、ほぼ全ての情報を 一般公開している。
- ・ 円滑な応急対策活動が可能となるよう、国土地理院を中心に津波浸水想定区域等の基礎的な 情報を事前にDiMAPSに集約する。
- ・ 関係機関とDiMAPSを共有するとともに、訓練等を通じて実際においても十分活用できるようにする。

第5節 被災者の救命・救助

- 第1 沿岸域における被災者の捜索救助
- O 東京湾沿岸域や神奈川県、千葉県、茨城県の太平洋沿岸域においては、地震や津波による多数の行方不明者や孤立者が発生することが想定されるため、国土交通省は、迅速な捜索救助活動を実施する。
- O また、上記海域において船舶の漂流・転覆・座礁、海上及び臨海部の火災、危険物等の流出、 多数の漂流物等が発生することが想定される。一方で、現有する庁舎や海上保安庁等の船舶 等にも重大な被害が発生するおそれがある。

そのため、国土交通省は、あらかじめ策定した動員計画に基づき全国から海上保安庁の船艇、 航空機を動員し、関係機関とも連携しながら、対応勢力が不足する初動期においては人命救 助(火災・危険物等流出事故への対応を含む)を最優先として対応し、緊急性等も考慮しつ つ、順次、人員・物資の緊急輸送等を実施する。

- ・ 東京湾における効果的な海上交通管制の構築により、海上交通機能の維持とダメージを最小 化し、被災地への海上輸送ルートの確保に向けた体制が整ったところである。非常災害発生 周知措置等に係る定期的な訓練の実施に努める。
- ・ 警察・消防等の関係機関と連携した合同訓練等を通じ、捜索救助能力の維持・向上、関係機 関との連携・協力体制の充実等を図る。
- ・ 東日本大震災で得られた教訓や首都直下地震で想定される事態を踏まえ、緊急時対応のため

の巡視船艇・航空機の整備を進める。

第2 状況に応じた優先的な道路啓開の実施等

O 首都直下地震では、被災地内の多くの道路において、激しい渋滞等による道路啓開作業の遅れに伴い、救命救助・消火活動、支援物資輸送などの緊急車両の通行が阻害され、被害が拡大するおそれがある。

そのため、国土交通省は、自動車のプローブ情報等を活用し被災状況の迅速な把握と共有を 実施するとともに、関係機関や業界等と連携しつつ、状況に応じた優先的な道路啓開を実施 する。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 官民の保有する自動車のプローブ情報等のビッグデータの活用やカメラ、バイク・自転車隊 による調査のほか、UAVによる調査により、早期に被害状況を把握し、災害対応の強化を 図る。
- ・ 発災後に道路状況に関する情報共有や啓開作業の調整等を行うため、道路管理者等関係機関 による協議会を活用する。
- ・ 発災後に道路啓開に必要な重機やレッカー車等を確実に確保するため、建設業界やレッカー 業界等との災害協定を締結する。
- ・ 様々な震源を想定し被災パターンに応じた道路啓開計画を策定し、関係機関と共有する。
- ・ 電柱倒壊による道路閉塞を防止するため、電線共同溝の整備など無電柱化を推進する。
- 緊急車両の円滑な移動のため、首都高速と一般道路等を連携させた緊急輸送ルートの確保方 策について検討を推進する。
- ・ 発災時には、被災地域内の交通負荷を可能な限り軽減するため、広域迂回への誘導、緊急交差点改良、他モードとの交通連携等ソフト・ハードの渋滞対策を検討する。
- ・ ライフラインの早期復旧に向け、道路啓開による支援を行うことを想定し、関係機関との連携体制について検討する。
- ・ 様々な震源を想定し被災パターンに応じた道路啓開計画をもとに、役割・連携方法を確認するなど実効性を高める取組を推進する。
- 緊急自動車の通行に支障を及ぼさないよう、優先して開放する踏切の指定に向けた関係者間の協議や地震後の踏切の状況等に関する情報共有のための緊急連絡体制などを整備する。

第3 陸海空の総合啓開

O 発災後、道路、港湾、航路、空港、河川は、施設の被災等により寸断されると想定されるが、 そうした状況下においても、被災者の救命・救助を行う自衛隊や消防、警察等の一刻も早い 被災地への進出・展開を支援するため、被災地への進出経路(緊急輸送ルート)を迅速に確 保する必要がある。特に、首都直下地震では、都心の深刻な渋滞等により道路の通行が困難 な状況が発生すると想定されるため、迅速な代替ルートの確保が必要となる。

そのため、国土交通省は、関係機関と連携しつつ、道路、港湾、航路、空港、河川を総合的

に活用した緊急輸送ルートを設定するとともに、それらを確保するための総合的な啓開(総合啓開)や緊急排水に関する計画をあらかじめ策定し、発災後は、これに基づく重点的な啓開・排水作業を実施する。

<平時から準備しておくべき事項>

- 緊急輸送ルートの総合啓開に関する計画には、次の内容等を定める。
 - →各施設の規模、維持管理水準や老朽化の程度等も踏まえた被害想定
 - →想定される広域的な救援等の種類と規模
 - →啓開や緊急排水活動・緊急活動・避難・防災・医療(DMAT等)・輸送の拠点、発電 所等ライフライン重要拠点(なお、拠点確保にあたっては基幹的広域防災拠点、道の駅、 PA・SA、空港、公園、総合病院等の既存施設を最大限活用)
 - →代替機能を有する施設(河川の緊急用河川敷道路、船着場、臨港道路等を含む)
 - →緊急輸送道路や緊急確保航路等を使用した後方支援拠点から避難・防災・医療等の各拠 点までの緊急輸送ルート案(複数案)
 - →緊急輸送ルート案や各拠点の重要度等を踏まえた啓開や緊急排水の優先順位・目標時 間の設定
 - →啓開活動を実施するために必要な後方支援拠点と体制、資機材、補給対応
 - →救命・救助活動を実施する関係機関等に対して、緊急輸送ルートの啓開作業の進捗状況 を迅速に情報提供するための体制整備
- ・ 道路及び航路等の啓開や緊急排水に必要な関係機関との連携を強めるため、建設業者、専門業種(レッカー、カッター等)、建設機械レンタル業者との協定締結を進める。
- ・ 緊急輸送ルートのうち、特に重要な路線等について、耐震補強や落橋防止装置の整備、代替 ルート・施設の整備、沿道建築物の耐震化など、被災を最小化する措置を重点的に講じる。
- ・ 港湾における緊急輸送路等の早期回復を目的として、水深に異状を生じたおそれがある場合に、必要に応じて水路測量等を実施するため、所要の資機材等の整備等を進める。また、 航路標識の応急復旧用資機材の整備等も進める。
- ・ 東京湾に指定されている緊急確保航路について、発災時に早急に応急復旧が可能となるよ う、航路啓開作業の訓練等を実施する。
- ・ 改正災害対策基本法による臨港道路の支障物件撤去について、港湾管理者による応急公用 負担権限の行使が円滑に進むよう、道路啓開作業の訓練等を実施する。
- ・ 改正港湾法に基づく非常災害時の国土交通大臣による港湾施設の管理制度や港湾管理者、 関係機関等と連携した訓練を踏まえ、港湾BCPの改善を図る等、円滑な被災地支援体制の 構築と社会経済活動の早期回復を図る。

第4 救命・救助活動の支援

O 自衛隊や消防等による発災直後の救命・救助活動は、大規模土砂災害の発生現場や津波被害 地域で実施されると想定され、二次災害を防止するためには、現場の状況や危険度を活動主

体に的確に伝えることが求められる。

そのため、国土交通省は、被災や地形・地盤状況を示す写真・地図・画像、浸水範囲図等、 被災前後の詳しい現地情報を収集・集約し、今後の拡大見込み等を救命・救助活動実施主体 に情報提供並びに助言を行う。

- O 救命・救助活動においては、部隊の活動拠点の確保が重要な課題となる。 そのため、国土交通省は、所管する基幹的広域防災拠点や防災拠点として位置付けられた都 市公園等については、救命・救助活動の拠点として提供する。
- O 多数の負傷者等の発生が想定されるため、自動車運送事業者等からの協力を得つつ、負傷者 等の緊急搬送を支援する。
- O 救援航空機の安全確保のため、被災地周辺の空域について、関係機関からの要請に応じ、救援機以外の航空機に対する飛行自粛の協力要請等を行う。
- O 救命救助活動にあたる各機関の全国からの動員・集中を支援するため、関係機関と連携して、 フェリー等の船舶を活用した輸送を実施する。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 二次被害の発生予測に資するため、測量用航空機・人工衛星等を活用した被災状況調査結果 など地理空間情報の速やかな提供が可能となるよう統合災害情報システム(DiMAPS) の活用を進める。
- ・ 自衛隊や消防等による救命・救助活動の拠点等となる基幹的広域防災拠点の早期運用体制の 確立や都市公園の整備の支援を進める。
- ・ 負傷者等の緊急搬送について、自動車運送事業者等及び関係機関とあらかじめ協定を締結す るなど、発災直後の迅速な行動に資するよう、準備を整える。
- ・ フェリーによる自衛隊、消防、警察等の輸送を実施するため、船舶手配に係る情報管理体制 の構築を進める。
- ・ 人命救助のために重要な発災から72時間を考慮した迅速な広域応援部隊の輸送を実現。
- ・ 警察庁、消防庁、防衛省及び民間フェリー事業者等と連携し、南海トラフ地震及び首都直下 地震発災時に民間フェリーで広域応援部隊を迅速に輸送するための海上輸送対策を策定。
- ・ 旅客船事業者団体に対し広域応援部隊の優先的輸送への協力を要請。
- ・ 北海道からの広域応援部隊の輸送にかかる民間フェリー事業者において、スペース確保の ための運用方針を策定。
- ・ 定期的に連携強化のための検討会を開催(年2回)するとともに合同図上訓練を実施。
- ・ 洋上における効果的な災害対応に資することを目的として、必要な情報の提供を実施。

第6節 被害の拡大防止・軽減

- 第1 コンビナート火災・油流出等への対応
- O 東京湾は沿岸部に工場やコンビナート等が集積し、かつ1日平均600隻の船舶が航行する 海上交通の過密な海域でもあるため、地震による被災に伴い、火災、危険物等の海域への流

出等が発生し、被害が拡大するおそれがある。

そのため、国土交通省は、港湾管理者等関係機関と連携・協力しつつ、救助・救援、消火等を迅速に実施する。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 民間企業や消防等関係機関との連携を図るため、官民一体となって訓練を実施する。
- ・ 民間企業が所有する工場の耐震化や護岸・岸壁の適切な維持管理、航路沿いの護岸の耐震化、 必要な資機材の準備等、地震発生時の被災を軽減する事前対策を促進する。
- ・ 海上保安庁による消火・災害対応能力を強化するため、巡視船艇の必要な整備を進める。
- ・ 東京湾において、地震発生時における船舶の一時退避場所を確保する。
- ・ 石油コンビナート防災訓練に参加し、自治体や消防など関係機関との連携の強化を図る。

第2 複合災害への対応

○ 墨田区や江東区等の海抜ゼロメートル地帯においては、地震の強い揺れに伴い、排水機場の機能不全等により大規模な浸水被害が発生することが想定される。また、堤防や水門等の沈下・損壊に伴い洪水・高潮により浸水被害が発生するおそれがあり、さらに、満潮時や異常潮位発生時には浸水域が拡大・深刻化することになる。

そのため、国土交通省は、関係機関と連携して重点的に事前対策を推進するとともに、河川 堤防等の緊急復旧や緊急排水を実施する。また、浸水があらかじめ予測できる場合は、関係 機関と連携し、防災行動計画による避難等の支援を実施する。

O 首都圏には、住宅密集地など斜面崩壊等による被害が甚大となる地域が多数存在しており、 これらの地域では、地震後の降雨等により緩んだ地盤の崩壊や河道閉塞の決壊等、被害の拡 大・深刻化も懸念される。

そのため、国土交通省では、膨大な斜面崩壊等による被害想定箇所についてあらかじめリスク評価を実施するとともに、地震発生後、この評価に基づいた重点的な点検・応急対策を実施する。

- ・ 首都直下地震と洪水・高潮が複合して発生する場合に浸水するおそれがある墨田区や江東区 等の海抜ゼロメートル地帯等において、関係機関等と連携し、海岸・河川管理施設の被災想 定箇所を把握し、防潮堤や水門等の海岸・河川管理施設等の整備、耐震化・耐水化等の対策 を推進する。
- ・ 複合災害による浸水を想定し、河川堤防等の緊急復旧や浸水区域における緊急排水に関する 計画を策定する。
- ・ 浸水に対する地下街等の自衛水防を支援するとともに、混乱なく迅速な避難に資するよう、 防災行動計画 (タイムライン) の活用についても検討を進める。
- ・ 関係自治体と連携し、首都直下地震及び地震後の降雨等で斜面崩壊等による被害が想定される箇所についてリスク評価を実施する。
- ・ 斜面崩壊等の被害が想定される箇所におけるリスク評価に基づき重点的な緊急点検・応急対

策の実施が可能となるよう、緊急点検計画を策定するとともに、訓練等を実施する。

- ・ 河道閉塞等の大規模土砂災害に係る緊急調査や応急対策に必要な資機材等の整備及び訓練・ 研修を実施する。
- 第3 あらゆる手段による迅速なインフラ復旧と代替輸送
- O 首都直下地震では、首都中枢機能を担う国土交通省の所管施設で多数の被災が発生すると想定される。これらの施設の機能停止や低下は、首都圏のみならず、全国や世界にも影響が及ぶものであり、その迅速な復旧と機能回復は、特に強く国土交通省に求められる。そのため、国土交通省は、事前の備えも含め、あらゆる手段を駆使して迅速な応急復旧を行う。
- O 特に、首都圏数千万人といわれる通勤者の主要な交通手段である鉄道の復旧に時間を要する 場合には、関係事業者等と連携し、鉄道不通区間における迅速な代替輸送を実施する。

- ・ 発災後、道路・港湾・航路・空港・鉄道等の復旧の全体調整と効率的な復旧等に資するよう、 関東ブロックの地方支分部局が中心となり、関係機関や地方公共団体と連携した取組を進め る。
- ・ 応急復旧のためのがれきの一時仮置き要請に対応するため、公園等の活用についても検討を 進める。
- ・ 関係機関と連携し、船舶での燃料輸送等を円滑に行うため、船舶手配に係る情報管理体制の 構築を進める。
- ・ 迅速な応急復旧に資するよう、地籍整備を推進する。
- ・ 所管する施設等で甚大な被害が多数発生することが想定されるため、応急復旧用資機材等の 整備・充実を進める。
- ・特に、緊急輸送道路等の防災・減災対策として、橋梁耐震対策、斜面崩落防止対策、避難路、 避難階段等の整備、道の駅等の防災拠点化等を推進する。また、道路の閉塞、電力の供給停止、住宅・建物の損壊等を防ぐため、無電柱化を推進する。
- ・ 災害時の緊急復旧活動等を円滑に行うため、緊急河川敷道路や防災船着き場、河川防災ステーション等の整備等の対策を実施する。
- ・ 鉄道の復旧に時間を要する場合に備え、鉄道不通区間における迅速な代替輸送等を実施する ために、関東ブロックの地方支分部局を中心に関係機関や地方公共団体と連携しつつ、バス や航空機の活用など交通モード横断的な旅客輸送確保マニュアルを策定する。
- ・ きめ細かく、柔軟な復旧を可能とする折り返し施設の整備等、地震による機能低下の抑制にも効果のある鉄道施設の改良を図る。
- 第4 非常災害時における国による港湾の管理等
- 東日本大震災の発生後、津波により港内外に大量の貨物が流出し、航路を塞いだことで、緊 急物資船をはじめとする船舶の航行が困難となった。そのため、一般水域のうち災害が発生

した際に障害物により船舶の交通が困難となる恐れのある水域を緊急確保航路として指定 し、非常災害時には国により迅速に航路啓開作業を実施する。

- O 非常災害時においては、複数の都道府県に被害が及ぶことが想定されるため、緊急物資輸送 の中継拠点や広域支援部隊のベースキャンプとして機能する拠点が必要となる。そのため、 首都圏及び京阪神都市圏に基幹的広域防災拠点を整備し、災害時は国により運用する。
- 熊本地震発の発生後、通常の貨物船に加え、自衛隊・海上保安庁等の支援船舶が集中したことにより、港湾が過度に混雑し、港湾利用者との円滑な調整等に支障が生じた。 そのため、港湾管理者から要請があり、地域の実情等を勘案して必要があると認められるときは、国が港湾施設の利用調整等の管理業務を実施する。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 東京湾に指定されている緊急確保航路について、発災時に早急に応急復旧が可能となるよう、 航路啓開作業の訓練等を実施する。
- ・ 大規模災害発生時に緊急物資輸送の中継拠点や広域支援部隊のベースキャンプとして機能 する全国で2箇所の基幹的広域防災拠点において、緊急物資輸送等の訓練を行い運用体制 の強化を図る。
- ・ 非常災害が発生した場合における港湾機能の維持を図るため、関係機関と連携し、防災訓練の実施、港湾BCPの改善等の災害対応力強化に取り組む。

第5 被災建築物等応急危険度判定活動

O 首都直下地震により住宅・建築物の被災が想定される地域では、その後の地震活動に伴う建築物の倒壊等による二次被害の発生も想定される。

そのため、国土交通省は、発災後実施される被災建築物応急危険度判定や被災宅地危険度判 定が円滑に行われるよう、被災した地方公共団体に対して応急危険度判定士等の派遣の支援・調整を行う。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 発災後、多数の専門家を派遣することが想定されるため、あらかじめ被災建築物応急危険度 判定士、被災宅地危険度判定士の育成等を進めるとともに、派遣計画を策定する。
- ・ 地震による人的被害、経済被害を軽減するため、天井、エスカレーター等の非構造部材を含めた住宅・建築物の耐震化を促進する。

第6 災害対策用機械の大規模派遣

○ 首都直下地震におけるTEC-FORCE活動計画に基づき、発災後、全国の地方整備局等から、迅速かつ的確な災害対策用機械等の派遣を行う。

- ・ 国土交通省が所有する災害対策用機械の諸元・性能のデータベースの整備を進める。
- ・ 応援派遣された機械の集結方法、指示系統、メンテナンス体制、燃料供給体制等について、

派遣の長期化も踏まえた計画を策定する。

- ・ 災害対策用機械や無人化施工機械を運用する技術者や技能者を確保するとともに、訓練を行い、技術力や現場対応力を向上させる。
- ・ 新たな災害対策用機械の開発に向けた検討や、現有機械の高度化に関する検討を行い、計画 的な配備を進める。

第7 世界に向けた情報発信

O 首都直下地震により様々な首都中枢機能の停止等が発生した場合、特に経済分野等において 世界的な影響が懸念され、情報不足等によって影響が深刻化・長期化する場合も想定される。 そのため、国土交通省では、海外諸国に対して、平時及び被災後において、容易に防災情報 を入手できるよう国土交通省の対策計画の内容やインフラの復旧状況等について、情報発信 を行う。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 国連防災世界会議等の国際会議を通じて、国土交通省の対策等を周知する。
- ・ 発災後、刻々と変化する被災状況等についても、可能な限り海外諸国へ情報提供を行うため の専門チームを国土交通省防災センター内に設置する。

第7節 被災した地方公共団体支援

第1 リエゾンの派遣

O 首都直下地震では、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県の多くの地方公共団体が甚大な被害 を受け、防災機能の喪失など、発災直後から深刻な状況に陥ることが想定される。

そのため、国土交通省は、全国的な組織を最大限活用し、本省及び全国の地方支分部局から 被災した地方公共団体にリエゾンを派遣し被害状況を把握するとともに、防災機関としての 機能を喪失した地方公共団体に代わり、地方公共団体や被災者等のニーズを直接把握し、必 要とされる支援に全力で取り組む。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 地方整備局等からのリエゾンの派遣にあたっては、首都直下地震におけるTEC-FORC E活動計画に基づき、深刻な被害が想定される地方公共団体に速やかに派遣するとともに、 経験が豊富でその場である程度の判断が可能な職員を派遣するよう、最大限配慮する。
- ・ 本省からのリエゾンの派遣にあたっては、事前に、出身地や勤務経験地、過去の災害対応の 経験などの情報も含めた派遣候補者のリストを整理し、発災時に直ちに職員を派遣すること ができるように備えておく。
- ・ 気象庁防災対応支援チーム (JETT) を地方公共団体の災害対策本部等に派遣し、地震活動や気象に関する情報提供、解説を行い、地方公共団体等の防災対応を支援する。
- ・ 東日本大震災から得られた教訓等を踏まえ、被災した地方公共団体や被災者のニーズを想定 し、当該地方公共団体や関係機関等と連携しつつ事前計画を策定しておく。

第2 情報通信機材等の派遣

○ 首都直下地震におけるTEC-FORCE活動計画に基づき、発災後、全国の地方整備局等

から速やかに、衛星通信車、Ku-SAT、i-RAS、公共 BB 等の情報通信機材を派遣し、被災状況の把握及び出動準備に着手するとともに、地方公共団体等からの要請等に対応する。

<平時から準備しておくべき事項>

・ 甚大な被害が想定される地方公共団体については、当該地方公共団体や関係機関と連携しつ つ、情報通信機材や災害対策資材を用いた合同訓練や自治体災害時支援台帳の整備を実施す る。

第8節 被災者・避難者の生活支援

- 第1 避難者に必要な物資の広域輸送
- O 首都直下地震では、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県を中心に数百万人の避難者が発生すると想定されており、避難者への大量の生活支援物資の輸送が重要な課題になると想定される。
 - そのため、国土交通省は、自動車運送事業者や鉄道事業者、海運事業者、航空事業者等の協力を得つつ、被災地や避難所への広域的な支援物資の輸送体制を構築する。
- O 国土交通省は、広域的な支援物資の輸送を支えるため、所管する道路、港湾、航路、空港等施設の総合啓開や応急復旧等を実施する。
 - 特に陸上からの輸送に加え、東扇島の基幹的広域防災拠点、京浜港や羽田空港、荒川等を活用した海上からの輸送について、国土交通省の総力を挙げて取り組む。
 - その際、重要なルートとなる航路については、地震や津波による地形変化、海底に沈降した 車両等により海底の状況が大きく変化することから、関係機関と連携しつつ航路障害物等の 調査を行い同障害物の引き上げを実施するとともに、航路啓開作業の進捗に合わせ水深を確 認するための水路測量を実施して、結果を関係者に提供する。
- O 地震に伴う土砂災害や津波による道路の寸断等により、山間部や沿岸部、または離島において集落の孤立が発生するおそれがある。
 - そのため、国土交通省は、緊急調査等により集落孤立の状況を速やかに把握するとともに、 救命・救助等を実施する自衛隊や消防等に対して的確な情報提供を行う。また、これらの機 関や地方公共団体と調整しつつ、迅速かつ重点的な道路啓開等に努める。

- ・ トラック輸送については、物資輸送の担い手となる関係事業者等と協議会等を開催し、緊急 時の連携等について認識を共有しておくとともに、地方公共団体と関係事業者等における発 災時の物資輸送の実施に関する協定締結等を促進する。
- ・ 海上輸送についても、地方公共団体と関係事業者等における発災時の物資輸送の実施に関する協定締結・地方公共団体向けのマニュアル作成等を促進するとともに、船舶手配に係る情報管理体制の構築を進める。
- ・ 物資輸送の上で、極めて重要な施設については、発災後も速やかに活用できるよう、耐震化、 道路の斜面崩落防止対策、耐震補強等の対策を重点的に推進する。
- ・ 基幹ネットワークの強化と代替性を確保するため、首都圏3環状道路等の整備を推進する。

- ・ 発災時に円滑に海上輸送ルートの活用が可能となるよう、港湾の事業継続計画の策定、代替 輸送ルートの設定や代替港湾の利用に係る関係者との体制構築、港湾間の災害協定等を推進 する。
- ・ JR貨物の高性能機関車等の整備に対する支援策を通じて、災害に強い鉄道ネットワークの 構築を促進する。
- ・ 防災体制を強化するため道の駅、SA・PA等の防災拠点化を推進する。
- ・ 広域的な支援物資の物流拠点となる基幹的広域防災拠点や物流拠点となることが想定される 都市公園や民間事業者の施設等については、発災後の速やかな使用を想定し、必要な対策を 進める。
- ・ 首都圏(有明地区、東扇島地区)等においては、基幹的広域防災拠点等としての機能強化を 図るため、定期的に地域ブロック広域訓練を関係機関と連携して実施するものとする。
- ・ 海上保安庁の巡視船艇・航空機の物資輸送能力を強化するために必要な整備や航路啓開、水 路測量作業に必要な装備、資機材の整備を進める。
- ・ 東京湾における効果的な海上交通管制の構築により、海上交通機能の維持とダメージを最小化し、被災地への海上輸送ルートの確保に向けた体制が整ったところ、非常災害発生周知措置等に係る定期的な訓練の実施に努める。
- ・ 発災時の輸送路としても活用可能な緊急河川敷道路や防災船着き場の整備等の必要な対策を 実施する。
- ・ 地方公共団体等と連携して孤立のおそれがある集落等をあらかじめ抽出し、発災後の孤立集 落調査に向けた事前計画を策定する。
- ・ 孤立により困難となる通信手段の確保については、通信用機材の提供も含め、関係機関と連携して対応方策を検討する等、事前の準備を進める。
- 離島についても、災害時における孤立防止等のための防災機能の強化を図る。
- ・ 災害時に活用可能な民間物資拠点の新規追加、既締結協定の高度化、ラストマイルを含む支援物資輸送に係る課題の分析、対策の検討、訓練の実施等により、災害に強い物流システムの構築を推進する。
- ・ 災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」 として指定し、機能強化、重点支援を実施する。また、道路啓開・災害復旧を国が代行する ことにより、早期の機能確保を図る。

第2 避難場所の拡大

O 首都直下地震では、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県を中心に数百万人の避難者が発生すると想定されており、避難場所の確保が重要な課題になると想定される。

そのため、国土交通省は、避難場所として位置づけられた都市公園を避難者の受入先として 活用するとともに、民間事業者が所有するホテル・旅館や船舶等について、民間事業者の協力を得つつ、避難者の受入先としての活用を促進する。

- ・ 備蓄倉庫や耐震性貯水槽等の災害応急対策施設を有し、避難場所としての機能を発揮する都 市公園の整備を支援する。
- ・ 災害時に、ホテル・旅館等宿泊施設を避難受入施設として迅速に提供できるようにするため、 宿泊関係団体等と自治体との協定の締結を促す。

第3 生活用水と衛生環境の確保

O 首都直下地震では、水供給システムや下水処理場・管路が甚大な被害を受けると想定され、 広域にわたり生活用水の供給が停止するおそれや、発災からの時間経過とともに避難所での 衛生環境が悪化するおそれがある。

そのため、被災時にも安定した生活用水の供給が可能となるよう、利水施設管理者間が連携して対応する。

O また、下水道管理者は、国土交通省及び地方公共団体、関係機関による広域支援体制を構築 しておくとともに、避難者等の衛生環境の確保に資するよう、簡易な下水処理やマンホール トイレシステムを設置する。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 緊急時のトイレ洗浄用水、消防用水等に活用できる水を確保するためにも、平時より雨水・ 再生水の利用を進めるよう必要な支援に努める。また、流域における地下水マネジメントの 取組を推進し、危機時における代替水源として地下水の活用を図るためにも、持続可能な地 下水の保全と利用を推進する。
- ・ 多くの避難者が想定される地域等については、浄水場及び下水処理場や管路が致命的な被害を受けないよう、施設の耐震化・耐津波化を促進するとともに、BCPの策定を速やかに実施する。
- ・ 生活用水が不足する事態に備え、可搬式浄水施設・設備の設置等について検討するなど対策を進める。

第4 被災者向け住宅等の供給体制の整備

O 非常に多くの応急仮設住宅等が必要となるため、建設用地や事業者・資材の円滑な確保が課題となるとともに、被災地域が広域にわたるため、複数の広域支援体制の整備等の事前準備が必要となる。

そのため、国土交通省は、通常のプレハブ型の応急仮設に加え、地元企業の活用による「木造応急仮設住宅」の建設や、民間賃貸住宅を活用した「借上型仮設住宅」、公的賃貸住宅(公営住宅、UR賃貸住宅等)等、多様な手法を使った被災者向け住宅等の供給について、内閣府等の関係府省と連携して支援する。

- ・ 応急仮設住宅については、地方公共団体へのマニュアル作成とそれに基づく訓練の呼びかけ や、被災者向け住宅の円滑な確保のための関係団体等と都道府県との間の災害協定締結を支 援する。
- 避難所として位置づけられたホテル・旅館等の耐震化を促進する。

第9節 施設等の復旧、首都圏の復興

- 第1 将来的な国土像や長期的なインフラ等の計画
- O 地震発生後の首都圏の迅速で力強い復興は、国土交通省の重要な使命になる。その復興にあたっては、地方公共団体や事業者が長期的な視点に立ち、戦略的なまちづくりやインフラ整備を進めていく必要がある。

そのため、国土交通省は、こうした取組に資するよう、国土のグランドデザインをはじめとする将来的な国土像や長期計画等を明確に示す。

<平常時から準備しておくべき事項>

- ・ 国土の将来像を示す「国土のグランドデザイン」を策定するとともに、事前の復興計画の準備等についての検討を進める。
- ・ 港湾については、コンテナ船の更なる大型化や基幹航路の再編等を踏まえ、国民の雇用と所得の維持・創出を図るため、国際コンテナ戦略港湾である京浜港において、大水深コンテナターミナルの機能強化等を推進する。
- ・ リニア中央新幹線については、建設主体であるJR東海が、全線開業に向け、国・地方公共 団体等と連携・協力しつつ着実に整備を推進する。
- ・ 羽田、成田の首都圏空港については、機能強化に向けて羽田空港の飛行経路見直し、成田空港の第三滑走路の整備等により、ニューヨーク、ロンドンに匹敵する世界最高水準の発着容量年間約100万回の実現に取り組む。

第2 迅速な復旧に向けた取組

O 発災後、一日も早い生活再建に向け、インフラの迅速な復旧が急であり、「災害査定の効率 化」をはじめとした災害復旧事業の迅速化・効率化の支援を実施する。

そのため、インフラの復旧をより迅速に実施できるよう、被災自治体の支援や、民間事業者 等との連携を一層進めていく。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 大規模災害発生時に迅速かつ円滑に災害査定を行うため、平成29年1月から運用を開始した「大規模災害時の災害査定の効率化(簡素化)及び事前ルール化」について、地方公共団体への説明会の開催により周知を図る。
- ・ 迅速性が求められる災害復旧や復興において、工事の緊急度や実施する企業の体制等を勘案 し、随意契約を含め適切な入札契約方式等を選定する基本的な考え方を示した「災害復旧に おける入札契約方式の適用ガイドライン」を平成29年7月に国において策定し、地方公共 団体に対しても、ガイドラインを参考とするよう通知するとともに、地域発注者協議会等を 通じて内容を周知する。また、調査及び設計業務においても同様の措置を講じる。
- ・ 被災した鉄道路線の早期運転再開に向け、道路・河川等関係者と連携した取組を行うための 体制を整備する。

第3 迅速な復興に向けた支援

O 多くの首都圏に住む人々の安全・安心の確保や日本全体、または海外への経済的影響を最小

限にとどめるためには、1日も早い首都圏の復興が求められる。

そのため、国土交通省は、地方公共団体による復興計画の策定を支援し、迅速な首都圏の復 興を目指す。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 地方公共団体が発災後、迅速に復興計画を策定できるよう、東日本大震災における課題等を 収集し、共有するなど事前の取組を進める。
- ・ 復興まちづくりの主体となる地方公共団体が被災後に、早期かつ的確に市街地復興計画を 策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討などの復興事前準備の取組を推進する。
- ・ 宿泊施設のキャンセルなど、観光業に深刻な影響が生じた場合に、幅広い関係者の協力を得ながら、「復旧状況等についての正確な情報発信」等により、風評被害の払拭に努め、いち早い被災地の復興を観光面から支援する。

第4 担い手の確保・育成

○ 災害時に「地域の守り手」としての役割を果たすために、平時から建設業や、地質調査業、 測量業及び建設コンサルタントの担い手を確保しておくことが重要であり、将来の担い手確 保・育成を図るため、長時間労働の是正及び週休2日の実現などの働き方改革、技能労働者 の処遇改善、生産性向上に向けた取組や地域建設業の受注機会の確保等を進めていく。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 令和6年6月に成立した「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法 律の一部を改正する法律」に基づき、処遇改善や働き方改革、生産性向上の取組を推進する。
- ・ 令和6年3月に中央建設業審議会が改定した「工期に関する基準」について、公共工事・民間工事問わず、周知徹底を図る。
- ・ 実勢を反映した設計労務単価や設計業務委託等技術者単価の設定などによる適切な賃金水準 の確保及び国庫債務負担行為や早期発注・繰越制度の活用による施工時期等の平準化のほか、 社会保険への加入促進や、学校での出前授業や建設業の魅力を伝えるポータルサイトによる 情報発信等の取組を推進する。
- ・ 業界と連携し、技能者の就業履歴や保有資格を業界横断的に蓄積し適正な評価と処遇につな げる建設キャリアアップシステムの構築、建設現場の生産性向上を図る「i-Construction」 の深化等の取組を推進する。
- ・ 公共工事の発注においては、分離分割発注の徹底や地域要件の設定を行うとともに、総合評価落札方式において、災害協定の締結状況や地方公共団体における工事の受注実績を評価し加点を行う等、地域企業の受注機会を確保する取組を実施する。

第10節 強い揺れへの備え

- 第1 住宅、建築物、宅地の耐震化等
 - O 首都直下地震では、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県を中心に強い揺れが発生し、全壊す

る住宅や建物等が最大で約17.5万棟発生すると想定されている。

そのため、こうした状況にあっても、人的な被害を最小限にとどめるため、戦略的に対策を 推進する。

- ・住宅・建築物については、不特定多数の者が利用する大規模建築物、地方公共団体の指定する避難路沿道建築物、防災拠点建築物に対する耐震診断の義務づけ等を内容とする、改正「建築物の耐震改修の促進に関する法律」や、耐震化に係る支援の充実により、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、令和2年までに少なくとも95パーセントにすることを目標とするとともに、令和7年までに耐震性が不十分な住宅を、同年を目途に耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消することを目標とする。
- ・ 災害時に帰宅困難者・負傷者等を収容するための拠点となる建築物について、施設整備・ 機能強化を促進する。
- ・ エレベーターについては、閉じ込め防止対策として、P波感知型地震時管制運転装置の設置を普及促進する。
- ・ 天井の脱落防止、エスカレーターの落下防止のための基準強化、既存建築物の改修の促進 により、建築物の非構造部材の耐震化を促進する。
- ・ 宅地については、大規模な盛土造成地の地すべりや崩壊のおそれのある区域を特定し、住 民に広く情報提供するとともに、液状化対策を含めた総合的な宅地の耐震対策を推進す る。
- ・ 地震動による液状化のリスクが相対的に高い地域を把握し、これを応急対策にかかる計画 に反映するとともに、これらを基にしたハザードマップを作成、公表することにより液状 化に対する住民の防災意識向上を図る。
- ・ ブロック塀等の安全確保に向けた取組を推進する。

第2 公共施設の耐震化等

- 発災後、公共施設等がいかに迅速に防災拠点や緊急輸送道路、また津波防御施設として機能するかは、被害全体の規模や復旧・復興に向けた活動を左右する、極めて重要な要素である。そのため、公共施設等については、これまで取り組んできた次に掲げる耐震性能の向上等に引き続き取り組むとともに、特に首都直下地震により深刻な被害を受ける施設や地域においては、対策完了時期を明示するなど進捗管理を徹底しつつ、戦略的に対策を推進する。
 - ・ 地震の強い揺れに伴う堤防や水門等の沈下・損壊により生ずる洪水・高潮による浸水被害 等から地域を守るため、河川・海岸堤防、水門・樋門、排水施設等について、地盤の改良 等の耐震・液状化対策を推進する。
 - ・ 災害時の緊急復旧活動等のための緊急用河川敷道路、船着場、河川防災ステーション等の 整備を推進する。
 - ・ 緊急輸送道路や避難所へのアクセス道、避難路等災害の被害の拡大の防止を図るために 必要な道路の無電柱化を推進する。

- ・ 災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送を「重要物流道路」 として指定し、機能強化、重点支援を実施する。また、道路啓開・災害復旧を国が代行 することにより、早期の機能確保を図る。
- ・ 発災後の国民の生活を1日でも早く日常に戻すため、水道施設及び下水道施設の耐震・液 状化対策を推進する。
- ・ 発災後の救命・救助活動への支援はもとより、被災地への広域的な物資輸送や1日も早い サプライチェーンの回復等による日本経済の復興に資するよう、緊急物資輸送や人流・物 流等の重要ルートとなる道路、港湾、航路、空港、鉄道等に関する施設について、耐震・ 液状化対策を推進する。
- ・ さらに、臨海部等の軟弱地盤の地域を中心に液状化対策を推進するとともに、耐震・液状 化対策の技術開発を促進する。
- ・ 発災時の利用者等の安全を確保する他、発災後の速やかな応急活動の開始や被災者等の避 難場所として機能を発揮するよう、庁舎等の耐震化を推進する。
- ・ 標識等の劣化状況に基づく緊急的かつ計画的保全工事及び耐震・耐波浪対策の計画的な 実施をする。
- O また、施設の機能を最大限に発揮させるため、所管施設等の的確な維持管理・更新を推進する。
 - ・ 想定する揺れに対して、施設の老朽化に起因する被害の発生・拡大を防止するため、施設 の特徴を踏まえた適切な点検による現状確認と、その結果に基づく的確な修繕を実施す る。
 - ・ その際、維持管理・更新に係る情報の整備や新技術の開発・導入等により、戦略的・計画 的に取組を推進する。

第3 地震観測の充実と長周期地震動対策

- O 首都直下地震に備えるため、地震の観測等を強化し、緊急地震速報を迅速かつ的確に提供する。
- O また、長周期地震動による超高層建築物等の大きな揺れ等が想定されることから、長周期地 震動による大きな影響が想定される地域や建築物等については、以下の取組を推進する。
 - ・ 発災直後の初動対応のため、長周期地震動に関する観測情報を発表する。また、長周期地 震動の予測技術の開発等、予報の発表に向けた取組を進める。
 - ・ 既存の超高層建築物等のうち長周期地震動による影響が大きいものへの対策の検討を進める。

第4 火災対策

O 首都直下地震では、家屋倒壊等により大規模な火災が発生し、最大で約41万棟が焼失する と想定されている。

そのため、こうした甚大な被害の軽減に資するよう、深刻な被害を受ける施設や地域におい

ては対策完了時期を明示するなど進捗管理を徹底しつつ、戦略的に対策を推進する。

- ・ 大規模な火災の発生が懸念される木造住宅密集市街地において、市街地や公園緑地等の整備、延焼遮断帯として機能する幹線道路等の整備、老朽建築物の除却と合わせた耐火建築物等への共同建替え、避難や消火活動の向上を図る狭隘道路の拡幅等、きめ細やかな対策を推進する。
- ・特に、都内を中心に連担している密集市街地の広域的解消を図るため、公的不動産等を種地 として活用した連鎖型の再開発事業等を推進・展開する。
- ・海上部やコンビナート等臨海部における火災への対応として、消防能力を強化した巡視船 艇の整備や民間企業等が所有する護岸や岸壁を含めたコンビナートにおける施設の適切な 維持管理、航路沿いの護岸の耐震化を促進する。
- ・ 火災対応を常時支障なく実施できるよう、巡視船艇・航空機の整備を実施した。引き続き 体制の強化を進める。

第5 土砂災害対策

O 地震により崩壊する危険性が高く、密集する住宅等への被害や防災拠点、重要交通網、避難 路等への影響、孤立集落発生の要因等が想定される土砂災害危険箇所について、対策施設の 整備を推進するとともに、地域住民の防災力を高めるための積極的・効果的な広報を含めた 警戒避難体制の整備等、ハード・ソフトー体となった効果的な土砂災害対策を推進する。

第 11 節 巨大な津波への備え

- 第1 避難路・避難場所の確保等
- O 延宝房総沖地震タイプや大正関東地震タイプの地震が発生した場合、襲来する津波により、 最大で約1.1万人が死亡すると想定されている。
 - そのため、こうした深刻な被害から国民を守るため、深刻な被害を受ける施設や地域においては、対策完了時期を明示するなど進捗管理を徹底しつつ、戦略的に対策を推進する。
 - ・ 地方公共団体による避難路や避難場所となる施設の事前の選定・整備について、必要となる施設規模、重要度、確保の優先順位等を踏まえ、必要な避難場所が確保されるよう指定 避難施設の指定及び協定避難施設に関する協定締結が促進されるよう支援する。
 - 特に、高台等が近くにない、避難困難地域における津波避難タワーの整備を促進する。
 - ・ 津波浸水地域に立地する官庁施設については、地域防災計画等を踏まえ、地域の一時的な 避難施設とするなどの地域ニーズに配慮した整備を図る。
 - ・ 道の駅や高速道路のSA・PA等への避難者の受け入れのため、避難場所、避難階段の整備や道の駅の防災拠点化を進める。
 - ・ 被災者の円滑な避難や被災地の復旧・復興活動の支援のため、避難地、防災拠点として位置付けられた都市公園の整備を進める。
 - ・ 避難路沿道建築物及び避難所となる施設の耐震化を促進する。
 - ・ 被災者・避難者の生活支援に資するよう、多くの避難者が想定される地域等については、 水道施設及び下水道施設の耐震化・耐津波化を促進する。

- ・ 津波・高潮防災ステーション等、津波・高潮に関する情報提供施設の整備を推進する。
- ・ また、避難行動の際、参考となる道路等における標高や津波実績高などの表示を積極的に 推進する。
- ・ 市町村によるハザードマップの作成や避難促進施設の所有者等による津波からの避難確保計画の作成を支援するとともに、津波ハザードマップを活用した避難訓練の実施と訓練による防災意識の啓発に努める。また、地域防災力向上のための防災教育を促進する。
- ・ 地震により発生が予測される津波の挙動を図示した津波防災情報図を整備・提供すること で、船舶の津波対策や避泊水域の検討など、港湾内の船舶の津波防災対策を支援する。
- ・ 東京湾における効果的な海上交通管制の構築により、船舶に対し警報等を迅速確実に伝達するとともに、危険な海域や避難海域等の情報を提供する体制が整ったところである。 非常災害発生周知措置等に係る定期的な訓練の実施に努める。
- ・ 住民や重要施設等の安全確保に資するよう、緊急地震速報を引き続き迅速かつ的確に提供する。また、住民等の避難に資するよう、津波警報等及び津波観測情報を引き続き迅速かつ的確に提供する。
- ・ 津波発生時の船舶及び旅客の安全で確実な避難行動の実施に向け、船舶運航事業者にお ける津波避難マニュアルの作成及び作成したマニュアルに基づく津波避難訓練の実施を 促進する。
- ・ 津波救命艇の機能要件、品質管理体制等をまとめた「津波救命艇ガイドライン」を平成 26年9月に策定した。津波避難タワー等の整備が難しい地域や、速やかな避難が困難 な幼児・高齢者・要介護者等が津波から身を守る有効な手段として、津波救命艇の普及 を推進する。
- ・ 船舶に対し警報等を迅速確実に伝達し、情報を提供するため、東京湾における一元的な 海上交通管制を構築。新東京湾海上交通センターの運用を開始し、非常災害発生周知措 置の体制を整える。

第2 津波防災地域づくりの推進

- 津波防災地域づくりに関する法律のフォローアップ等を踏まえ、推進計画や津波災害警戒区域の指定を推進するため、本省・地方整備局等の関連部局が一体となり支援する体制を構築する。
- O 津波防災地域づくりに関する法律に基づき、地域の実情を踏まえた津波防災地域づくりを推 進するため、都道府県、市町村等が実施する次の取組に対して支援する。

<都道府県の取組>

- ・ 基礎調査の実施
- ・ 津波浸水想定の設定
- 津波災害警戒区域等の指定

<市町村等の取組>

- ・ 推進計画の作成
- ・ 津波ハザードマップの作成
- 避難訓練の実施
- ・ 避難促進施設の所有者等による避難確保計画の作成
- ・ 高台等への移転(防災集団移転促進事業等)
- ・ 津波防護施設の整備・推進
- 第3 津波浸水を軽減させる河川管理施設の整備等
- O 津波により深刻な被害を受ける施設や地域においては、対策完了時期を明示するなど進捗管理を徹底しつつ、戦略的に対策を推進する。
 - ・ 津波から国土を守るとともに、沿岸住民等の避難のリードタイムを稼ぐため、河川管理施設・海岸保全施設等の整備や耐震・液状化対策を進める。
 - ・ 特に海岸部においては、津波に対して粘り強い海岸堤防の整備や防波堤と防潮堤による多 重防護、海岸の侵食対策を推進する。
 - ・ 水門等の確実な操作のため、水門等施設の耐水化を進めるとともに、短時間で数多くの水 門等を操作するため、津波浸水が想定される地域においては、重点的に水門等施設の自動 化・遠隔操作化を推進する。
- O また、施設の機能を最大限に発揮させるため、所管施設等の的確な維持管理・更新を推進する。
 - ・ 想定する揺れや津波に対して、施設の老朽化に起因する被害の発生・拡大を防止するため、 施設の特徴を踏まえた適切な点検による現状確認と、その結果に基づく的確な修繕を実施 する。
 - ・ その際、維持管理・更新に係る情報の整備や新技術の開発・導入等により、戦略的・計画 的に取組を推進する。
- 第4 津波防災性や信頼性の高い緊急輸送等の交通基盤施設の整備
- O 延宝房総沖地震タイプや大正関東地震タイプの地震による津波により道路、港湾、航路、空港、鉄道等の広域輸送を担うネットワークが寸断されると想定される。そのため、深刻な被害を受ける施設や地域については、対策完了時期を明示するなど進捗管理を徹底しつつ、戦略的に対策を推進する。
 - ・ 道路・港湾・航路・空港・鉄道等の広域ネットワークの確保
 - ・ 臨港道路等の整備
- 第5 災害対応体制の充実強化
- O 災害時における救助・救援活動、緊急輸送活動、海上緊急輸送ルートの確保等の応急対策業務をより一層強力に推進するため、巡視船艇・航空機等の整備等を着実に進める。
- 第6 被災想定地域における土地境界の明確化の推進
- O 迅速な復旧・復興や円滑な防災・減災事業の実施のため、地方公共団体等を支援して地籍調査を積極的に推進するとともに、国が被災想定地域において重点的に官民境界の基礎的な情

報を整備する。

第12節 防災力強化に向けた日頃からの備え

第1 防災訓練

- O 災害応急対策が迅速かつ円滑に実施されるよう、関係行政機関及び地方公共団体、関係公共 機関、関係事業者と連携し、大規模災害を想定した訓練を実施するものとする。
- O また、訓練の実施にあたっては、計画段階から多数の機関が参画する枠組みを活用するなど、 救援活動等を実施する関係機関との連携強化の推進に努めるものとする。
 - ・ 首都直下地震を想定した実践的な訓練(図上及び実働)を実施し、関係機関等との連携 を図る。
 - ・ 防災訓練は、逐次その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努める。
 - ・ 関係省庁、地方公共団体等が実施する訓練に積極的に参加する。
 - ・ 東京湾に指定されている緊急確保航路について、発災時に早急に応急復旧が可能となる よう、航路啓開作業の訓練等を実施する。
 - ・ 改正災害対策基本法による臨港道路の支障物件撤去について、港湾管理者による応急公 用負担権限の行使が円滑に進むよう、道路啓開作業の訓練等を実施する。
 - ・ 重要港湾以上の全ての港湾において策定されている港湾BCPの実効性を確保するため、BCPに基づく訓練を実施する。
- O 防災に関する専門的な知識の習得及び災害発生時における的確・迅速な対応能力の向上を図るため、国土交通大学校及び地方整備局等において模擬演習等のより実践的な研修を適宜取り入れた防災研修体制を確立し、防災業務に関係する職員の研修を強化するものとする。

第2 防災教育の推進

- O 住民一人一人が災害時に適切に避難できる能力養うため、子供から家庭、さらには地域へと 防災知識等を浸透させる防災教育の支援を推進するものとする。
 - ・災害時の写真や動画等の提供、出前講座の実施などを推進。
 - ・特に学校においては、指導計画等の作成支援や授業に活用できる素材や手引き等の提供 を実施。
- O 被災した公共土木施設、土砂災害、民有施設等の被害情報の迅速な収集・点検、円滑な災害 応急対策や災害復旧事業の査定事務、円滑な水防活動等に資するため、砂防ボランティア、 地すべり防止工事士、斜面判定士、被災建築物応急危険度判定士、防災エキスパート、被災 宅地危険度判定士、水防団等の人材の確保、育成及び活用を図るとともに、公的な機関等に よる研修の参加を支援するものとする。

第3 防災広報の充実・強化

包 想定される深刻な事態をビジュアルに伝えるなど国民一人一人が高い意識を持ち、自助・共助

による被害軽減を実現させるため、リスクコミュニケーションを展開する。

・ 国土交通省及び各関係機関の情報提供ツールを一元化し、多言語化やスマートフォン対 応により、海外や国内に対して、平時から容易に防災情報等を入手できる体制を構築。

第7章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

- O 本計画は、「国土交通省日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策計画」のうち、「第3章日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震発生時における応急活動計画」及び「第4章巨大地震の発生に備え戦略的に推進する対策」と同一のものである。
- 第1節から第9節では、地震発生からの時間軸を念頭に置き、東日本大震災及び平成28年熊本地震、平成30年大阪府北部を震源とする地震、平成30年北海道胆振東部地震の教訓や実際の対応も参考にしつつ、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震発生直後から概ね7日~10日目までの間を中心に、国土交通省として緊急的に実施すべき主要な応急活動並びに当該活動を円滑に進めるためにあらかじめ平時から準備しておくべき事項を記載している。
- 第 10 節から第 12 節では、巨大地震による強い揺れ・長周期地震動・津波・土砂災害・液状化・地盤沈下・火災等による甚大な人的・物的被害を軽減するため、国土交通省の取り組むべき予防的な対策について、中長期的な視点も踏まえつつ記載している。

第1節 初動体制の立ち上げ

- 第1 活動可能な体制の構築
- O 強い揺れと巨大な津波により、北海道から千葉県までの広域にわたり甚大な被害が発生し、庁 舎等活動拠点の被災や公共交通機関の停止による参集困難、停電や通信手段の断絶等により、 特に初動期を中心に十分な応急活動体制が確保できないおそれがある。

また冬季に地震が発生した場合、積雪寒冷地特有の課題が生じることや、北海道・東北地方の 沿岸地の特性(広大な平地、都市間距離が大きい等)といった地理的課題があり、これまでの 地震・津波対策の延長線上の対策では十分な対応が困難となることも考えられる。

そのため、国土交通省は、業務継続計画に基づき、厳しい被害状況を想定しながら、応急活動にあたることが可能な職員、指揮命令系統、非常用電源や通信手段等をあらかじめ確認し、発災後は、実際の被災状況等(津波警報等の解除に時間を要する場合も含む)に応じて実行可能な指揮命令系統の確立や職員・資機材等の適切な配置等を行い、応急活動に全力を尽くす。

O また発災後速やかに、消防、警察、自衛隊、各地方公共団体、災害協定を締結している建設業 者等、応急活動に従事する関係機関との連絡体制を構築する。特に、道路及び航路等の啓開に

従事する建設業者等については、活動可能な水準や体制について確認する。

O 応急活動に必要な食料やガソリン等の燃料について、確保や輸送・配分に関し業務継続計画に 基づいた輸送・配分を行う。

- ・ 発災直後から概ね7日目までの間、国土交通省が所管する各防災拠点等における応急活動の 継続が可能となるよう、必要な水・食料、燃料等を備蓄する。
- ・ 自動車運送事業者の保有する燃料タンク(インタンク)に関する情報共有、燃料優先確保の ための資源エネルギー庁との事前調整を行う。また、エネルギー源の多様化等を図るべく、 CNG車、電気バス等の普及を図る。
- ・ 建設業者等の保有機械の燃料についても、可能な限り備蓄状況等を確認する。
- ・ TEC-FORCEやリエゾンとして派遣される職員が被災地で円滑かつ安全に活動できるように、派遣元の本省及び地方整備局等は、物資・燃料・レンタカー等移動手段・宿泊場所等の活動拠点等を派遣先で確保するため、必要に応じて関係機関や民間事業者等と協定等を締結する。
- ・ 道路及び航路等の啓開体制の構築を図るため、企業等との災害協定の締結や関係機関との協議会を設置する。
- ・ 地方整備局・港湾管理者・業界団体等で締結されている包括災害協定について、協定による 応急復旧が円滑に進むよう、日頃から関係者間で意見交換を行う。
- ・ 確実な初動体制の立ち上げに資するよう、官庁施設の地震対策を推進し、応急活動に必要な機能を確保する。また、施設管理者による官庁施設の津波防災診断の推進、津波襲来時の一時的な避難場所を確保するとともに、防災拠点としての機能維持と行政機能の早期回復を図るため、官庁施設における津波対策を総合的かつ効果的に推進する。さらに、発災時における被害の状況を想定し、地域防災計画等を踏まえ、施設運用管理上の対策等と連携しつつ、施設整備上の対策を実施する。
- ・ 庁舎損壊等が生じた場合においても初動体制を立ち上げられるよう、発災後も確実に機能するバックアップ施設を確保する。
- ・ 初動期において緊密な連携により機能を総合的に発揮できるよう、防災業務に携わる関係機 関の立地の集約化その他の防災拠点機能の強化を図る。
- 第2 応急活動の優先順位と状況に応じた体制の見直し
- O 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震による被災への対応は、国土交通省の現有する活動能力を

大きく上回る可能性が高い。

そのため、国土交通省は、実際の被災状況等を踏まえつつ、求められる応急活動に対して優先順位をつけて対処する。

O 特に初動時においては、被災の状況が刻々と変化するため、状況に応じて柔軟に体制を整備・ 再編成しながら対処する。

<平時から準備しておくべき事項>

- 過去の災害対応の経験や訓練を通じて得られた教訓等を踏まえつつ、刻々と変化する状況の中においてどのような対応をすべきなのか、何を優先すべきなのか等について、考え方等を整理し、共有する。
- ・ 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震発生時において参集することができる職員の人数を把握 し、当該人数で対応することができる非常時優先業務を精査するものとする。真に必要な非 常時優先業務を実施するのに必要な職員については、庁舎の近傍の宿舎に優先的に入居させ る等所要の措置を講ずるものとする。
- ・ 海上保安庁及び関係管区海上保安本部において日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震等を想定 した訓練を実施し、必要に応じ業務継続計画等の見直しを図る。
- 第3 後発地震への注意を促す情報への対応
- 日本海溝・千島海溝沿いで地震が発生した場合には、Mwや震源位置を速やかに計算し、一定精度のMwが計算された段階(地震発生後15分~2時間程度)で、後発地震への注意を促す基準を満たしているかの評価を行い、基準を満たしている場合に気象庁から後発地震への注意を促す情報(「北海道・三陸沖後発地震注意情報」)を発信する。
- O 後発地震への注意を促す情報が発信された際の国土交通省の対応については、情報収集・連絡体制の確認、所管施設の必要に応じた点検、大規模地震発生後の災害応急対策の確認など、地震への備えを改めて徹底するものとする。

第2節 避難支援(住民等の安全確保)

- 第1 建物倒壊や延焼火災、津波からの避難支援
- 地震発生直後、震度 6 弱以上の揺れが発生する地域の古い建物を中心に日本海溝沿いの巨大 地震では約1,100棟、千島海溝沿いの巨大地震では約1,700棟が全壊する。
 - 老朽化した耐震性の低い木造建物が倒壊する。
 - ビルやマンションの倒壊や中間階の圧潰が発生する。
- O 積雪寒冷地では耐震性が高い住宅が多いが、積雪時には積雪荷重によって被害が増加する。また、地震火災が同時多発し、暖房機器用の家庭用タンクが倒れるなどの延焼火災を含む大規模

な火災により、日本海溝沿いの巨大地震では約100棟、千島海溝沿いの巨大地震では約3, 100棟が焼失する。

そのため、国土交通省では、住宅・建築物の耐震化や不燃化といった事前対策を緊急的に促進することにより地震直後の人的被害を最小限にとどめ、可能な限り多くの住民等の安全確保や避難を支援する。

O また、地震の強い揺れに伴う斜面の崩壊により家屋の全半壊、歩行者等の被害等が各地で発生 する。

そのため、国土交通省では、崩壊による被害が甚大となることが想定される斜面の事前対策を 重点的に促進することにより地震直後の人的被害等を最小限にとどめ、可能な限り多くの住 民等の安全確保や避難を支援する。

O 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震においては、津波が短時間で広範囲にわたり襲来するため、 住民などの迅速な避難行動が極めて重要となる。

そのため、国土交通省は、関係機関と連携しつつ、タイムリーな情報発信等により、住民等の 津波からの一刻も早い避難を支援する。

O 海上部においても、船舶等に対する避難勧告や災害情報等の提供を迅速に実施し、被害の軽減 を図る。

- ・ 不特定多数の方が利用する大規模な建築物や避難路沿道、防災拠点となる建築物等の耐震診 断の実施と報告の義務付け、老朽化マンションの建替等、耐震化の促進を図る。
- ・ 建築基準法に基づき、新築や増改築等を行う建築物に設ける一定の天井について脱落対策を 義務付ける。また、避難所となる体育館や劇場等の既存建築物について、天井の改修を促進・ 支援する。
- ・ 延焼被害軽減対策として、延焼遮断効果のある道路・公園等の整備や建築物の不燃化に加え、 避難場所や避難路の確保、老朽建築物の除却・建替、地域の防災活動の支援等に及ぶきめ細 やかな取組みを推進する。
- ・ 大規模盛土造成地の滑動崩落や宅地の液状化による被害を防止するため、変動予測調査(大規模盛土造成地マップ及び液状化ハザードマップの作成や対策工事箇所の特定につながる調査)及び防止対策を推進する。
- ・ 特に甚大な被害が想定される地域を中心に、土砂災害防止施設の整備を促進するとともに、 土砂災害警戒区域等の指定や土砂災害ハザードマップの整備等、土砂災害に対する警戒避難 体制の整備を促進する。

- ・ 住民等の避難に資するよう、津波警報等及び津波情報を引き続き迅速かつ的確に提供する。 さらに、聴覚障がい者や海水浴客へより確実に伝達するため、「津波フラッグ」の導入の促 進や周知啓発に取り組む。また、緊急地震速報の精度向上に取り組む。
- ・ 地方公共団体による避難路・避難場所の整備、津波ハザードマップの作成や周知を引き続き 支援するとともに、避難路・避難場所や津波浸水高さ等を道路や河川堤防上等に表示する等、 住民等への事前の情報周知を支援する。
- ・ 津波が堤防を乗り越えるまでの時間の想定も含め、避難に使うことができる時間の長短を十分念頭に置いた実践的な避難計画に対して重点的に対策を促進する等、地域ニーズに応じた 技術的な支援等を行う。
- I C T 等の新技術を用いて、災害時の情報提供の高度化を図る。
- 自動車によらざるを得ない場合の避難等を支援するため、津波警報等や地震情報をカーナビ ゲーションに提供する等、ITSを活用した取組を推進する。
- * 都道府県による津波災害警戒区域等の指定について支援する。
- ・ 避難路となる緊急輸送道路等の防災・減災対策として橋梁耐震対策、道路の斜面崩落防止対策、沿道建築物の耐震化、避難路・避難階段等の整備、道の駅等の防災拠点化、木造密集地域対策、液状化対策等を推進する。また、道路の閉塞、電力の供給停止、住宅・建物の損壊等を防ぐため、無電柱化を推進する。
- ・ 冬期において、緊急輸送道路や避難所へのアクセス道路について、積雪や凍結による寸断の ため物資供給等が滞ることがないよう、除雪体制を優先的に確保するものとする。また、地 域の状況に応じて、道路の防雪施設や消融雪施設等の整備を図るものとする。
- ・ 避難のためのリードタイムを長くし確実な避難を支援するとともに、減災効果を高めるため、 粘り強い海岸堤防等の推進や粘り強い防波堤と防潮堤を組み合わせた多重防護の推進に取り 組む。特に、津波到達時間が短い地域等においては、GPS波浪計の活用による津波情報提 供体制の強化を重点的に推進する。
- ・ 海底地形データの提供により、自治体等のハザードマップ等作成を支援するとともに、津波 の挙動を図示した津波防災情報図を整備・提供することで、平時における船舶の津波避難対 策の検討を支援する。
- ・ 防護ラインより海側で活動する港湾労働者や利用者等の安全を確保するため、「港湾の津波 避難対策に関するガイドライン」を参考とした、港湾の特殊性を踏まえた「港湾における津 波避難対策」の検討、策定への支援を行う。
- 船舶運航者等の海事関係者や海洋レジャー活動者の円滑な避難等を支援するため、「海の安

全情報」について、より迅速かつ的確な情報発信を行うためのシステムの高度化を図る。

- ・ 日本海溝・千島海溝沿いの地震津波避難対策特別強化地域に所在する港湾(重要港湾以上) において、港湾の特殊性を考慮した避難計画の策定を推進する。また、津波避難施設の整備 を支援する。
- ・ 巨大な津波からの避難を支援するため、津波避難施設の整備を実施。特に、積雪寒冷地においては冬季の積雪等による避難速度低下を踏まえ、避難距離や避難時間を短縮するため、防寒機能付き津波避難タワーや積雪等に配慮した避難路等の整備を支援する。

第2 水門等の確実な操作等

- 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震により発生する津波による浸水を遅らせ、また浸水を最小限にとどめることにより、住民等が避難する時間を稼ぐため、国土交通省は所管する水門等の確実な操作等を行う。
- O 特に、冬期は積雪や凍結の影響により水門等の閉鎖に支障をきたすおそれがあるため、冬期に おいても水門等が確実に作動するよう配慮するものとする。

<平時から準備しておくべき事項>

・ 水門等の確実な操作のため、施設の耐水化等を進めるとともに、広範囲にわたり、かつ短時間で数多くの水門等を操作する必要があること、また東日本大震災では水門等操作に携わった多数の方々が津波の犠牲になったこと等を踏まえ、津波が想定される地域においては、重点的に水門等の自動化・遠隔操作化及び効果的な管理運用を推進する。

第3 避難者の受け入れ

○ 特に仙台等の大都市部において、発災直後に大量の避難者が発生すると想定される。特に都市 部では、地震による建物被害や余震への不安等により、多くの人が避難所等へ避難するため、 あらかじめ指定されていた避難所だけでなく、指定されていない庁舎や公園等の公共施設等 に避難する人が発生する。

そのため、国土交通省は、応急活動に支障のない範囲で庁舎等、所管施設へ避難希望者を受け 入れる。

- O また、道の駅、高速道路のSA・PA、避難場所として位置付けられた都市公園等の主要な管理施設等においても避難者を受け入れる。
- O さらに、避難場所としての機能を発揮する都市公園やオープンスペースの緊急的な整備を促進し、住民等の安全な避難を支援する。

<平時から準備しておくべき事項>

国土交通省が所管する施設又は国土交通省が所管する事業者が管理する施設(駅や空港ター

ミナルビル等)への被災者・帰宅困難者等の避難を受け入れるため、周辺の地方公共団体と ともに避難受け入れ計画を策定するとともに、避難者の安全確保に必要な施設の改良等を行 う。

- ・ 避難場所としての機能を発揮する都市公園やオープンスペースの整備を支援する。
- ・ 災害時に、ホテル・旅館等宿泊施設を避難受入施設として迅速に提供できるようにするため、 宿泊関係団体等と自治体との協定の締結を促す。

第3節 所管施設・事業者における利用者の安全確保

- 第1 列車や航空機等の安全確保
- 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震により、東北地方の新幹線で軌道の変位等の被害が約80 箇所発生する。在来線も津波被害等により広範囲で不通となることが想定されている。 そのため、国土交通省は、鉄道事業者に対し、主要駅や高架橋等の鉄道施設の耐震対策の実施 を指導するとともに、鉄道事業者は列車を安全に止めるための対策(新幹線においては更に脱 線・逸脱の防止)を実施する。また、発災後は、津波の襲来も念頭において、列車停止後の乗 客の安全な避難について万全を期すよう指導する。
- O また、空港については、強い揺れや巨大な津波により、多数の空港が一時閉鎖となる。 そのため、国土交通省は、発災後は、飛行中・地上走行中の航空機への対応を実施する。また、 津波警報等が発表された場合には、各空港において空港内の旅客の避難誘導等を迅速に実施 する。
- O 旅客船事業者の現場においては、津波発生時に、旅客船事業者が旅客、陸上職員、船舶等について避難行動等を実施する。
- O バスやタクシーについては、旅客自動車運送事業者が乗客を安全な場所へ避難誘導する。 <平時から準備しておくべき事項>
- ・ 構造物の耐力が急激に失われ、構造物全体の崩壊を引き起こす脆性的な破壊を防止する耐震 対策について、新幹線鉄道は概ね完了している。在来線については、特に強い揺れが想定さ れる地域のターミナル駅等の重要な鉄道施設の耐震補強を定めた「特定鉄道等施設に係る耐 震補強に関する省令」(以下、「耐震省令」という。)に基づき、速やかに対策を実施するよ う鉄道事業者を指導する。一方、令和4年3月に発生した福島県沖を震源とする地震により 比較的大きな軌道沈下が生じた高架橋と同様の高架橋の柱について、令和5年3月に耐震省 令を改正し、新幹線鉄道については令和7年度、新幹線鉄道以外については令和9年度まで に前倒して優先的に耐震補強を行うよう鉄道事業者を指導する。また、大規模地震発生時に 列車を安全に止めるための対策として、鉄道事業者が早期地震検知システム等の導入等を進

めるとともに、新幹線の脱線・逸脱対策として、脱線時の被害が大きいと想定される区間から優先的に脱線防止ガード等の整備を進めるよう、指導する。

- ・ 駅間で停車した列車からの乗客の安全な避難のため、車両への避難はしごの搭載、津波による 浸水の可能性がある区間の指定、マニュアル等に基づく教育・訓練の実施など、各事業者の対 応策を指導するとともに、その状況を定期的に確認する。
- ・ 強い揺れが想定される地域にある航空輸送上重要な空港については、発災直後も空港の機能 が確保されるよう、優先的に空港の耐震化を進める。
- ・ 被災空港を目的地とする航空機が多数発生した場合においても、状況に応じて安全に他空港 への目的地変更ができるよう対応要領等を策定する。
- ・ 多数の船舶が航行し、輻輳する湾域等において、津波に対する大型船舶の待避場所を確保する。
- ・ 旅客船事業者の現場において、津波発生時に旅客、陸上職員、船舶等がとるべき避難行動等 に関する社内マニュアルを整備するとともに、訓練の実施について旅客船事業者に対して指 導する。
- ・ 旅客自動車運送事業者のBCP策定を促進するとともに、事業者、地方公共団体が連携した 図上訓練等の実施を指導する。

第2 主要駅周辺や地下街等での避難誘導支援や帰宅困難者対策

O 地震発生直後、公共交通機関が広域的に停止した場合、一時的に外出先に滞留する人が発生し、 大量の避難者や帰宅困難者が発生することが想定されている。冬季は、道路の積雪・凍結等に よって徒歩帰宅中の危険・困難が増加する。

そのため、これに対応するためには周辺企業における自社従業員の待機の徹底や混乱を避けるための地域の行動ルールの策定・周知など、地域ぐるみの取組が不可欠であり、地方公共団体や鉄道、バス事業者等により、鉄道利用者に加え駅に集まる避難者に対する避難誘導及び帰宅困難者対策が適切に行われる必要がある。

- O また、帰宅困難者対策は、勤務先や一時滞在施設等にとどまるよう促すことを基本的な考えと しているが、実際に帰宅する人が発生した場合は、他の交通モードと連携しつつ、船舶を活用 した帰宅困難者の輸送についても適切に行われるよう、指導・支援する。
- O 地方公共団体や民間事業者等と協力して、災害時情報提供アプリ「Safety tips」や防災情報を一元化した「防災ポータル/Disaster Prevention Portal」などにより、訪日外国人旅行者を含む旅行者に対し避難に資するよう、タイムリーな情報提供を行う。

- ・ 地方公共団体や鉄道、バス、船舶事業者等による帰宅困難者等の安全確保が円滑に行われる よう、事前計画の策定を支援するとともに、これに基づく備蓄倉庫や一時待機スペース、飲料水・食料等の備蓄、情報伝達施設の整備、避難訓練などの帰宅困難者対策を促進する。
- 地下街等の所有者又は管理者による避難確保計画の策定を支援する。
- ・ 日本滞在中の外国人旅行者に対し、交通機関の状況等必要な情報の提供を日本政府観光局(JNTO)のグローバルサイトにおける発信やJNTOのコールセンターにおける多言語の 2 4時間の電話による問い合わせ対応を実施する。
- 外国人旅行者を含む帰宅困難者等の行動判断に資する情報提供体制を強化する。
- ・ 大量に発生する帰宅困難者に対応するため、共助の観点から、民間施設を主体とした一時滞 在施設の確保を促進する。
- ・ 大規模災害に備え、大量に発生する帰宅困難者等への対応能力を都市機能として事前に確保 するため、防災拠点の整備に対して支援を行う。
- ・ 災害時情報提供アプリ「Safety tips」について、緊急地震速報及び津波警報、気象特別警報等をプッシュ型で通知できる他、周囲の状況に照らした避難行動を示した対応フローチャートや周りの人から情報を取るためのコミュニケーションカード、災害時に必要な情報を収集できるリンク集等を提供。
- ・ 地震情報などの防災気象情報に関する「多言語辞書」を充実し、気象庁ホームページの多言 語化を実施するとともに、民間事業者のウェブサイトやアプリ等を通じた防災気象情報の多 言語化を促進する。
- 第3 エレベーター内の閉じ込めへの対応
- O 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震では、長周期地震動によるエレベーターの停止などにより、 エレベーター内の閉じ込めが多数発生すると想定される。

そのため、国土交通省は、消防や民間事業者等によるエレベーター内の閉じ込めに対する救出 活動等が適切に行われるよう支援する。

<平時から準備しておくべき事項>

- 早期に閉じ込めの救出がされるよう、エレベーター保守事業者による閉じ込め救出体制の整備等を進める。
- エレベーターへのP波感知型地震時管制運転装置の設置を促進する。

第4節 被災状況等の把握

- 第1 ヘリ・人工衛星等を活用した緊急調査
- O 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震では、広範囲にわたる強い揺れと巨大な津波により、大規

模な被災が同時多発すると想定される。

そのため、国土交通省は、こうした状況下においても緊急的に被災状況等を把握するため、関係する防災機関と連携しつつ、災害対策用へリや人工衛星、SAR観測技術、レーザ測量技術等を活用した緊急調査を実施する。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 迅速な施設点検を行うため、車両の計画的な取得や訓練の実施など、必要な対策を講じる。
- 様々な状況下においても必要不可欠な緊急調査を実施できるよう、関係機関と調整しつつ、 次の内容等を定めた「緊急調査計画」をあらかじめ策定しておく。
 - → 緊急調査の総合調整(結果の集約等を含む)の実施主体
 - → 甚大な被害(浸水・土砂災害・河道閉塞・孤立・火災等)が想定される地域
 - → 最優先で調査すべき重要な施設等
 - → へりの飛行ルート、関係機関のヘリとの飛行ルートの調整、給油ポイント
 - → 被災空港における航空機の離発着のための事前調整
 - → 職員が同乗しないヘリでの調査を可能とするための事前準備(機材の改良、距離標の設置、飛行中のパイロットが飛行位置や状況を説明できるような訓練等)
 - → 関係機関との調査範囲や内容の役割分担、連絡体制、調査結果の共有
- 関係機関との連携を強化し、被災情報や通行可能道路状況等の情報収集体制の強化を図る。
- ・ SAR観測技術やレーザ測量技術、IT技術を活用し、被災前の現状の地形データ、精密標高データ等を入手する。
- 被災状況等の迅速な把握に資するよう、重要な施設周辺を対象にCCTV等の増設を進める。
- ・ 各地方整備局等に配備する災害対策用へりの計画的な更新を進め、へりの広域的な応援体制 を強化し、早期に迅速な被災状況の把握ができるように、体制の確保を図る。
- ・ 被害状況調査を常時支障なく実施できるよう、巡視船艇・航空機の整備を実施。引き続き体制の強化を進める。

第2 全国からのTEC-FORCE派遣

○ 北海道から東北地方・関東地方にかけての広い範囲にわたり大きな被害が想定されるため、あらかじめTEC-FORCE活動計画を策定し、迅速な派遣に備える。

<平時から準備しておくべき事項>

・ 発災直後から概ね7日~10日目までの間の派遣に対応できるよう、隊員の装備や後方支援 も含め、地方整備局等において、次の内容等を定めた「TEC-FORCE活動計画」を策 定し、関係機関で共有する。

- → 応急対策活動を迅速・的確に実施できるよう、全国の地方整備局等から派遣する隊員数、 災害対策用資機材の種類と量、移動手段やルート、進出拠点等
- → 要員の交代も想定し、東日本大震災での経験も踏まえ、派遣可能な最大数の編成
- → 第一次派遣隊には、特に経験が豊富で自らがその場で一定の判断が可能な者の動員
- → 大規模土砂災害等に対し、高度な技術指導等を行うための専門知識を有する者を選定するなど、高度技術支援体制の確保
- → 地方整備局ごとに派遣地域をある程度集約するとともに、交代や資機材補給等の拠点等 の選定
- ・ TEC-FORCEが使用する車両(緊急自動車を除く)については、緊急通行車両として 登録するとともに、レンタカー会社やタクシー会社等と利用協定をあらかじめ締結するなど、 迅速な移動手段を確保する。
- ・ 応急活動で必要となる燃料等を確保するため、関係機関と協定を締結する等、燃料供給体制 を確保する。
- ・ 災害対応にあたる人材の育成や関係機関と連携した広域かつ実践的な防災訓練の実施、IC TやIOTの活用等により、TEC-FORCEの災害対応力向上を図る。
- ・ TEC-FORCE隊員を支援できる民間人材の確保やTEC-FORCEの活動をマネジ メントする機能の強化など、TEC-FORCEの体制・機能の拡充・強化に努める。
- ・ 様々な状況下において隊員が十分な行動をとれるよう、過去の災害対応の教訓等を踏まえつ つ、通信機器等の隊員の携行品の充実・強化を図る。

第3 住民や事業者等からの情報収集

O 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震は広範囲に被災が及び、国土交通省が現有する情報収集機能が十分発揮されないことも想定されるため、国土交通省は、地域住民、建設業者等の民間事業者の協力を得ながら、様々な手段で情報収集を行うものとする。

- 初動時における建設業者・交通関係事業者等情報収集への協力者との協定等を締結しておく とともに、情報収集・伝達・集約の手段について定める。
- 短時間のうちに大量に寄せられる被災情報等を迅速に集約・整理するためのシステムを開発・ 導入する。
- ・ 災害発生時に被災地を運行中のバス・タクシーによる被災映像等の情報提供又はタクシー無線の活用が行えるよう、国土交通省・地方自治体と関連事業者との連携強化を推進する。

- 第4 被災情報等の統合災害情報システム(DiMAPS)への集約と共有
- 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震発生直後の極めて厳しい状況下においても円滑な応急活動が可能となるよう、国土交通省は、「統合災害情報システム (DiMAPS)」等を用いて災害初動期の情報収集・共有体制を強化するとともに、DiMAPS等を活用し、関係機関との情報共有体制を強化する。また、これを活用して可能な限り一般にも情報を提供し、避難行動等を支援する。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 膨大な災害情報を地理院地図上に集約し、迅速に把握・共有することができるDiMAPSを平成27年9月より運用し、災害対応戦略の立案に活用するとともに、ほぼ全ての情報を一般公開している。
- ・ 円滑な応急対策活動が可能となるよう、国土地理院を中心に津波浸水想定区域等の基礎的な 情報を事前にDiMAPSに集約する。
- 関係する防災機関とDiMAPSを共有するとともに、訓練等を通して実際においても十分 活用できるようにする。

第5節 被災者の救命・救助

- 第1 沿岸域における被災者の捜索・救助活動
- O 沿岸域においては、津波による多数の行方不明者や孤立者が発生することが想定されるため、 国土交通省は、迅速な捜索救助活動を実施する。
- O また、船舶の漂流・転覆・座礁、海上及び臨海部の火災、危険物等の流出、多数の漂流物等が 広範囲にわたり発生することが想定される。一方で、現有する庁舎や海上保安庁等の船舶等に も重大な被害が発生するおそれがある。

そのため、国土交通省は、関係機関と連携しつつ、道路、港湾、航路、空港、河川を総合的に活用した緊急輸送ルートを設定するとともに、それらを確保するための総合的な啓開(総合啓開)や緊急排水に関する計画をあらかじめ策定し、発災後は、これに基づく重点的な啓開・排水作業を実施する。

- 発災直後において、海上保安庁の船艇・航空機を全国から迅速に動員するため、あらかじめ 動員計画を策定する。
- ・ 警察・消防等の関係機関と連携した合同訓練等を通じ、捜索救助能力の維持・向上、関係機 関との連携・協力体制の充実等を図る。
- 東日本大震災で得られた教訓や南海トラフ巨大地震、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震で

想定される事態を踏まえ、緊急時対応のための巡視船艇・航空機の整備を進める。

第2 状況に応じた優先的な道路啓開の実施等

○ 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震では、被災地内の多くの道路において、激しい渋滞等による道路啓開作業の遅れに伴い、救命救助・消火活動、支援物資輸送などの緊急車両の通行が阻害され、被害が拡大するおそれがある。冬季においては、積雪や凍結等により、物資輸送に通常よりも時間を要する。

そのため、国土交通省は、プローブ情報等を活用し被災状況の迅速な把握と共有を実施するとともに、関係機関や業界等と連携しつつ、状況に応じた優先的な道路啓開を実施する。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 官民の保有するプローブ情報等のビッグデータの活用やカメラ、バイク・自転車隊による調査のほか、UAVによる調査により、早期に被害状況を把握し、災害対応の強化を図る。
- ・ 発災後に道路状況に関する情報共有や啓開作業の調整等を行うため、道路管理者等関係機関 による協議会を活用する。
- ・ 発災後に道路啓開に必要な重機やレッカー車等を確実に確保するため、建設業界やレッカー 業界等との災害協定を締結する。
- 緊急輸送ルートを基本とした道路啓開計画を策定し、関係機関と共有する。
- ・ 電柱倒壊による道路閉塞を防止するため、電線共同溝の整備など無電柱化を推進する。
- 緊急車両の円滑な移動のため、高速道路と一般道路等を連携させた緊急輸送ルートの確保方 策について検討を推進する。
- ・ 発災時には、被災地域内の交通負荷を可能な限り軽減するため、広域迂回への誘導、緊急交 差点改良、他モードとの交通連携等ソフト・ハードの渋滞対策を検討する。
- ライフラインの早期復旧に向け、道路啓開による支援を行うことを想定し、関係機関との連携体制について検討する。
- ・ 南海トラフ地震及び首都直下地震の対応に関する取組も参考にしつつ、役割・連携方法を確認するなど実効性を高める取組を推進する。
- ・ 緊急自動車の通行に支障を及ぼさないよう、優先して開放する踏切の指定に向けた関係者間 の協議や地震後の踏切の状況等に関する情報共有のための緊急連絡体制整備などの取組を実 施する。

第3 陸海空の総合啓開

O 発災後、道路、港湾、航路、空港は、広範囲にわたり施設の被災や浸水、大量のがれきの堆積 等により寸断されると想定されるが、そうした状況下においても、被災者の救命・救助を行う

自衛隊や消防、警察等の一刻も早い被災地への進出・展開を支援するため、被災地への進出経路(緊急輸送ルート)を迅速に確保する必要がある。

そのため、国土交通省は、関係機関と連携しつつ、道路、港湾、航路、空港を総合的に活用した緊急輸送ルートを設定するとともに、それらを確保するための総合的な啓開(総合啓開)や緊急排水に関する計画をあらかじめ策定し、発災後は、これに基づく重点的な啓開・排水作業を実施する。

- 緊急輸送ルートの総合啓開や緊急排水に関する計画には、次の内容等を定める。
 - → 各施設の規模、維持管理水準や老朽化の程度等も踏まえた被害想定
 - → 想定される広域的な救援等の種類と規模
 - → 啓開や緊急排水活動・緊急活動・避難・防災・医療(DMAT等)・輸送の拠点、発電 所等ライフライン重要拠点(なお、拠点確保にあたっては基幹的広域防災拠点、道の駅、 SA・PA、空港、公園、総合病院等の既存施設を最大限活用)
 - → 代替機能を有する施設(河川の緊急用河川敷道路、船着場、臨港道路等を含む)
 - → 緊急輸送道路や緊急確保航路等を使用した後方支援拠点から避難・防災・医療等の各拠 点までの緊急輸送ルート案(複数案)
 - → 緊急輸送ルート案や各拠点の重要度等を踏まえた啓開や緊急排水の優先順位・目標時間 の設定
 - → 啓開や緊急排水を実施するために必要な後方支援拠点と体制、資機材、補給対応
 - → 救命・救助活動を実施する関係機関等に対して、緊急輸送ルートの啓開や緊急排水の進 捗状況を迅速に情報提供するための体制整備
- ・ 道路及び航路等の啓開や緊急排水に必要な関係機関との連携を強めるため、建設業者、専門 業種(レッカー、カッター等)、建設機械レンタル業者等との協定締結を進める。
- ・ 特に緊急輸送道路等の防災・減災対策として、橋梁耐震対策、斜面崩落防止対策、沿道建築物の耐震化、避難路・避難階段等の整備、雪崩危険箇所の調査や公表等の情報開示、道の駅等の防災拠点化等を推進する。また、道路の閉塞、電力の供給停止、住宅・建物の損壊等を防ぐため、無電柱化を推進する。
- ・ 支援物資や支援部隊等の輸送を行う海上輸送拠点となる港湾については、日本海溝・千島海 溝沿いの巨大地震においても致命的な被害を受けないように施設の耐震化及び津波対策を推 進する。
- 港湾における緊急輸送路等の早期回復を目的として、水深に異状を生じたおそれがある場合

- に、必要に応じて水路測量等を実施するため、所要の資機材等の整備等を進める。また、航路標識の応急復旧用資機材の安定確保に努める。
- 発災時に早急に応急復旧が可能となるよう、航路啓開作業の訓練等を実施する。
- ・ 改正災害対策基本法による臨港道路の支障物件撤去について、港湾管理者による応急公用負担権限の行使が円滑に進むよう、道路啓開作業の訓練等を実施する。
- ・ 改正港湾法に基づく非常災害時の国土交通大臣による港湾施設の管理制度や港湾管理者、関係機関等と連携した訓練を踏まえ、港湾BCPの改善を図る等、円滑な被災地支援体制の構築と社会経済活動の早期回復を図る。

第4 救命・救助活動の支援

O 自衛隊や消防等による発災直後の救命・救助活動は、大規模土砂災害の発生現場や津波被害地域で実施されると想定され、二次災害を防止するためには、現場の状況や危険度を活動主体に的確に伝えることが求められる。

そのため、国土交通省は、被災や地形・地盤状況を示す写真・地図・画像、浸水範囲図等、被 災前後の詳しい現地情報を収集・集約し、今後の拡大見込み等を救命・救助活動実施主体に情 報提供並びに助言を行う。

- O 救命・救助活動においては、部隊の活動拠点の確保が重要な課題となる。 そのため、国土交通省は、所管する基幹的広域防災拠点や防災拠点として位置付けられた都市 公園等については、救命・救助活動の拠点として提供する。
- O 多数の負傷者等の発生が想定されるため、自動車運送事業者等からの協力を得つつ、負傷者等の緊急搬送を支援する。
- O 救援航空機の安全確保のため、被災地周辺の空域について、関係機関からの要請に応じ、救援 機以外の航空機に対する飛行自粛の協力要請等を行う。
- O 救命救助活動にあたる各機関の全国からの動員・集中を支援するため、関係機関と連携して、フェリー等の船舶を活用した輸送を実施する。

- ・ 二次被害の発生予測に資するため、測量用航空機・人工衛星等を活用した被災状況調査結果 など地理空間情報の速やかな提供が可能となるよう、統合災害情報システム(DiMAPS) の活用を進める。
- ・ 自衛隊や消防等による救命・救助活動の拠点等となる基幹的広域防災拠点の早期運用体制の 確立や都市公園の整備の支援を進める。
- 負傷者等の緊急搬送について、自動車運送事業者等及び関係機関とあらかじめ協定を締結す

るなど、発災直後の迅速な行動に資するよう、準備を整える。

- ・ フェリーによる自衛隊、消防、警察等の輸送を実施するため、船舶手配に係る情報管理体制 の構築を進める。
- ・ 警察庁、消防庁、防衛省及び民間フェリー事業者等と連携し、日本海溝・千島海溝沿いの巨 大地震、南海トラフ地震及び首都直下地震発災時に民間フェリーで広域応援部隊を迅速に輸 送するための海上輸送対策を策定。
- * 旅客船事業者団体に対し広域応援部隊の優先的輸送への協力を要請。
- 広域応援部隊の輸送にかかる民間フェリー事業者において、スペース確保のための運用方針を策定。
- ・ 定期的に連携強化のための検討会を開催(年2回)するとともに合同図上訓練を実施。
- 洋上における効果的な災害対応に資することを目的として、必要な情報の提供を実施。

第5 孤立集落等への対応支援

○ 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の強い揺れで生じる土砂災害や巨大な津波による道路の 寸断により、山間部や沿岸部の広い範囲で日本海溝沿いの巨大地震では約210、千島海溝沿 いの巨大地震では約110の集落が孤立すると想定されているほか、離島が孤立するおそれ がある。

そのため、国土交通省は、緊急調査により集落孤立の状況を速やかに把握するとともに、救命・ 救助等を実施する自衛隊や消防等に対して的確な情報提供を行う。また、これらの機関や地方 公共団体と調整しつつ、迅速かつ重点的な道路啓開等に努める。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 地方公共団体等と連携して孤立のおそれがある集落等をあらかじめ抽出し、発災後の孤立集 落調査に向けた事前計画を策定する。
- 孤立により困難となる通信手段の確保については、通信用機材の提供も含め、関係機関と連携して対応方策を検討する等、事前の準備を進める。
- 離島についても、災害時における孤立防止等のための防災機能の強化を図る。

第6節 被害の拡大防止・軽減

第1 複合災害への対応

O 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の強い揺れに伴い、山間地域では多くの斜面崩壊や地すべりが発生し、これに伴い多数の河道閉塞が生じると想定される。

そのため、国土交通省は、発災直後の緊急調査の結果を踏まえ、河道閉塞発生箇所を速やかに 把握するとともに、発生状況や決壊の危険性、また下流域への影響を分析、検討し、重点的に

住民の警戒避難の支援、監視体制の強化、アクセスルートの整備や仮排水路の設置を実施する。

- 河道閉塞等の大規模な被災や二次災害のおそれ等に対しては、迅速かつ集中的な対応を行う ため、高度な技術力を持つTEC-FORCE隊員を集中的に派遣する。
- O また、都市部には住宅密集地など斜面崩壊等による被害が甚大となる地域が多数存在しており、これらの地域では、地震後の降雨等により緩んだ地盤の崩壊や河道閉塞の決壊等、被害の拡大・深刻化も懸念される。

そのため、国土交通省では、膨大な斜面崩壊等による被害想定箇所についてあらかじめリスク 評価を実施するとともに、地震発生後、この評価に基づいた重点的な点検・応急対策を実施する。

○ 海抜ゼロメートル地帯等においては、地震の強い揺れに伴い堤防や水門等が沈下・損傷し、洪水・高潮による浸水被害が発生するおそれがある。さらに、満潮時や異常潮位発生時には浸水域が拡大・深刻化することになる。

そのため、国土交通省は、関係機関と連携して重点的に事前対策を推進するとともに、河川堤 防等の緊急復旧や浸水区域における緊急排水を実施する。また、浸水があらかじめ予測できる 場合は、関係機関と連携し、防災行動計画による避難等の支援を実施する。

- ・ 河道閉塞形成の可能性が高い地域をあらかじめ把握し、発災後の対応計画を事前に策定する。
- ・ 山間地での円滑な応急活動に資するよう、調査資機材や分解型無人重機の配備等、緊急調査 及び応急対策に必要な装備の充実を図る。
- 緊急調査を迅速に実施できるよう防災体制の整備を図るとともに、対応する職員の技術力向上・維持のための研修・訓練を継続的に実施する。
- ・ 関係自治体と連携し、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震及び地震後の降雨等で斜面崩壊等 による被害が想定される筒所についてリスク評価を実施する。
- ・ 斜面崩壊等の被害が想定される箇所におけるリスク評価に基づき重点的な緊急点検・応急対 策の実施が可能となるよう、緊急点検計画を策定するとともに、訓練等を実施する。
- ・ 河道閉塞等の大規模土砂災害に係る緊急調査や応急対策に必要な資機材等の整備及び訓練・ 研修を実施する。
- ・ 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震と洪水・高潮等が複合して発生する場合に浸水が想定される海抜ゼロメートル地帯等において、関係機関等と連携し、海岸堤防や水門等の海岸・河川管理施設等の整備、耐震化・耐水化等の対策を推進する。
- 複合災害による浸水を想定し、河川堤防等の緊急復旧や浸水区域における緊急排水に関する

計画を策定する。

・ 浸水に対する地下街等の自衛水防を支援するとともに、混乱なく迅速な避難に資するよう、防災行動計画(タイムライン)の活用についても検討を進める。

第2 コンビナート火災・油流出等への対応

○ 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震では巨大な津波が広範囲の沿岸域を襲うため、沿岸部に工場やコンビナート等が集積する地域においては、これらの被災に伴う火災、危険物等の海域への流出等が発生し、被害が拡大するおそれがある。

そのため、国土交通省は、港湾管理者等関係機関と連携・協力しつつ、救助・救援、消火等を迅速に実施する。

<平時から準備しておくべき事項>

- 民間企業や消防等関係機関との連携を図るため、官民一体となって訓練等を実施する。
- ・ 民間企業が所有する工場等の耐震化や護岸・岸壁の適切な維持管理、必要な資機材の準備等、 地震発生時の被災を軽減する事前対策を促進する。
- 海上保安庁による消火・災害対応能力を強化するため、巡視船艇の必要な整備を進める。
- 石油コンビナート防災訓練に参加し、自治体や消防など関係機関との連携の強化を図る。

第3 優先順位に基づく施設の応急復旧

O 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震では、国土交通省が所管する施設等で広範囲にわたり甚大 な被災が発生すると想定される。

そのため、国土交通省は、緊急輸送への支援や復旧資材の調達、施工業者の確保の状況等を踏まえつつ、例えば、場所によっては緊急車両の通行を確保するための段差解消など最低限の措置にとどめる等、優先度・緊急度に応じた施設の応急復旧を行う。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 所管する施設等で甚大な被害が多数発生することが想定されるため、応急復旧用資機材等の 整備・充実を進める。
- ・ 特に、強い揺れや巨大な津波が想定される地域に存在し、代替機能の確保が難しい施設等に ついては、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震においても致命的な被害を受けず、簡易な補 修で一定の機能を回復できるよう、耐震対策等を重点的に進める。
- ・ 災害時の緊急復旧活動等を円滑に行うため、緊急河川敷道路や防災船着き場、河川防災ステーション等の整備等の必要な対策を実施する。

第4 非常災害時における国による港湾の管理等

O 東日本大震災の発生後、津波により港内外に大量の貨物が流出し、航路を塞いだことで、緊急

物資船をはじめとする船舶の航行が困難となった。

そのため、一般水域のうち災害が発生した際に障害物により船舶の交通が困難となる恐れの ある水域を緊急確保航路として指定し、非常災害時には国により迅速に航路啓開作業を実施 する。

- O 非常災害時においては、複数の都道府県に被害が及ぶことが想定されるため、緊急物資輸送の中継拠点や広域支援部隊のベースキャンプとして機能する拠点が必要となる。そのため、首都 圏及び京阪神都市圏に基幹的広域防災拠点を整備し、災害時は国により運用する。
- 平成28年熊本地震の発生後、通常の貨物船に加え、自衛隊・海上保安庁等の支援船舶が集中 したことにより、港湾が過度に混雑し、港湾利用者との円滑な調整等に支障が生じた。 そのため、港湾管理者からの要請があり、地域の実情等を勘案して必要があると認められると きは、国が港湾施設の利用調整等の管理業務を実施する。

<平時から準備しておくべき事項>

- 発災時に早急に応急復旧が可能となるよう、航路啓開作業の訓練等を実施する。
- ・ 大規模災害発生時に緊急物資輸送の中継拠点や広域支援部隊のベースキャンプとして機能する全国で2箇所の基幹的広域防災拠点において、緊急物資輸送等の訓練を行い運用体制の強化を図る。
- ・ 非常災害が発生した場合における港湾機能の維持を図るため、関係機関と連携し、防災訓練の実施、港湾BCPの改善等の災害対応力強化に取り組む。

第5 被災建築物等応急危険度判定活動

O 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震により住宅・建築物の被災が想定される地域では、余震時の建築物の倒壊等による二次被害の発生も想定される。

そのため、国土交通省は、発災後実施される被災建築物応急危険度判定や被災宅地危険度判定 が円滑に行われるよう、被災した地方公共団体に対して応急危険度判定士等の派遣の支援・調整を行う。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 発災後、多数の専門家を派遣することが想定されるため、あらかじめ被災建築物応急危険度 判定士、被災宅地危険度判定士の育成等を進めるとともに、派遣計画を策定する。
- ・ 地震による人的被害、経済被害を軽減するため、天井、エスカレーター等の非構造部材を含めた住宅・建築物の耐震化を促進する。

第6 災害対策用機械の大規模派遣

O 発災後、広範囲にわたる被害の拡大防止・軽減活動が展開され、全国規模での災害対策用機械

(排水ポンプ車、照明車、対策本部車、現地へ派遣された職員が泊まることができる待機支援 車等)の出動が想定される。

そのため、国土交通省は、あらかじめTEC-FORCE活動計画を策定し、これに基づいた 迅速かつ的確な災害対策用機械の派遣を行う。

<平時から準備しておくべき事項>

- 国土交通省が所有する災害対策用機械の諸元・性能のデータベースの整備を進める。
- 応援派遣された機械の集結方法、指示系統、メンテナンス体制、燃料供給体制等について、 派遣の長期化も踏まえた計画を策定する。
- ・ 災害対策用機械や無人化施工機械を運用する技術者や技能者を確保するとともに、訓練を行い、技術力や現場対応力を向上させる。
- ・ 新たな災害対策用機械の開発に向けた検討や、現有機械の高度化に関する検討を行い、計画 的な配備を進める。

第7節 被災した地方公共団体支援

第1 リエゾンの派遣

O 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震では、北海道から東北地方・関東地方の広域にわたり、多くの地方公共団体も甚大な被害を受け、防災機能の喪失など、発災直後から深刻な状況に陥る ことが想定される。

そのため、国土交通省は、全国的な組織を最大限活用し、本省及び全国の地方支分部局から被 災した地方公共団体にリエゾンを派遣し被害状況を把握するとともに、防災機関としての機 能を喪失した地方公共団体に代わり、地方公共団体や被災者等のニーズを直接把握し、必要と される支援に全力で取り組む。

- ・ 地方整備局等からのリエゾンの派遣にあたっては、あらかじめTEC-FORCE活動計画 を策定し、深刻な被害が想定されている地方公共団体に速やかに派遣するとともに、経験が 豊富でその場である程度の判断が可能な職員を派遣するよう、最大限配慮する。
- ・ 本省からのリエゾン派遣にあたっては、事前に、出身地や勤務経験地、過去の災害対応の経験などの情報も含めた派遣候補者のリストを整理し、発災時に直ちに職員を派遣することができるように備えておく。
- ・ また、公用携帯電話、モバイルパソコン等、現地派遣時に必要となる機器や環境の整備を事前に行うとともに、派遣職員の宿泊先や移動手段の確保を行う体制をあらかじめ整えておく。
- 気象庁防災対応支援チーム (JETT) を地方公共団体の災害対策本部等に派遣し、地震活

動や気象に関する情報提供、解説を行い、地方公共団体等の防災対応を支援する。

・ 東日本大震災から得られた教訓等を踏まえ、被災した地方公共団体や被災者のニーズを想定 し、当該地方公共団体や関係機関等と連携しつつ、事前計画を策定しておく。

第2 情報通信機材等の派遣

○ 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震では、北海道から東北地方・関東地方の広範囲にわたり、 多くの地方公共団体が甚大な被害を受け、防災機能の喪失など、発災直後から深刻な状況に陥ることが想定される。そのため、あらかじめTEC-FORCE活動計画を策定し、発災後速やかに、全国の地方整備局等から衛星通信車、Ku-SAT、i-RAS、公共BB等の情報通信機材を派遣し、被災状況の把握及び地方公共団体等からの要請等に対応する。

<平時から準備しておくべき事項>

・ 甚大な被害が想定される地方公共団体については、当該地方公共団体や関係機関と連携しつ つ、情報通信機材を用いた合同訓練や自治体災害時支援台帳の整備を実施する。

第8節 被災者・避難者の生活支援

- 第1 避難者に必要な物資の広域輸送
- O 日本海溝沿いの巨大地震では、約59.9万人、千島海溝沿いの巨大地震では約32.3万人 の避難者が発生すると想定されており、避難者への大量の生活支援物資の輸送が重要な課題 になると想定される。
 - そのため、国土交通省は、自動車運送事業者や鉄道事業者、海運事業者、航空事業者等の協力 を得つつ、被災地や避難所への広域的な支援物資の輸送体制を構築する。
- O 国土交通省は、広域的な支援物資の輸送を支えるため、基幹的広域防災拠点の活用や所管する 道路、港湾、航路、空港等施設の総合啓開や応急復旧等を実施する。

特に航路については、地震や津波による地形変化、海底に沈降した車両等により海底の状況が大きく変化することから、関係機関と連携しつつ航路障害物等の調査を行い同障害物の引き上げを実施するとともに、航路啓開作業の進捗に合わせ水深を確認するための水路測量を実施して、結果を関係者に提供する。

- ・ トラック輸送については、物資輸送の担い手となる関係事業者等と協議会等を開催し、緊急 時の連携等について認識を共有しておくとともに、地方公共団体と関係事業者等における発 災時の物資輸送の実施に関する協定締結等を促進する。
- ・ 海上輸送についても、地方公共団体と関係事業者等における発災時の物資輸送の実施に関する協定締結や地方公共団体向けのマニュアル作成等を促進するとともに、船舶手配に係る情

報管理体制の構築を進める。

- ・ 物資輸送の上で、極めて重要な施設については、発災後も速やかに活用できるよう、耐震化、 道路の斜面崩落防止対策、耐震補強等の対策を重点的に推進する。
- ・ 基幹ネットワークの強化を図るため代替性確保のための道路ネットワーク整備、大都市圏環 状道路等の整備を推進する。
- ・ 発災時に円滑に海上輸送ルートの活用が可能となるよう、代替輸送ルートの設定や代替港湾 の利用に係る関係者との体制構築、港湾間の災害協定等を推進する。
- ・ JR貨物の高性能機関車等の整備に対する支援策を通じて、災害に強い貨物鉄道ネットワークの構築を促進する。
- ・ 防災体制を強化するため道の駅、SA・PA等の防災拠点化を推進する。
- ・ 広域的な支援物資の物流拠点となる基幹的広域防災拠点等や物流拠点となることが想定される都市公園や民間事業者の施設等については、発災後の速やかな使用を想定し、必要な対策を進める。
- ・ 大規模津波防災総合訓練など、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震を想定した実践的な訓練 (図上及び実働)を実施し、関係機関等との連携を図る。なお、避難行動に支障をきたすと 考えられる冬季における訓練についても留意するものとする。
- ・ 海上保安庁の巡視船艇・航空機の物資輸送能力を強化するために必要な整備や航路啓開、水 路測量作業に必要な装備、資機材の整備を進める。
- ・ 災害時に活用可能な民間物資拠点の新規追加、既締結協定の高度化、ラストマイルを含む支援物資輸送に係る課題の分析、対策の検討、訓練の実施等により、災害に強い物流システムの構築を推進する。
- ・ 災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」 として指定し、機能強化、重点支援を実施する。また、道路啓開・災害復旧を国が代行する ことにより、早期の機能確保を図る。

第2 避難場所の拡大

○ 日本海溝沿いの巨大地震では、約59.9万人、千島海溝沿いの巨大地震では約32.3万人の避難者が発生すると想定されており、避難場所の確保が重要な課題になると想定される。 そのため、国土交通省は、避難場所として位置づけられた都市公園を避難者の受入先として活用するとともに、民間事業者が所有するホテル・旅館や船舶等について、民間事業者の協力を得つつ、避難者の受入先としての活用を促進する。

- ・ 備蓄倉庫や耐震性貯水槽等の災害応急対策施設を有し、避難場所としての機能を発揮する都 市公園の整備を支援する。
- ・ 避難受入施設として活用可能な施設を有する民間事業者等と地方公共団体との間で、利用に 関する協定等の締結を支援する。

第3 生活用水と衛生環境の確保

O 強い揺れや巨大な津波により水供給システムや下水処理場・管路が甚大な被害を受けると想定され、広域にわたり生活用水の供給が停止するおそれや、発災からの時間経過とともに避難所での衛生環境が悪化するおそれがある。

そのため、被災時にも安定した生活用水の供給が可能となるよう、利水施設管理者間が連携して対応する。

O また、下水道管理者は、国土交通省及び地方公共団体、関係機関による広域支援体制を構築しておくとともに、避難者等の衛生環境の確保に資するよう、簡易な下水処理やマンホールトイレシステムを設置する。

<平時から準備しておくべき事項>

- 緊急時のトイレ洗浄用水、消防用水等に活用できる水を確保するためにも、平時より雨水・ 再生水の利用を進めるよう必要な支援に努める。また、流域における地下水マネジメントの 取組を推進し、危機時における代替水源として地下水の活用を図るためにも、持続可能な地 下水の保全と利用を推進する。
- ・ 多くの避難者が想定される地域等については、浄水場及び下水処理場や管路が強い揺れや巨 大な津波により致命的な被害を受けないよう、施設の耐震化・耐津波化を促進するとともに、 BCPの策定を速やかに実施する。
- ・ 生活用水が不足する事態に備え、可搬式浄水施設・設備の設置等について検討するなど対策 を進める。

第4 被災者向け住宅等の供給体制の整備

O 非常に多くの応急仮設住宅等が必要となるため、建設用地や事業者・資材の円滑な確保が課題となるとともに、被災地域が広域にわたるため、複数の広域支援体制の整備等の事前準備が必要となる。

そのため、国土交通省は、通常のプレハブ型の応急仮設に加え、地元企業の活用による「木造 応急仮設住宅」の建設や、民間賃貸住宅を活用した「借上型応急仮設住宅」、公的賃貸住宅(公 営住宅、UR賃貸住宅等)等、多様な手法を使った被災者向け住宅等の供給について、内閣府

等の関係府省と連携して支援する。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 応急仮設住宅については、地方公共団体へのマニュアル作成とそれに基づく訓練の呼びかけ や、被災者向け住宅の円滑な確保のための関係団体等と都道府県との間の災害協定締結を支 援する。
- 避難所として位置づけられたホテル・旅館等の耐震化を促進する。

第9節 施設等の復旧、被災地域の復興

第1 施設等の復旧

O 地震の規模が巨大であり、被害も甚大であることから、多数の道路の通行止め箇所、広範囲に わたる沿岸部での大規模浸水等の長期継続が想定される。

こうした状況を踏まえ、人口集中地域やサプライチェーン等被災した場合の経済への影響の 大きさ等を考慮しつつ、各施設の被災状況について十分に調査した上で、特に重要な地域については重点的・優先的に施設等の本格復旧、緊急排水等を実施する。

O 強い揺れや巨大な津波によって、自動車検査登録に関わるメインシステムの停止等が発生した場合、多数の水没車両の処理や全国の自動車取引の途絶等、復旧・復興や我が国の経済活動に長期的な影響を及ぼすおそれがある。

そのため、国土交通省は、必要な行政機能・システムを維持できるよう、バックアップシステムへの切り替え、制度の柔軟な運用、移動自動車相談所の設置等の対策を実施する。

- ・ 関係機関とともに、緊急排水計画を策定しておくとともに、必要な装備、資機材等について、 全国からの応援も含め十分に備える。なお、計画策定にあたっては、作業に活用する現地の 道路の構造や被害想定等も十分勘案し、実効性のある計画にする。
- ・ 燃料・資機材の確保にあたっては、平時より備蓄管理を進める。その際、燃料等の劣化を防 でため、日常での利活用を含めた備蓄管理の検討等の対策を進める。
- 復旧活動を迅速に進めるため、地方支分部局等間の広域支援体制等を構築しておく。
- ・ サプライチェーンを迅速に確保するため、関係機関が連携して、代替輸送ルートの設定も含む、災害時の事業継続計画を策定するとともに、必要な災害協定の締結等を推進する。
- ・ 自動車の検査登録業務の機能継続を可能とするため、必要な電源供給等環境整備の他、研修・ 訓練等を実施する。更に、メインシステムとバックアップシステムの同時被災を避けるため、 施設の耐震性能等の強化や立地地域の見直し等の取組を進める。
- また、災害規模に応じた自動車の検査登録に関わる特例措置等の実施基準を策定する他、災

害時に迅速な対応が図れるよう、関係機関と調整を進める。

・ 関係機関と連携し、船舶での燃料輸送等を円滑に行うため、船舶手配に係る情報管理体制の 構築を進める。

第2 迅速な復旧に向けた取組

O 発災後、一日も早い生活再建に向け、インフラの迅速な復旧が急務であり、「災害査定の効率 化」をはじめとした災害復旧事業の迅速化・効率化の支援を実施する。

そのため、インフラ復旧をより迅速に実施できるよう、被災自治体の支援や民間事業者等との 連携を一層進めていく。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 迅速性が求められる災害復旧や復興において、工事の緊急度や実施する企業の体制等を勘案 し随意契約を含め適切な入札契約方式等を選定する基本的な考え方を示した「災害復旧にお ける入札契約方式の適用ガイドライン」を平成29年7月に国において策定し、地方公共団 体に対しても、ガイドラインを参考とするよう通知するとともに、地域発注者協議会等を通 じて内容を周知する。また、調査及び設計業務においても同様の措置を講じる。
- ・ TEC-FORCE隊員を支援できる民間人材の確保やTEC-FORCEの活動をマネジ メントする機能の強化など、TEC-FORCEの体制・機能の拡充・強化に努める。
- ・ 大規模災害発生時に迅速かつ円滑に災害査定を行うため、平成29年1月から運用を開始した「大規模災害時の災害査定の効率化(簡素化)及び事前ルール化」について、地方公共団体への説明会の開催により周知を図る。
- ・ 被災した鉄道路線の早期運転再開に向け、道路・河川等関係者と連携した取組を行うための 体制を整備する。

第3 迅速な復興に向けた支援

O 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震において想定される極めて甚大な被害から早期に復興を遂げることが可能となるよう、国土交通省は、地方公共団体による復興計画の策定を支援し、 迅速な被災地域の復興を目指す。

- ・ 地方公共団体が発災後、迅速に復興計画を策定できるよう、東日本大震災における課題等を 収集し、共有するなど事前の取組を進める。
- ・ 復興まちづくりの主体となる地方公共団体が被災後に、早期かつ的確に市街地復興計画を策 定できるよう、復興に関する体制や手順の検討などの復興事前準備の取組を推進する。
- 宿泊施設のキャンセルなど、観光業に深刻な影響が生じた場合に、幅広い関係者の協力を得

ながら、「復旧状況等についての正確な情報発信」等により、風評被害の払拭に努め、いち 早い被災地の復興を観光面から支援する。

第4 担い手の確保・育成

○ 災害時に「地域の守り手」としての役割を果たすために、平時から建設業や、地質調査業、測量業及び建設コンサルタントの担い手を確保しておくことが重要であり、将来の担い手確保・ 育成を図るため、長時間労働の是正及び週休2日の実現などの働き方改革、技能労働者の処遇 改善、生産性向上に向けた取組や地域建設業の受注機会の確保等を進めていく。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 令和6年6月に成立した「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法 律の一部を改正する法律」に基づき、処遇改善や働き方改革、生産性向上の取組を推進する。
- ・ 令和6年3月に中央建設業審議会が改定した「工期に関する基準」について、公共工事・民間工事問わず、周知徹底を図る。
- ・ 実勢を反映した設計労務単価や設計業務委託等技術者単価の設定などによる適切な賃金水準 の確保及び国庫債務負担行為や早期発注・繰越制度の活用による施工時期等の平準化のほか、 社会保険への加入促進や、学校での出前授業や建設業の魅力を伝えるポータルサイトによる 情報発信等の取組を推進する。
- ・ 業界と連携し、技能者の就業履歴や保有資格を業界横断的に蓄積し適正な評価と処遇につな げる建設キャリアアップシステムの構築、建設現場の生産性向上を図る「i-Construction」 の深化等の取組を推進する。
- ・ 公共工事の発注においては、分離分割発注の徹底や地域要件の設定を行うとともに、総合評価落札方式において、災害協定の締結状況や地方公共団体における工事の受注実績を評価し加点を行う等、地域企業の受注機会を確保する取組を実施する。

第10節 強い揺れ・長周期地震動への備え

- 第1 住宅、建築物、宅地の耐震化等
- 日本海溝及び千島海溝沿いの領域では、プレート境界での地震、地殻内や沈み込むプレート内での地震等、マグニチュード(以下「M」という。)7からM8を超える巨大地震や、地震の揺れが小さくても大きな津波を発生させる"津波地震"と呼ばれる地震まで、多種多様な地震が発生しており、幾度となく大きな被害を及ぼしてきた。
 - ・ 住宅・建築物については、不特定多数の者が利用する大規模建築物、地方公共団体の指定 する避難路沿道建築物、防災拠点建築物に対する耐震診断の義務づけ等を内容とする、改 正「建築物の耐震改修の促進に関する法律」や、耐震化に係る支援の充実により、住宅の

耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、令和12年までに耐震性が不十分な住宅を、令和7年までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それ ぞれおおむね解消することを目標とする。

- ・ 災害時に帰宅困難者・負傷者等を収容するための拠点となる建築物について、施設整備・ 機能強化を促進する。
- ・ エレベーターについては、閉じ込め防止対策として、P波感知型地震時管制運転装置の設置を促進する。
- ・ 天井の脱落防止、エスカレーターの落下防止のための基準強化、既存建築物の改修の促進により、建築物の非構造部材の耐震化を促進する。
- ・ 宅地については、大規模盛土造成地の滑動崩落のおそれのある区域を特定し、住民に広く 情報提供するとともに、液状化対策を含めた総合的な宅地の耐震対策を推進する。
- ・ 地震動による液状化のリスクが相対的に高い地域を把握し、これを応急対策にかかる計画 に反映するとともに、これらを基にしたハザードマップを作成、公表することにより液状 化に対する住民の防災意識向上を図る。
- ブロック塀等の安全確保に向けた取組を推進する。

第2 公共施設の耐震化等

- 発災後、公共施設等がいかに迅速に防災拠点や緊急輸送道路、また耐津波防御施設として機能するかは、被害全体の規模や復旧・復興に向けた活動を左右する、極めて重要な要素である。そのため、公共施設等については、これまで取り組んできた次に掲げる耐震性能の向上等に引き続き取り組むとともに、特に日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震により深刻な被害を受ける施設や地域においては、対策完了時期を明示するなど進捗管理を徹底しつつ、戦略的に対策を推進する。
 - ・ 地震の強い揺れに伴う堤防や水門等の沈下・損傷により生ずる洪水・高潮による浸水被害、 津波の遡上等から地域を守るため、海岸・河川堤防、水門・樋門、排水施設等について、 地盤の改良等の耐震・液状化対策を推進する。
 - ・ 災害時の緊急復旧活動等のための緊急用河川敷道路、船着場、河川防災ステーション等の 整備を推進する。
 - ・ 発災後の国民の生活を1日でも早く日常に戻すため、水道施設及び下水道施設の耐震・液 状化対策を推進する。
 - ・ 発災後の救命・救助活動への支援はもとより、被災地への広域的な物資輸送や1日も早い サプライチェーンの回復等による日本経済の復興に資するよう、緊急物資輸送や人流・物

流等の重要ルートとなる道路、港湾、航路、空港、鉄道等に関する施設について、耐震・ 液状化対策を推進する。

- ・ 発災時の利用者等の安全を確保する他、発災後の速やかな応急活動の開始や被災者等の避 難場所として機能を発揮するよう、庁舎等の耐震化を推進する。
- ・ 標識等の劣化状況に基づく緊急的かつ計画的保全工事及び耐震・耐波浪対策の計画的な実施をする。
- また、施設の機能を最大限に発揮させるため、所管施設等の的確な維持管理・更新を推進する。
 - ・ 想定する揺れに対して、施設の老朽化に起因する被害の発生・拡大を防止するため、施設の特徴を踏まえた適切な点検による現状確認と、その結果に基づく的確な修繕を実施する。
 - ・ その際、維持管理・更新に係る情報の整備や新技術の開発・導入等により、戦略的・計画 的に取組を推進する。

第3 地震観測の充実及び情報の発表と長周期地震動対策

- O 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震においては、広域において強い揺れが発生することが想定 されるため、地震の観測等を強化し、緊急地震速報の精度向上を図る。
- 日本海溝・千島海溝沿いの地震活動を観測するための体制、後発地震への注意を促す情報等を 適時・的確に発信・発表するための体制を維持するものとする。
- O また、広範囲にわたり長周期地震動による超高層建築物等の大きな揺れ等が想定されること から、長周期地震動による大きな影響が想定される地域や建築物等については、以下の取組を 推進する。
 - ・ 発災直後の初動対応のため、長周期地震動に関する観測情報を発表する。また、長周期地 震動の予報の発表に向けた取組を進める。
 - 既存の超高層建築物等のうち長周期地震動による影響が大きいものへの対策の検討を進める。

第4 火災対策

O 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震による強い揺れや巨大な津波により大規模な火災が発生 し、最大で日本海溝沿いの巨大地震では約100棟、千島海溝沿いの巨大地震では約3,10 0棟が焼失すると想定されている。

そのため、こうした甚大な被害の軽減に資するよう、深刻な被害を受ける施設や地域において は対策完了時期を明示するなど進捗管理を徹底しつつ、戦略的に対策を推進する。

・ 大規模な火災の発生が懸念される密集市街地において、市街地や公園緑地等の整備、延焼

遮断帯として機能する幹線道路等の整備、老朽建築物の除却と合わせた耐火建築物等への 共同建替え、避難や消火活動の向上を図る狭隘道路の拡幅等、きめ細やかな対策を推進す る。

- ・ 海上部やコンビナート等臨海部における火災への対応として、消防能力を強化した巡視船 艇の整備や民間企業等が所有する護岸や岸壁を含めたコンビナートにおける施設の適切 な維持管理を促進する。
- ・ 火災対応を常時支障なく実施できるよう、巡視船艇・航空機の整備を実施する。引き続き 体制の強化を進める。

第5 土砂災害対策

- O 地震により崩壊する危険性が高く、防災拠点、重要交通網、避難路等に影響を及ぼしたり、孤立集落発生の要因となり得る土砂災害危険箇所について、対策施設の整備を推進するとともに、地域住民の防災力を効果的に高める警戒避難体制の整備等、ハード・ソフト一体となった効果的・効率的な土砂災害対策を推進する。
 - ・ 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震等により発生する土砂災害への対応を強化するため、 「大規模土砂災害対策技術センター」において大学等関係機関と連携し、大規模土砂災害 に対する調査研究を推進する。

第6 雪崩対策

- O 地震に伴う雪崩等の発生を防ぐため、住民への雪崩対策の普及啓発を図るとともに、雪崩防止 施設の整備等を促進する必要がある。
 - ・ 雪崩危険箇所の調査や公表等の情報開示、地震後の緊急点検体制の整備、必要に応じた応 急対策の実施、避難場所への適切な避難誘導等の施策の充実を図る。

第7 漁業施設、農業施設対策

- O 北海道においては、漁港施設、農業施設のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設の整備等を 所管省庁と協力して推進する。
- O 地震や津波により漁港(北海道の区域に限る)、農業施設(北海道の区域に限る)が被災を受けた場合に施設の点検巡視、応急復旧等を行うため、資機材の確保、人員等の配備体制に関する計画を策定する。

第 11 節 巨大な津波への備え

第1 避難路・避難場所の確保等

○ 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震では、襲来する巨大な津波により、最大で日本海溝沿いの 巨大地震では約19.9万人、千島海溝沿いの巨大地震では約10万人が死亡すると想定され

ている。

そのため、こうした深刻な被害から国民を守るため、深刻な被害を受ける施設や地域においては、対策完了時期を明示するなど進捗管理を徹底しつつ、戦略的に対策を推進する。

- ・ 地方公共団体による避難路や避難場所となる施設の事前の選定・整備について、必要となる施設規模、重要度、確保の優先順位等を踏まえ支援する。
- ・ 地方公共団体による避難路や避難場所となる施設の事前の選定・整備について、必要となる施設規模、重要度、確保の優先順位等を踏まえ、必要な避難場所が確保されるよう指定 避難施設の指定及び協定避難施設に関する協定締結が促進されるよう支援する。
- ・ 特に、高台等が近くにない、避難困難地域における津波避難ビル、津波避難タワーの整備 を促進する。また、積雪寒冷地においては冬季の積雪等による避難速度低下を踏まえ、避 難距離や避難時間を短縮するため、防寒機能付き津波避難タワーや積雪等に配慮した避難 路等の整備を支援する。
- ・ 津波浸水地域に立地する官庁施設については、地域防災計画等を踏まえ、地域の一時的な 避難施設とするなどの地域ニーズに配慮した整備を図る。
- ・ 道の駅や高速道路のSA・PA等への避難者の受け入れのため、避難場所、避難階段の整備や道の駅の防災拠点化を進める。
- ・ 被災者の円滑な避難や被災地の復旧・復興活動の支援のため、避難場所、防災拠点として 位置付けられた都市公園の整備を進める。
- 避難路沿道建築物及び避難所となる施設の耐震化を促進する。
- ・ 被災者・避難者の生活支援に資するよう、多くの避難者が想定される地域等については、 水道施設及び下水道施設の耐震化・耐津波化を促進する。
- 津波・高潮防災ステーション等、津波・高潮に関する情報提供施設の整備を推進する。
- ・ また、避難行動の際、参考となる道路等における標高や津波実績高などの表示を積極的に 推進する。
- ・ 市町村によるハザードマップの作成や避難促進施設の所有者等による津波からの避難確保計画の作成を支援するとともに、津波ハザードマップを活用した避難訓練の実施と訓練による防災意識の啓発に努める。また、地域防災力向上のための防災教育を促進する。
- ・ 海底地形データの提供により、自治体等のハザードマップ等作成を支援するとともに、地 震により発生が予測される津波の挙動を図示した津波防災情報図を整備・提供すること で、船舶の津波対策や避泊水域の検討など、港湾内の船舶の津波防災対策を支援する。
- 津波警報等発表時には、船舶に対し迅速確実に伝達する。

- ・ 住民等の避難に資するよう、津波警報等及び津波情報を引き続き迅速かつ的確に提供する。さらに、聴覚障がい者や海水浴客へより確実に伝達するため、「津波フラッグ」の導入の促進や周知啓発に取り組む。
- ・ 部局横断的な地域支援体制を構築し、避難路・避難場所等の整備を含めた背後地が一体と なった津波防災地域づくりや避難場所としての高規格堤防の整備を重点的に推進する。
- ・ 津波発生時の船舶及び旅客の安全で確実な避難行動の実施に向け、船舶運航事業者における津波避難マニュアルの作成及び作成したマニュアルに基づく津波避難訓練の実施を促進する。
- ・ 津波救命艇の機能要件、品質管理体制等をまとめた「津波救命艇ガイドライン」を平成2 6年9月に策定した。津波避難タワー等の整備が難しい地域や、速やかな避難が困難な幼 児・高齢者・要介護者等が津波から身を守る有効な手段として、津波救命艇の普及を推進 する。

第2 津波防災地域づくりの推進

- O 津波防災地域まちづくりに関する法律のフォローアップ等を踏まえ、推進計画や津波災害警戒区域の指定を推進するため、本省・地方整備局等の関連部局が一体となり支援する体制を構築する。
- O 津波防災地域づくりに関する法律に基づき、地域の実情を踏まえた津波防災地域づくりを推 進するため、都道府県、市町村等が実施する次の取組に対して支援する。

<都道府県の取組>

- 基礎調査の実施
- 津波浸水想定の設定
- 津波災害警戒区域等の指定

<市町村等の取組>

- * 推進計画の作成
- 津波ハザードマップの作成
- 避難訓練の実施
- 避難促進施設の所有者等による避難確保計画の作成
- 高台等への移転(防災集団移転促進事業等)
- 津波防護施設の整備・推進

第3 津波浸水を軽減させる施設の整備等

○ 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震に伴う津波により深刻な被害を受ける施設や地域におい

ては、対策完了時期を明示するなど進捗管理を徹底しつつ、戦略的に対策を推進する。

- ・ 津波から国土を守るとともに、沿岸住民等の避難のリードタイムを稼ぐため、海岸保全施設・河川管理施設等の整備や耐震・液状化対策を進める。
- ・ 特に海岸部においては、津波に対して粘り強い海岸堤防の整備や防波堤と防潮堤による多 重防御、海岸の侵食対策を推進する。
- ・ 水門等の確実な操作のため、水門等施設の耐震化及び耐水化を進めるとともに、広範囲に わたり、かつ短時間で数多くの水門等を操作するため、津波が想定される地域においては、 重点的に水門等施設の自動化・遠隔操作化及び効果的な管理運用を推進する。
- ・ 特に、冬期は積雪や凍結の影響により水門等の閉鎖に支障をきたすおそれがあるため、冬 期においても水門等が確実に作動するよう配慮するものとする。
- O また、施設の機能を最大限に発揮させるため、所管施設等の的確な維持管理・更新を推進する。
 - ・ 想定する揺れや津波に対して、施設の老朽化に起因する被害の発生・拡大を防止するため、 施設の特徴を踏まえた適切な点検による現状確認と、その結果に基づく的確な修繕を実施 する。
 - ・ その際、維持管理・更新に係る情報の整備や新技術の開発・導入等により、戦略的・計画 的に取組を推進する。

第4 津波防災性や信頼性の高い緊急輸送等の交通基盤施設の整備

- 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震による巨大な津波により広範囲にわたり道路、港湾、航路、空港、鉄道等の広域輸送を担うネットワークが寸断されるなどの被害を受けると想定される。 この際、積雪寒冷による交通等への影響も考慮する必要がある。そのため、深刻な被害を受け る施設や地域については、対策完了時期を明示するなど進捗管理を徹底しつつ、戦略的に対策 を推進する。
 - 道路・港湾・航路・空港・鉄道等の広域ネットワークの確保
 - 臨港道路等の整備
 - ・ 冬期において、緊急輸送道路や避難所へのアクセス道路について、積雪や凍結による寸断 のため物資供給等が滞ることがないよう、除雪体制を優先的に確保するものとする。また、 地域の状況に応じて、道路の防雪施設や消融雪施設等の整備を図るものとする。

第5 災害対応体制の充実強化

〇 災害時における救助・救援活動、緊急輸送活動、海上緊急輸送ルートの確保等の応急対策業務

をより一層強力に推進するため、巡視船艇・航空機等の整備等を着実に進める。

- 第6 被災想定地域における土地境界の明確化の推進
- O 迅速な復旧・復興や円滑な防災・減災事業の実施のため、地方公共団体等を支援して地籍調査 を積極的に推進する。

第 12 節 防災力強化に向けた日頃からの備え

第1 防災訓練

- O 災害応急対策が迅速かつ円滑に実施されるよう、関係行政機関及び地方公共団体、関係公共機 関、関係事業者と連携し、大規模災害を想定した訓練を実施するものとする。
- O また、訓練の実施にあたっては、計画段階から多数の機関が参画する枠組みを活用するなど、 救援活動等を実施する関係機関との連携強化の推進に努めるものとする。
- の 避難行動に支障をきたすと考えられる冬期における訓練についても留意するものとする。
 - ・ 積雪寒冷地特有の課題等を踏まえた総合的な津波防災訓練など、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震を想定した実践的な訓練(図上及び実働)を実施し、関係機関等との連携を図る。
 - 防災訓練は、逐次その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努める。
 - 避難訓練等の実施や、防災訓練の広報により地域社会の防災意識向上に努める。
 - 関係省庁、地方公共団体等が実施する訓練に積極的に参加する。
 - * 発災時に早急に応急復旧が可能となるよう、航路啓開作業の訓練等を実施する。
 - ・ 改正災害対策基本法による臨港道路の支障物件撤去について、港湾管理者による応急公用 負担権限の行使が円滑に進むよう、道路啓開作業の訓練等を実施する。
 - 重要港湾以上の全ての港湾において策定されている港湾BCPの実効性を確保するため、 BCPに基づく訓練を実施する。
 - ・ 各空港で策定された空港BCPに基づき、空港関係者やアクセス事業者等と連携し、訓練の実施等による空港BCPの実効性の強化に努める。
- O 防災に関する専門的な知識の習得及び災害発生時における的確・迅速な対応能力の向上を図るため、国土交通大学校及び地方整備局等において模擬演習等のより実践的な研修を適宜取り入れた防災研修体制を確立し、防災業務に関係する職員の研修を強化するものとする。

第2 防災教育の推進

O NPO、ボランティア等と連携し、職場、自治会等で地域防災講座の実施など、地域における 防災教育を支援する。この際、出前講座を活用するとともに、災害記録の整理等を通じた教材

等の開発及び情報提供などの支援を合わせて行う。

- ・ 災害時の写真や動画等の提供、出前講座の実施などを推進。
- ・ 特に学校においては、指導計画等の作成支援や授業に活用できる素材や手引き等の提供を 実施。
- O 被災した公共土木施設、土砂災害、民有施設等の被害情報の迅速な収集・点検、円滑な災害応急対策や災害復旧事業の査定事務、円滑な水防活動等に資するため、砂防ボランティア、地すべり防止工事士、斜面判定士、被災建築物応急危険度判定士、防災エキスパート、被災宅地危険度判定士、水防団等の人材の確保、育成及び活用を図るとともに、公的な機関等による研修の参加を支援するものとする。

第3 防災広報の充実・強化

- O 想定される深刻な事態をビジュアルに伝えるなど国民一人一人が高い意識を持ち、自助・共助による被害軽減を実現させるため、リスクコミュニケーションを展開する。
 - ・ 国土交通省及び各関係機関の情報提供ツールを一元化し、多言語化やスマートフォン対応 により、海外や国内に対して、平時から容易に防災情報等を入手できる体制を構築する。